

資料編

[防災関係機関]

○防災関係機関及び連絡先一覧

1 市関係

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
大月市役所本庁舎	大月市大月 2-6-20	0554-22-2111 (地)9-220-1-012 (衛)206	0554-23-1216	ぼうさいおおつき
大月市役所花咲庁舎	大月市大月町花咲 1608-19	0554-20-1827	0554-20-1533	おおつき 6 0
笹子出張所	大月市笹子町黒野田 1351-1	0554-25-2301	0554-20-2501	おおつき 5 1
初狩出張所	大月市初狩町中初狩 100	0554-25-6051	0554-20-2502	おおつき 5 2
七保出張所	大月市七保町林 943-2	0554-24-7018	0554-20-2000	おおつき 5 3
猿橋出張所	大月市猿橋町猿橋 81	0554-22-0542	0554-20-1015	おおつき 5 4
富浜出張所	大月市富浜町鳥沢 1900	0554-26-5301	0554-20-3000	おおつき 5 5
梁川出張所	大月市梁川町綱の上 1391	0554-26-2115	0554-20-3001	おおつき 5 6
中央病院	大月市大月町花咲 1225	0554-22-1251	0554-22-3765	

2 県関係

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
県総務部防災危機管理課	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1430	055-223-1429	地上系：9-220-1-303 衛星系：200-2511
富士・東部地域県民センター	都留市田原 3-3-3	0554-45-7801	0554-45-7804	衛星系：420-2021
富士・東部建設事務所	大月市大月町花咲 1608-3	0554-22-7800	0554-22-7818	地上系：9-220-1-247 衛星系：440-7006
富士・東部林務環境事務所	都留市田原 3-3-3	0554-45-7810	0554-45-7807	地上系：9-220-1-245 衛星系：420-6006
富士・東部農務事務所	都留市田原 3-3-3	0554-45-7830	0554-45-7833	衛星系：420-5011
富士・東部保健福祉事務所 (富士・東部保健所)	富士吉田市上吉田 1-2-5	0555-24-9032	0555-24-9037	衛星系：430-3071

3 警察

名 称	所 在 地	電話番号
大月警察署	大月市大月町真木 197-3	0554-22-0110
大月駅前交番	大月市大月 1-21-16	0554-22-5009
笹子駐在所	大月市笹子町黒野田 1324	0554-25-2305
初狩駐在所	大月市初狩町中初狩 198-9	0554-25-6502
七保駐在所	大月市七保町葛野 2368-1	0554-23-5110
猿橋駐在所	大月市猿橋町猿橋 191-5	0554-22-0529
富浜駐在所	大月市富浜町鳥沢 2757	0554-26-5433
梁川駐在所	大月市梁川町綱の上 710-5	0554-26-2133

4 消防

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
大月市消防本部（消防署）	大月市大月町花咲 1608-19	0554-22-0119	0554-23-0119	(地)9-220-1-039 (衛)444

5 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
関東農政局 (甲府地域センター)	甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎 10F	055-254-6012	055-254-6058
甲府地方気象台	甲府市飯田 4-7-29	055-222-9101	
関東森林管理局 山梨森林管理事務所	甲府市宮前町 7-7	055-253-1336	055(252)9935
国土交通省甲府河川国道 事務所大月出張所	大月市駒橋 1-7-32	0554-22-2411	
国土交通省甲府河川国道 事務所大和国道出張所	甲州市大和町初鹿野字日川原 1655-3	0553-48-2514	

6 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
陸上自衛隊第 1 特科隊	忍野村忍草 3093	0555-84-3135	0555-84-3135	(地)9-220-1-051 (衛)435

7 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
東日本旅客鉄道(株) 大月駅	大月市大月 1-1-1	0554-23-2210	
東日本旅客鉄道(株) 大月保線技術センター	大月市大月 1-1-2	0554-22-0165	
東日本電信電話(株) 山梨支店	甲府市朝気 3-21-15	055-237-1961	
(株)NTTドコモ 山梨支店	甲府市丸の内 2-31-3	055-236-1243	
東京電力(株) 山梨支店大月支社	大月市御太刀 2-2-14	0120-995-882	
猿橋郵便局	大月市猿橋町殿上 423-5	0554-22-1255	
大月郵便局	大月市御太刀 1-13-1	0554-22-0042	
鳥沢郵便局	大月市富浜町鳥沢 395-2	0554-26-5054	
日本赤十字社 山梨県支部	甲府市池田 1-6-1	055-251-6711	
日本放送協会 甲府放送局	甲府市飯田 3-10-20	055-222-1313	
中日本高速道路(株) 八王子支社大月保全・サービスセンター	大月市大月町花咲 223	0554-22-2151	

8 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
(株)山梨放送	甲府市北口 2-6-10	055-231-3232	
(株)テレビ山梨	甲府市湯田 2-13-1	055-232-1114	
(株)エフエム富士	甲府市川田町アリア 105	055-228-6969	
山梨交通(株)	甲府市飯田 3-2-34	055-223-0811	
富士急行(株)	富士吉田市新西原 5-2-1	0555-22-7100	
富士急行(株)富士急大月駅	大月市大月 1 丁目 1-1	0554-22-0029	
富士急山梨バス(株) 大月営業所	大月市猿橋町猿橋 184-6	0554-22-6600	
(社)山梨県トラック協会	石和町唐柏 1000-7	055-262-5561	
日本簡易ガス協会関東支部 山梨県部会	甲府市若松町 5-4 昭和物産(株)内	055-235-6211	
北都留医師会	大月市大月 1-17-23 (富士厚生クリニック内)	0554-22-1450	
(社)山梨県エルピーガス協 会	甲府市宝 1-21-120	055-228-4171	

9 その他公共的団体

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
クレイン農業協同組合 大月支店	大月市大月 1-14-5	0554-22-1341	
大月市森林組合	大月市大月町花咲 1669-11	0554-22-4111	
山梨県建設業協会大月支部	都留市上谷六丁目 7-29 富士・東部建設会館内	0554-43-7111	
大月市建設協会	大月市大月町花咲 1669-9	0554-23-0383	0554-23-0978
大月市商工会	大月市御太刀 1-14-24	0554-22-1648	
大月市社会福祉協議会	山梨県大月市大月町花咲 10	0554-23-2001	
大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩 3274	0554-43-8321	0554-20-2651
東部地域広域水道企業団	大月市七保町下和田 415	0554-22-0099	
大月市浄水場	都留市田野倉 125	0554-43-8035	
山梨県東部広域連合	都留市田野倉 1130	0554-45-6801	0554-45-6802

○大月市防災会議委員名簿

区分	機 関 等 名	職 名	所在地	連絡先
会長	大月市	市 長	大月市大月 2-6-20	22-2111
委員	国土交通省甲府河川国道事務所大月出張所	所 長	大月市駒橋 1-7-32	22-2411
〃	国土交通省甲府河川国道事務所大和国道出張所	所 長	甲州市大和町初鹿野字日川原 1655-3	0553-48-2514
〃	富士・東部地域県民センター	所 長	都留市田原 3-3-3	45-7801
〃	富士・東部建設事務所	所 長	大月市大月町花咲 1608-3	22-7800
〃	富士・東部林務環境事務所	所 長	都留市田原 3-3-3	45-7810
〃	富士・東部保健福祉事務所	所 長	富士吉田市上吉田 1 丁目 2-5	0555-24-9032
〃	富士・東部農務事務所	所 長	都留市田原 3-3-3	45-7830
〃	大月警察署	署 長	大月市大月町真木 197-3	22-0110
〃	大月市消防団	団 長	大月市大月町花咲 1608-19	22-0119
〃	東日本電信電話㈱山梨支店	支店長	甲府市朝気 3-21-15	055-237-1961
〃	東日本旅客鉄道㈱大月駅	駅 長	大月市大月 1-1-1	23-2210
〃	東日本旅客鉄道㈱大月保線技術センター	所 長	大月市大月 1-1-2	22-0165
〃	東京電力㈱山梨支店大月支社	支社長	大月市御太刀 2-2-14	0120-995-882
〃	中日本高速道路㈱八王子支社 大月保全・サービスセンター	所 長	大月市大月町花咲 223	22-2151
〃	富士急行(株) 交通事業部	部 長	富士吉田市新西原 5-2-1	0555-22-7100
〃	富士急山梨バス(株)	社 長	富士河口湖町小立 4837	0555-72-6877
〃	大月市	副市長	大月市大月 2-6-20	22-2111
〃	大月市教育委員会	教育長	大月市大月 2-6-20	23-8043
〃	大月市	総務部長	大月市大月 2-6-20	23-8002
〃	大月市	市民生活部長	大月市大月 2-6-20	23-8028
〃	大月市	産業建設部長	大月市大月町花咲 1608-19	20-1827
〃	大月市教育委員会	教育次長	大月市大月 2-6-20	23-8044
〃	大月市立中央病院	事務長	大月市大月町花咲 1225	22-1251
〃	大月市消防本部	消防長	大月市大月町花咲 1608-19	22-0119

○大月市防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施設名等
本部活動	災害対策本部	市庁舎（代替施設：第二庁舎等）
	地域対策支部※	6出張所
	現地対策本部	被災地周辺公共施設等
応援要請	自衛隊駐屯地	中学校等の体育館
	ボランティアセンター	総合福祉センター
医療救護	医療救護所	指定避難所等
	地域災害拠点病院	大月市立中央病院
交通輸送対策	県緊急輸送路	中央自動車道、国道20号線、139号線
	物資集配拠点	勤労青年センター、総合グラウンド
	ヘリコプター主要発着場	笹子河川親水公園、総合グラウンド
避難対策	指定避難所	小中学校等の施設
	地区避難所	公民館等の施設
避難行動要支援者対策	福祉避難所	総合福祉センター、デイサービスセンターやまゆり
生活救援	市備蓄倉庫	小中学校等の15箇所
	給水拠点	指定避難所、飲料水兼用耐震性貯水槽等
	炊き出し場所	学校給食センター、学校の家庭科室、公民館等
	被災者相談窓口	市庁舎、6出張所
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	猿橋近隣公園、総合体育館駐車場、宮谷新道（馬の背）、総合グラウンド（野球場）
清掃活動	がれきの集積場所	初狩町中初狩 （まるたの森クリーンセンター周辺）
死体対策	遺体安置所	寺院
水防対策	水防（資機材）倉庫	消防署、七保、笹子の3箇所

※：地域対策支部は、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生したとき、設置される。

○自主防災組織一覽

行政区	自治会名	自主防災組織	結成年月日	整備状況	
				資機材	倉庫
笹子町					
白野	白野	白野	S 56. 3. 1	H 8	H 8
原	原	原	S 56. 3. 1	H 9	H 9
吉久保	吉久保	吉久保	S 56. 3. 1	H 9	H 9
阿弥陀海	アミダ海	アミダ海	S 56. 3. 1	H 8	H 8
黒野田	黒野田	黒野田	S 56. 3. 1	H 9	H 9
追分	追分	追分	S 56. 3. 1	H 9	有
笹子町計		6			
初狩町					
下初狩一	下一の1	下 一	S 56. 3. 20	S 60	有
	下一の2				
下初狩二	下二の1	下 二	S 56. 3. 10	S 60	有
	下二の2				
藤沢	藤沢	富士見沢	S 56. 3. 10	H 8	H 8
側子	側子1	側子	S 56. 3. 23	H 8	H 8
	側子2				
神戸	神戸	神戸	S 56. 3. 1	S 58	有
立川原	立川原	立川原	S 56. 3. 1	H 9	H 9
丸田	丸田	丸田	H 9. 9. 16	H 9	H 9
初狩町計		8			
大月					
(殿上一)	発電所				
駒橋三丁目	横尾1	横尾第1	S 56. 9. 19	S 59	S 60
	横尾2	横尾第2	S 55. 12. 25	H 8	H 8
駒橋二丁目	駒下	駒下	S 56. 8. 29	H 9	H 9
	駒中	駒中	S 60. 7. 20	H 9	有
駒橋一丁目	駒上	駒上	S 60. 8. 5	H 8	H 8
	宮本	宮本	S 60. 8. 1	H 9	S 61
	駒七	駒七	S 60. 7. 1		
御太刀一丁目	御太刀1	御太刀第1	S 56. 9. 1		
	御太刀2	御太刀第2	S 56. 8. 30	S 56	有
	御太刀3	御太刀第3	S 56. 3. 10	H 9	有
	御太刀4	御太刀第4	S 56. 9. 1		
御太刀二丁目	御太刀5	御太刀第5	S 56. 9. 1		
	御太刀6	御太刀第6	S 56. 3. 20	H 9	H 9
大月一丁目	神明1	神明第1	S 56. 8. 1	H 9	H 9
	神明2	神明第2	S 56. 3. 1	H 9	有
	広月	広月	S 56. 3. 10	H 9	有
	大松	大松町	S 56. 6. 20	H 9	H 9
大月二丁目	南天神	南天神	S 56. 9. 10	H 9	H 9
	琴平	琴平町	S 56. 8. 1	S 59	有
	栄町	栄町	S 56. 6. 2	S 56	有
	本町1	本町第1	S 56. 3. 10	H 12	H 12
	本町2	本町第2	S 56. 7. 2	H 9	H 10
	天王	天王町	S 56. 3. 15	H 9	有
	仲町	仲町	S 56. 3. 15		
坂瀬	坂瀬	S 63. 1. 18			
大月三丁目	北天神1	大月三丁目	H 8. 9. 2	H 8	H 8
	北天神2		H 18. 6. 17	H 18	H 18
	リバーサイド	リバーサイド	H 8. 2. 1		
沢井	沢井	沢井	S 60. 9. 1	H 9	H 8

行政区	自治会名	自主防災組織	結成年月日	整備状況	
				資機材	倉庫
下花咲一	下花咲第1	下花咲	S 56. 3. 20	H 9	H 8
下花咲二	下花咲第2				
	美堂	S 56. 6. 9	H 9	H 8	
	美堂団地				
	花咲団地				
上花咲	上花咲	上花咲	S 56. 3. 15	H 9	有
富士見台	富士見台第1	富士見台	S 60. 8. 10	H 9	S 59 有
	富士見台第2		S 60. 8. 20		
	富士見台第3		S 60. 4. 1		
	富士見台第4		S 60. 4. 1		
	富士見台第5		S 60. 4. 1		
	富士見台第6		S 60. 4. 1		
	富士見台第7		S 60. 4. 1		
NEC寮					
前沢	前沢	前沢	S 57. 9. 1	H 9	H 8
久保	久保	久保	S 57. 9. 1	H 9	H 9
青木原	青木原	青木原	S 57. 11. 6	H 7	有
小佐野一	小佐野一	小佐野一	S 58. 2. 28	S 58	有
小佐野二	小佐野二	小佐野二	S 57. 9. 1	H 9	H 9
下原	下原	下原	S 57. 9. 1	H 9	有
沢中	沢中	沢中	S 57. 9. 1	H 9	有
上真木上	上真木上	上真木	S 57. 8. 27	H 9	H 9
上真木下	上真木下		S 57. 8. 23		
間明野	間明野	間明野	S 57. 8. 20	H 8	H 8
桑西	桑西	桑西	S 57. 8. 20	H 8	有
恵能野	恵能野	恵能野	H 9. 4. 1	H 9	H 11
大月計		43			
賑岡町					
浅利	浅利	浅利	S 56. 3. 6	H 9	H 8
浅利住宅	浅利住宅	浅利団地	S 55. 12. 7	H 8	H 10
西奥山	西奥山	西奥山	S 57. 3. 1	H 9	H 8
強瀬	強瀬	強瀬	S 55. 9. 1	H 9	H 10
	(川隣)				
岩殿	岩殿	岩殿	S 59. 9. 1	S 56	有
神倉	神倉	神倉	S 56. 3. 1	H 9	H 9
下畑倉	下畑倉	下畑倉	S 56. 8. 29	H 9	H 6 東電
畑倉住宅	畑倉住宅				
上畑倉	上畑倉	上畑倉	S 56. 3. 29	S 56	有
日影	日影	日影	S 56. 4. 1	S 58	S 59
東奥山	東奥山	東奥山	S 56. 2. 5	S 59	S 60
石動団地	石動団地	石動団地	H 9. 4. 1	H 9	H 9
ゆりヶ丘	ゆりヶ丘	ゆりヶ丘	H 7. 9. 1	H 7	H 7
賑岡町計		12			
七保町					
下和田一	下和田第1	下和田第1	S 56. 3. 10	H 9	有
下和田二	下和田第2	下和田第2	S 56. 3. 15	H 9	H 7
下和田三	下和田第3	下和田第3	S 56. 3. 10	H 9	H 7
下和田四	下和田第4	下和田第4	S 56. 3. 15	S 56	H 7
下和田五	下和田第5	下和田第5	H 4. 4. 1	H 8	H 7
下和田六	下和田第6	下和田第6	H 21. 3. 31	H 20	H 20
大島	大島	大島	S 56. 3. 15	H 9	H 7
葛野一	葛野1	宮元	S 58. 2. 13	H 9	H 9
		下組	S 59. 11. 3	S 60	有
		上村	S 57. 10. 1	H 9	H 9
		戸並	S 59. 10. 10	H 9	H 9
葛野二	葛野2	石原	S 59. 10. 20		
		倉崎上組	S 59. 9. 16	H 9	有
		倉崎下組	S 59. 10. 10	H 9	有

行政区	自治会名	自主防災組織	結成年月日	整備状況	
				資機材	倉庫
葛野三	葛野3	小泉	S59.10.6	H9	H9
		和田原	S59.10.30	H9	H9
		沖組	S59.10.21	H9	H9
田無瀬	田無瀬	田無瀬	届出無し		
林	林	林	S60.11.13	H9	H9
奈良子一	奈良子1	奈良子第1	S56.5.10	H8	H8
奈良子二	奈良子2	奈良子第2	S56.5.10	H9	H9
		奈良子矢竹	S57.10.10	H9	H7
浅川一	浅川1	浅川第1	S58.4.1	H9	H9
浅川二	浅川2	浅川第2	S58.4.1	H9	H9
下浅川	下浅川	下浅川	S58.4.1	H9	H9
瀬戸一	瀬戸1	瀬戸第1	S57.12.1	H9	H9
瀬戸二	瀬戸2	瀬戸第2			
		吉平	H11.4.1	H11	H11
		小姓	H11.4.1	H11	H11
瀬戸三	瀬戸3	瀬戸第3	S56.4.1	H11	有
瀬戸四	瀬戸4	瀬戸第4		H9	H7
		川津畑	H11.4.1	H11	H11
上和田	上和田	上和田	S56.4.1	H9	H9
小金沢	小金沢	小金沢	S56.3.10	H8	有
駒宮	駒宮	駒宮	S56.3.22	H9	有
七保町計		35			
猿橋町					
小篠	小篠	小篠	S56.3.14	H9	H9
津成	津成	津成	S56.1.1	S58	有
太田	太田	太田	S56.3.1	H9	H9
久保	久保	久保	S56.4.1	H9	H9
小田	小田	小田	S56.4.18	H9	H9
四季の丘	四季の丘	四季の丘	S58.9.5	S58	S60
恋路団地	恋路団地	恋路団地	H6.4.1	H8	有
伊良原	伊良原	伊良原	S56.3.1	H9	有
朝日小沢	朝日小沢	朝日小沢	S60.3.1	H9	H9
小沢	小沢	小沢	S58.2.1	H9	H9
幡野	幡野	幡野	S56.4.1	S56	有
田中	田中	田中	S56.4.1	H9	H9
小倉	小倉	小倉	S56.3.15	H9	H9
梨木	梨木	梨木	S56.8.1	S58	有
東町	東町	東町	S56.3.12	S56	有
霞町	霞町	霞町	S56.4.1	H15	H15
行原	行原	行原	S62.4.1	H9	H9
横町	横町	横町	S56.5.10	H9	有
仲町1	仲町1	仲町1	S56.4.1	H9	H9
仲町2	仲町2	仲町2	S56.3.15	H9	有
寿町	寿町	寿町	S56.4.1	H9	H9
小柳	小柳	小柳	S56.4.1	H9	有
アツクメ	アツクメ	アツクメ	H21.1.21		
殿上1	殿上2	殿上1	S56.7.22		
殿上2		殿上2	S56.7.1	H9	H9
殿上3	殿上3	殿上3	S56.6.1	H9	有
殿上4	殿上4	殿上4	S56.6.1	H9	H9
殿上5	殿上5	殿上5	S58.8.1	H9	H10
殿上6	殿上6	殿上6	S62.3.22	H8	有
天神森	天神森	天神森	H8.8.13	H8	H8
桂台一丁目	桂台一丁目	桂台一丁目	H11.4.1	H11	有
猿橋町計		31			

行政区	自治会名	自主防災組織	結成年月日	整備状況	
				資機材	倉庫
富浜町					
山谷	山谷	山谷	S 58. 8. 29	H 9	H 9
中野	中野	中野	S 56. 7. 11	H 9	H 9
堀の内	堀の内	下鳥沢 72 防災会	H 9. 1. 15 合同結成	H 9	H 9
遠山	遠山				
県営	県営			S 56	有
坂尻	坂尻			H 8	H 8
下中	下中			H 9	H 9
下宮	下宮				
上東	上東	上東	S 56. 8. 1	H 9	S 61
上中	上中	上中	S 56. 4. 1	H 9	S 61
上西	上西	上西	S 56. 3. 25	H 9	H 9
寺向	寺向	寺向	S 56. 9. 1	S 56	有
峰沢	峰沢	峰沢	S 56. 4. 1	H 9	有
大久保	大久保	大久保	S 58. 4. 1	H 9	H 9
小向	小向	小向	H 18. 10. 1	H 18	H 18
袴着	袴着	袴着	S 57. 7. 25	H 9	H 9
宮上	宮上	宮谷	S 56. 4. 1	H 9	H 9
宮中	宮中				
宮下	宮下				
新道	新道				
横吹	横吹	横吹	S 60. 7. 1	S 61	有
駅南	駅南	駅南	S 60. 4. 1	H 8	有
富浜町計		14			
梁川町					
斧窪	斧窪	斧窪	H 9. 2. 4	H 8	H 8
	仲間沢	(仲間沢)			
	殿畑	(殿畑)			
彦田	彦田	彦田	S 59. 8. 11	H 9	有
	桑原	桑原	S 61. 12. 8	H 9	H 10
西村・綱本	西村	西村	S 56. 3. 23	H 9	H 9
	綱本	綱本	S 57. 10. 1	H 8	H 8
原	上原	上原	S 57. 10. 1	H 9	H 9
	中原	中原	S 56. 1. 1		
	下原	下原	S 56. 1. 15		
新倉	新倉東	新倉東	S 61. 12. 8	H 9	有
	新倉西	新倉西	S 61. 12. 8		
清水・大保呂	清水・大保呂	清水・大保呂	S 61. 12. 8	H 9	H 9
中野・金畑	中野・金畑	中野・金畑	S 61. 12. 8	H 9	有
塩瀬	塩瀬	塩瀬	S 61. 12. 8	S 58	有
立野	立野上	立野上組	S 61. 12. 8	H 9	H 9
	立野下	立野下組	S 61. 12. 8		
下畑	下畑	下畑	S 61. 12. 8	H 9	H 9
梁川町計		16			
合計		165			

○医療機関一覧

1 基幹災害拠点病院

病院名	所在地	電話番号	一般病床数	備考
山梨県立中央病院	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111	629	重篤な救急患者の受入れ 県外基幹施設との連携 医療スタッフ全県派遣

2 基幹災害支援病院

病院名	所在地	電話番号	一般病床数	備考
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110	055-273-1111	566	県立中央病院とともに重篤な救急患者の受入れ 医療スタッフ全県派遣
山梨赤十字病院	富士河口湖町船津6663-1	0555-72-2222	224	富士北麓・東部医療圏を 広域カバー 医療スタッフ全県派遣

3 地域災害拠点病院

病院名	所在地	電話番号	医療救護班編成数	一般病床数
大月市立中央病院	大月市大月町花咲1225	0554-22-1251	2	144

4 地域災害支援病院

病院名	所在地	電話番号	医療救護班編成数	一般病床数
都留市立病院	都留市つる5-1-55	0554-45-1811	2	140
上野原市立病院	上野原市上野原3195	0554-62-5121	2	135

5 北都留医師会大月市内医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号
奥秋医院	大月市七保町葛野2387	0554-23-1124	
大月市立中央病院	大月市大月町花咲1225	0554-22-1251	0554-22-3765
共立診療所さるはし	大月市猿橋町殿上587-1	0554-20-1311	
黒田医院	大月市猿橋町猿橋249-2	0554-22-0811	
三枝医院	大月市初狩町中初狩191-1	0554-25-6006	
進士医院	大月市御太刀1-8-19	0554-22-0150	
(医)すずき整形外科医院	大月市御太刀2-8-8	0554-22-6500	
稚枝子おおつきクリニック	大月市大月1-8-5	0554-56-7766	
賑岡診療所	大月市賑岡町畑倉1197-4	0554-22-0466	
(医)はちすか整形外科クリニック	大月市駒橋1-2-36	0554-22-1117	
初狩クリニック	大月市初狩町中初狩108-1	0554-25-3211	
花田医院	大月市初狩町下初狩3290	0554-25-6035	
(医)富士厚生クリニック	大月市大月1-17-23	0554-22-1450	
藤本医院	大月市猿橋町伊良原91-1	0554-22-8155	0554-22-8156
(医)堀田医院	大月市大月1-5-20	0554-22-0113	
真木医院	大月市大月町真木2185-1	0554-22-5060	
武者医院	大月市大月1-15-18	0554-23-1166	
わたなベクリニック	大月市猿橋町猿橋184	0554-22-2428	

順不同、アイウエオ順

6 大月市内歯科医療機関

医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
岩崎歯科医院	大月市富浜町鳥沢 261	0554-26-2272
遠藤歯科医院	大月市御太刀 1-15-11	0554-23-4182
岡歯科医院	大月市御太刀 1-12-20	0554-23-0123
小泉歯科医院	大月市七保町葛野 1510-1	0554-22-7000
坂本歯科医院	大月市猿橋町猿橋 204-18	0554-23-3730
佐藤歯科クリニック	大月市大月町花咲 1271-31	0554-23-0852
シライ矯正歯科クリニック	大月市大月 1-13-30	0554-23-4187
進士歯科医院	大月市御太刀 1-8-19	0554-22-0135
遠山歯科医院	大月市猿橋町猿橋 619	0554-22-0536
賑岡診療所	大月市賑岡町畑倉 1197-4	0554-22-0488
干潟歯科医院	大月市大月 3-1-23	0554-22-0676
布施歯科医院	大月市大月 1-6-14	0554-22-1100
宮田歯科医院	大月市猿橋町殿上 363	0554-22-4848
山本歯科医院	大月市大月 1-20-8	0554-22-0302

順不同、アイウエオ順

○市内薬局一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
秋山薬局	大月市富浜町鳥沢 1955	0554-26-5316	
あすなろ大月薬局	大月市猿橋町殿上 587-5	0554-20-1301	
梅沢薬局	大月市猿橋町猿橋 47	0554-23-1155	0554-23-1190
大月調剤薬局	大月市大月町花咲 1264-4	0554-22-5002	0554-22-5021
小俣薬局	大月市御太刀 1-3-5	0554-22-0151	
広明堂薬局	大月市大月 1-11-23	0120-30-0487	
中央調剤薬局	大月市大月町花咲 1264-3	0554-22-3325	0554-20-1125
東京薬局	大月市富浜町鳥沢 2732	0554-26-5327	0554-26-3476
古沢薬局	大月市大月 1-6-11	0554-23-0032	
真木調剤薬局	大月市大月町真木 2182	0554-22-1587	
安留薬局	大月市大月 2-12-34	0554-22-0049	

順不同、アイウエオ順

[条例等]

○大月市防災会議条例

(昭和37年12月20日)
(条 例 第 41 号)

最近改正 平成 24 年条例第 26 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、大月市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大月市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき、大月市水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は35人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、山梨県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年9月29日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年8月1日から適用する。

附 則 (平成6年6月24日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日条例第1号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

○大月市災害対策本部条例

(昭和37年12月20日)
条例第42号)

最近改正 平成24年条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、大月市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 本部の長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置き、副本部長、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

○大月市地震災害警戒本部条例

(昭和54年12月24日)
条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定により、大月市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもつてあてる。

(1) 山梨県警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(5) 市の消防長及び消防団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれにあたる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○大月市災害時要援護者登録制度実施要綱

(平成17年9月1日)
大月市告示第53号)

(目的)

第1条 この要綱は、障害者、一人暮らし高齢者などが、災害時等における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(要援護者)

第2条 この要綱において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における地域での支援（以下「支援」という。）を希望する者であって、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

- (1) 身体障害者のうち、肢体不自由の障害の程度が1級から3級まで、視覚障害の程度が1級若しくは2級又は聴覚障害の程度が2級の者
- (2) 知的障害者のうち、その障害の程度がA判定の者
- (3) 65歳以上の一人暮らし高齢者
- (4) 寝たきり高齢者
- (5) 認知症高齢者
- (6) その他援護を必要とする者

(地域支援者)

第3条 この要綱において「地域支援者」とは、前条に定める要援護者を普段から見守り、災害時等においては可能な限り情報の伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行う者であって、要援護者の近隣に居住し、かつ、支援を行うために必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

(要援護者の登録)

第4条 市長は、次条の規定により、要援護者の登録を行うものとする。

(登録の手続)

第5条 要援護者は、災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（別記様式。以下「申請書兼登録台帳」という。）に、災害時等において支援を受けるために必要な個人情報を記載して、市長に提出するものとする。

なお、申請書兼登録台帳に要援護者が希望する地域支援者を記載する場合には、あらかじめその者の同意を得なければならない。

- 2 市長は、要援護者を登録するに当たっては、記載された地域支援者から前項の規定による同意について、確認を行うものとする。
- 3 市長は、申請書兼登録台帳に要援護者が希望する地域支援者の記載がない場合には、自主防災組織、地区社会福祉協議会及び地区担当民生委員に当該要援護者の情報を提供し、地域支援者の選定を依頼するものとする。この場合においても、市長は前項の規定による同意について確認を行うものとする。
- 4 前2項の確認を終えた要援護者に係る申請書兼登録台帳は、これを登録台帳とする。

(登録台帳の保管)

第6条 登録台帳の原本は市長が保管し、副本は要援護者のほか自主防災組織、地区社会福祉協議会、地区担当民生委員及び地域支援者、（以下「自主防災組織等」という。）がそれぞれ保管する。

(自主防災組織等による支援)

第7条 自主防災組織等は、要援護者に対し、登録台帳を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等
- (2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け、相談等

(自主防災組織の義務)

第8条 自主防災組織等は、前条各号に掲げる支援以外の目的で登録台帳を活用してはならない。

- 2 自主防災組織等は、登録台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。
- 3 自主防災組織等は、登録台帳を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。
- 4 自主防災組織等は、登録台帳を紛失したときは、速やかに、市長に報告しなければならない。

(登録事項の変更)

第9条 要援護者又は地域支援者は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接、又は民生委員を通じて市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の報告により登録台帳記載事項に変更が生じたことを知ったときは、登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、要援護者及び自主防災組織等に連絡するものとする。

(制度の周知)

第10条 市長は、広報誌等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

- 2 自主防災組織等は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

(事業の委託)

第11条 市長は、当該事業の運営を社会福祉法人大月市社会福祉協議会に委託することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式

災害時要援護者登録申請書兼登録台帳

(あて先)

大 月 市 長

私は、災害時に援護が必要になるため、大月市災害時要援護者の登録を申請します。

つきましては、下記事項が地域支援者、地区担当民生委員、地区社会福祉協議会及び自主防災組織（自治会）、へ情報提供されることに同意します。

○太枠は必ず記入してください。その他は記入できる範囲で結構です。

フリガナ 氏 名	男・女			作成日	年 月 日
生年月日	M・T・S・H	年 月 日生	歳	血液型	A・B・O・AB
住 所	大月市			電 話	
				F A X	
家族構成 (本人含む)	人	本人の状況 ※区分番号を記入		自主防災組織 (自治会)の名称	
緊急連絡先	氏 名	住所及び電話番号			続 柄
		住所：			
		☎	携 帯		
		住所：			
		☎	携 帯		

※ 区分番号 —あてはまる次の番号を全て記入—

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| (1) 身体障害者（肢体は3級以上、視覚・聴覚は2級以上） | (4) 寝たきり高齢者 |
| (2) 知的障害者（A判定の人） | (5) 認知症の高齢者 |
| (3) 65歳以上で一人暮らしの高齢者 | (6) その他援護を必要とする者 |

1. 身体障害（肢体・視覚・聴覚）・知的障害等の内容	
2. 現在必要としている保健、医療、福祉サービス等	
3. 特記事項	

1. 身体・知的障害者は障害手帳の内容を、また介護認定を受けている人はその内容を記載
2. 人工透析を受けているなど、保健、医療、福祉サービスに関して留意すべき事項を記載
3. 援護が必要となる主な理由、本人との意思疎通の方法（意思疎通が困難な場合）などの事項について記載

あなたが希望する地域支援者を記載してください。（記載に際しては、必ず本人の同意を得てください。）

地域支援者	氏名	地域支援者	氏名
	住所		住所
	電話		電話

○大月市小型除雪機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、冬期の道路交通及び安全で安心な市民生活を確保するため、小型除雪機を購入する団体に対し、予算の範囲内で交付する補助金に関し、大月市補助金等交付規程（昭和43年大月市訓令第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、市道及び生活関連道路の除雪を行う自治会等の団体とし、個人が使用するものは補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、小型除雪機1台あたりの購入費の2分の1以内(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、大月市小型除雪機購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて毎年度8月末日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) カタログ
- (3) 除雪実施箇所位置図

(交付額の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付額を決定し、大月市小型除雪機購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金実績報告)

第6条 申請者は、購入後すみやかに大月市小型除雪機購入費補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 購入した小型除雪機の写真
- (3) その他市長が必要とする書類

(補助金の請求及び交付)

第7条 交付決定を受けた申請者は、前条に規定する補助金実績報告書を提出後、市長に大月市小型除雪機購入費補助金交付請求書（様式第4号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付する。

(譲渡等の禁止)

第8条 この要綱の補助金の交付により取得した小型除雪機は、当該小型除雪機を取得した日から起算して10年を経過するまでの間は、これを譲渡し、交換し、又は廃棄してはならない。ただし、市長

の承認を得た場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

○雪害マニュアル道路除雪編

大月市地域防災計画 雪害マニュアル（道路除雪編）

1. 目的

この道路除雪編は、市道等の道路における、冬期の降雪、積雪に対し、早期に効率的な除雪を進め、市民の生活、安全を守ることを目的とする。

具体的には、大月市が中心となり、市民による除雪、業者による除雪、各関係機関との調整など、効果的かつ公平に除雪を進めるための指針とする。

2. 背景

従来の除雪対応は、1、2級市道など幹線道路については除雪業者で対応し、集落内及び生活関連道路の除雪は住民で行うこととしてきたが、人口減少、住民の高齢化による除雪力の低下、また、公共事業の減少や社会構造の変化により、除雪を請負う建設業者および作業員の減少で、市内の除雪力全体が低下し、積雪による市民生活への影響が大きくなっている。

さらに、1mを超える記録的な積雪により、交通網の寸断や長期に及ぶ住民の孤立化などが課題となった。

大雪は、台風、集中豪雨といった降雨災害と比べ、市全域に同時に積雪被害が発生するため、行政がすべての公道の除排雪を行うことには限界がある。このため、市、業者、市民及び関係機関がそれぞれの役割を確認し、連携して除雪対応に取り組む必要がある。

3. 言葉の定義

除雪・・・市道など公道の積雪を排除し、車両、歩行者の通行が安全に行えるよう通路を確保すること。

圧雪・・・積雪量が50cmを超えるような場合、一度に除雪を行わずに歩行者、緊急車両が通行可能な程度に雪を押さえて通路を確保すること。

一車線確保・・・圧雪から、さらに除雪を進め、路面が見える状態で全路線について1車線を確保し、部分的にすれ違いが可能な待避スペースを確保すること。

拡幅除雪・・・1車線確保から、さらに通常的車線幅が確保できるまでに除雪を進めた状態にすること。

排雪・・・拡幅除雪などの際、路肩スペースで雪が処理できない場合、ほかの置場（排雪場）までダンプトラックを利用し、運搬し処理すること。

機械除雪・・・タイヤショベル（ホイールローダ）、グレーダー、バックホウなどの重機により除雪を行うこと。主に建設業者が行う。

住民除雪・・・住民が生活する地域の道路をスコップなどで除雪すること。

ボランティアや消防団などの組織によるものも含む。

凍結防止剤散布・・・除雪が完了し、溶けだした水により路面が凍結するのを防止するために塩化カルシウム、塩化マグネシウム等を散布すること。

凍結が予想される夜間、早朝にあわせ夕方散布を原則とする。

指定路線・・・あらかじめ積雪量に応じて、指定する除雪契約業者が除雪を行う路線。主に幹線道路。

協力業者・・・除雪契約建設業者以外で除雪に使える重機を所有し、事前に市に登録し、積雪時に除雪対応する業者。

4. 行政の役割

国、県、市は道路管理者として、あらかじめ指定路線について除雪業者を選定のうえ契約し、大雪情報をもとに、早い段階から除雪に対応できるよう待機及び出動態勢を整えるよう除雪契約業者を指導する。

○国、山梨県

国道20号及び国道139号、並びに市内の県道の除雪を行う。

○大月市

- (1) 高速道路、国道、県道の各道路管理者との調整（雪害対策会議の実施）を行い、除雪路線及び進捗状況の確認を行う。また、大雪警報発令時など必要に応じて交通規制の時間等の確認を行い、適切なタイミングで規制を実施し、防災担当部署を通じ広報する。
- (2) 積雪量による除雪指定路線を決定し、市民に公表、周知する。
また、除雪契約業者等の保有重機の種類・数量、オペレーターの人員の確認を行い、適切な除雪方法を指導する。
- (3) 除雪の実施は、「7. 除雪の方法」に従い、除雪契約業者により指定路線の除雪を行う。
また、条件により協力業者による除雪費用の助成等を行う。
- (4) 路面のスリップ防止対策として、最低気温が-1℃以下になると予想される場合、あらかじめ指定した箇所（交通量が比較的多く、急勾配、カーブの箇所）に凍結防止剤を散布する。
- (5) 住民除雪への助成、支援を行い、住民除雪の推進を図る。
- (6) 排雪場所の確保を行い、市街地や住宅地の排雪にあたり市民、業者にこれの利用を促す。（公共施設駐車場、河川敷、学校校庭など）
- (7) 最新の除雪状況を防災無線、HP、SNSなどを利用し、市民に周知し、交通混乱を防止する。
- (8) 道路、防災、福祉などの担当相互の連絡、調整を図り、市民の安全確保・除雪の推進に努める。（災害対策本部による対応）
また、除雪業務に精通する職員の育成、資質向上を勧める。

5. 業者の役割

○除雪契約業者

- (1) 除雪に備え、重機の配備、オペレーターの手配を行い、市からの指示に従い、若しくは規定に基づき大雪情報をもとに早い段階から除雪、排雪、凍結防止剤散布などの作業が行えるよう出動態勢を万全に整える。
- (2) 「7. 除雪の方法」により、適切な除雪を行う。
- (3) 必要に応じ、他市、他県から重機の支援、業者の支援を受けられるような体制を整える。また、業者ごとに相互支援を行い、効率的に適切な除雪を行う。

○協力業者

- (1) 事前に市に登録しておくことで、積雪時に区長など地区代表者の要請により、除雪を行う。積雪量による除雪費用を市に請求することができる。
- (2) 除雪を行う場合は、区長など地区代表者の意見を聞きながら優先度を考慮するとともに、公平性を保ち、適切な除雪を行う。

6. 市民の役割

- (1) 自宅の玄関先、幹線道路までつながる地区内道路、歩道、生活道路については、地域住民の積極的な参加により、除雪を行う。
- (2) 地域住民の人力での作業が困難な場合は、協力業者等に支援を要請し、市からの補助を受けることができる。
- (3) 独居老人、要支援者など、除雪が困難な者の支援を行う。
- (4) 必要に応じ、市から「8. 住民除雪支援」を受けることができる。
- (5) 除雪マナーの啓発、相互監視を行う。（道路や水路に支障となる雪を捨てない、積雪時に路上駐車をしない、屋根からの落雪対策を行う、むやみに車で外出しないなど）
- (6) 除雪業者の作業に積極的に協力し、道路隣接地などに排雪場所を提供する。

7. 除雪の方法

(1) 市道の除雪基準

積雪量に応じて主要幹線道路（10cm以上、15cm以上、20cm以上）、その他の1，2級市道及び

路線延長が500mを超えるもの(50cm以上)、その他除雪を必要とする路線(1m以上)に分けて指定路線(別表)を選定し、除雪する。

- (2) 除雪の優先順位は、市民生活に必要な不可欠な交通量の多い幹線道路(国道、県道、主要市道)、病院や重要な公共施設をつなぐ路線、水道、電気などライフラインの確保に必要な路線を中心に選定する。
- (3) 除雪は、市民生活に必要な最小限の路線について進めることとし、一集落一路線確保を原則とする。また、除雪に時間を要し、長期の孤立化が予想される場合は速やかに避難所等の利用を勧める。
- (4) 除雪を行う業者は、契約書に従って積雪量計測、作業前、作業中、完成の写真を撮影し、市の担当監督員に提出すること。
- (5) 積雪量に応じて、圧雪、1車線確保、拡幅除雪、排雪を行い、原則としてスタッドレスタイヤでの走行が可能な状況とすること。
- (6) 除雪にあたっては毎日の作業の進捗状況を確認するため担当監督員に報告を行う。
- (7) 農林道の除雪については、指定路線を除き、農林業従事者などの受益者による除雪を原則とする。

8. 住民除雪支援 (別途補助金交付要綱による)

市は住民の高齢化などにより、住民除雪が困難となっている地域や除雪距離が長く、生活に支障が出る地域に対し、補助金等の支援を行う。

- (1) 地域などで使用する小型除雪機の購入支援を行う。購入費用の1/2以内とし、最大で10万円を限度として補助する。
- (2) 指定路線以外の市道についても、地区で保有する重機の運転費用(燃料、リース代等)及び協力業者の作業に対し、積雪量による規定に応じてかかる費用の1/2以内、または全額を補助する。
- (3) 路面のスリップ防止対策として地区に凍結防止剤を配布する。

9. 終わりに

積雪による災害は、市民の生命・財産にも影響をおよぼし、交通障害だけでなく、住民間のトラブル発生にもつながる。

これらを理解のうえ、行政、市民が一体となって、適切で迅速な除雪を行うことが必要であり、この指針は、除雪をスムーズに進めることが目的としているが、状況に応じた臨機応変な態勢をとることも重要である。

平成26年6月

○山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 平成 25 年規則第 39 号

第一 救助の程度、方法及び期間

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所

- (一) 避難所に収容することができる者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
- (二) 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により開設することができる。
- (三) 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、一人一日当たり三百円以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等(2の(四)において「高齢者等」という。)であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。
- (四) 避難所の設置が冬季(十月から三月まで)の場合は、別に定める額を(三)の額に加算する。
- (五) 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 応急仮設住宅

- (一) 応急仮設住宅に収容することができる者は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものとする。
- (二) 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、二百四十万千円以内とする。
- (三) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。この場合の一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、(二)にかかわらず知事が別に定める。
- (四) 高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置できる。
- (五) 応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに工事を完成しなければならない。
- (六) 応急仮設住宅を供与することができる期間は、建築工事が完了した日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (七) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができる。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

- (一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。
- (二) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日当たり千十円以内とする。
- (四) 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から七日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に三日分以内を現物により支給することができる。

2 飲料水の供給

- (一) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (二) 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は機材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。

(三) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(一) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。

(三)の(2)及び八の(一)において同じ。)、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(二) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

(三) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
季別							
夏季	4月から9月まで	一七、二〇〇円	二二、二〇〇円	三二、七〇〇円	三九、二〇〇円	四九、七〇〇円	七、三〇〇円
冬季	10月から3月まで	二八、五〇〇円	三六、九〇〇円	五一、四〇〇円	六〇、二〇〇円	七五、七〇〇円	一〇、四〇〇円

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
季別							
夏季	4月から9月まで	五、六〇〇円	七、六〇〇円	一一、四〇〇円	一三、八〇〇円	一七、四〇〇円	二、四〇〇円
冬季	10月から3月まで	九、一〇〇円	一二、〇〇〇円	一六、八〇〇円	一九、九〇〇円	二五、三〇〇円	三、三〇〇円

(四) 三の(三)の季別区分は、災害発生の日をもつて決定する。

(五) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

四 医療及び助産

1 医療

(一) 医療は災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下この(一)及び(三)において「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

(二) 医療は、次の範囲内において行う。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

(三) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(四) 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

2 助産

(一) 助産は、災害発生の日以前又は以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方法を失つた者に対して行う。

- (二) 助産は、次の範囲内において行う。
 - (1) 分べんの介助
 - (2) 分べん前及び分べん後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (三) 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とする。
- (四) 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から七日以内とする。

五 被災者の救出

- (一) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
- (二) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から三日以内とする。

六 被災した住宅の応急修理

- (一) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- (二) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、一世帯当たり五十二万円以内とする。
- (三) 住宅の応急修理は、災害発生の日から一箇月以内に完了しなければならない。

七 生業に必要な資金の貸与

- (一) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。
- (二) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。
- (三) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の範囲内の額とする。
 - (1) 生業費 一件当たり 三万円
 - (2) 就職支度金 一件当たり 一万五千元
- (四) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。
 - (1) 貸与期間 二年以内
 - (2) 利子 無利子
- (五) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一箇月以内に完了しなければならない。

八 学用品の給与

- (一) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。(三)において同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(三)において同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(三)において同じ。))に対して行う。
- (二) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - (1) 教科書
 - (2) 文房具
 - (3) 通学用品
- (三) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。
 - (1) 教科書代
 - (イ) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - (ロ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - (2) 文房具費及び通学用品費
 - (イ) 小学校児童 一人当たり四千百円

- (ロ) 中学校生徒 一人当たり四千四百円
- (ハ) 高等学校等生徒 一人当たり四千八百円
- (四) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、一箇月以内
その他の学用品については、十五日以内とする。

九 埋葬

- (一) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。
- (二) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。
 - (1) 棺(附属品を含む。)
 - (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
 - (3) 骨つば及び骨箱
- (三) 埋葬のため支出することができる費用は、一体当たり二十万千円以内(死亡時において十二歳未満であった者にあつては、十六万八千円以内)とする。
- (四) 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十 死体の搜索

- (一) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
- (二) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から十日以内とする。

十一 死体の処理

- (一) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。
- (二) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- (三) 検案は、原則として救護班によつて行う。
- (四) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり三千三百円以内とする。
 - (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり五千円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - (3) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 - (4) 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下この十二において「障害物」という。)の除去

- (一) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
- (二) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万三千九百円以内とする。
- (三) 障害物の除去をすることができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

十三 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (一) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 被災者の避難
 - (2) 医療及び助産
 - (3) 被災者の救出
 - (4) 飲料水の供給
 - (5) 死体の搜索
 - (6) 死体の処理
 - (7) 救済用物資の整理配分

(二) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(三) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第二 実費弁償

令第五条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

(一) 令第四条第一号から第四号までに規定する者

1 日当

(1) 医師及び歯科医師 一人一日当たり二万二千八百円

(2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 一人一日当たり一万四千九百円

(3) 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 一人一日当たり一万六千三百円

(4) 救急救命士 一人一日当たり一万五千二百円

(5) 土木技術者及び建築技術者 一人一日当たり一万七千円

(6) 大工 一人一日当たり二万七千七百円

(7) 左官 一人一日当たり二万二千二百円

(8) とび職 一人一日当たり一万九千五百円

2 時間外勤務手当

職種ごとに1の(1)から(8)までに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

3 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

(二) 令第四条第五号から第十号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額

[協定等]

○山梨県常備消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、消防本部、消防署を置く市、町及び一部事務組合（以下「組合等」という。）の管轄区域内において大規模な火災、事故その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、災害発生地（以下「受援組合等」という。）の長が、次のいずれかの該当する場合に、他の協定組合等（以下「応援組合等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が応援組合等の管轄区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
- (2) 受援組合等の消防力によっては、防ぎよ、救助等が著しく困難と認める場合。
- (3) その災害を防除するため、応援組合等の保有する機械器具等を必要と認める場合。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして電話等により行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、機械器具等の種別及び数量
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第3条 応援組合等の長が、前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとする。

2 応援組合等の長は、応援隊を派遣するときは、出発時刻、出勤人員、機械器具等の種別及び数量、到着予定時刻等を、また、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに受援組合等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊の指揮は、受援組合等の現地最高責任者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告義務)

第5条 応援隊の長は、応援消防活動の結果を現地最高責任者に、また、受援組合等の長は、災害の概要を消防活動終了後速やかに応援組合等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援要請に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援隊の給与及び公務災害補償、機械器具等に要する費用は応援組合等が負担する。
- (2) 応援隊の消防活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧等に要する費用は、受援組合等が負担する。
- (3) 応援隊員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動中に生じたものについては受援組合等が、また、往路、帰路に生じたものについては、応援組合等が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。
- (4) 前3号に定める経費以外の経費については、当事者の協議により決定する。

(実施細目)

第7条 この協定の実施について必要な事項は、協定組合等の消防長が協議して定めるものとする。
(疑義の協議)

第8条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度協定組合等の協議により決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本協定書10通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

甲府地区広域行政事務組合管理者
都 留 市 長
富士五湖消防組合管理者
大 月 市 長
峡北広域行政事務組合代表理事
東八代広域行政事務組合代表理事
峡南広域行政組合代表理事
東山梨消防組合管理者
上 野 原 町 長
峡西消防組合管理者

○消防相互応援協定

第1条 この協定は、消防組織法第39条に基き、南北都留郡下町村、富士吉田市、都留市及び大月市（以下協定市町村という。）相互間の応援に関して定めるものとする。

第2条 協定市町村の区域内に非常災害が発生し、当該地の消防力をもってしては防止の見込が無い場合に適用する。

第3条 この協定の非常災害とは大火災、水災等の自然災害をいう。

第4条 協定市町村の区域内における非常災害防御のため左に掲げる区分により応援隊を派遣するものとする。

- (1) 消防機関が、何等かの情報により、火災の発生を認知した場合は1隊（1車）を派遣すること。
- (2) 消防機関が、火災を認めた場合は2隊（2車）を派遣すること。
- (3) 要請があった場合は、その要請隊数（台数）
- (4) 応援隊の消防長（消防団長）が必要と認める場合は、その全体を派遣すること。

第5条 被災地消防長（消防団長）は前条により応援を求める場合は災害の概況、所要機械、誘導員配置場所等を明示するものとする。

第6条 応援隊の指揮は、受援地の消防長（消防団長）がとるものとしその指揮は、応援隊の長に対し行うものとする。

第7条 応援に要した費用は左に掲げる方法によって処置するものとする。

- (1) 応援の間における、職員手当及び被服機械器具等の損料は応援側の負担とすること。
- (2) 前各号以外の費用に関しては当事者間に於てその都度決定するものとする。

附 則

本協定は昭和30年10月10日より実施する。

本協定は正本18通を作成し関係者において各1通を保管するものとする。

昭和30年10月10日

船津村長
足和田村長
鳴澤村長
勝山村長
小立村長
大石村長
河口村長
西桂町長

中野村長
忍野村長
道志村長
秋山村長
都留市長
富士吉田市長
丹波山村長
小菅村長

上野原町長
大月市長

○大月市・上野原市・小菅村・丹波山村消防相互応援協定

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく、大月市・上野原市・小菅村及び丹波山村（以下「協定市村」という）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急事故等の発生の際、協定市村相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は次のとおりとする。

(1) 普通応援

協定市村の管轄区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は応援側から1隊出動を原則とする。

(2) 特別応援

協定市村の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し応援を必要とする場合は前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出動隊は、すべて現場の被応援側の最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出動隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は両者協議の上決定するものとする。

第7条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、消防相互応援の実施について必要な事項は、協定市村の長が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど協定市村の長が協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため、正本4通を作成し協定市村が各1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は、昭和45年4月1日から効力を生ずる。

2 上野原市制施行に伴う協定は、平成17年2月13日から効力を生ずる。

平成17年4月3日

大月市長
上野原市長
小菅村長
丹波山村長

○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨県市長会を構成する市長の協議により、甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市及び中央市（以下「都市」という。）において、大規模な災害及び市国民保護計画が対象とする事態（以下「大規模災害等」という。）が発生し又は発生する恐れがある場合には、被害を受けた若しくは受ける恐れがある都市（以下「被災都市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合若しくはできないと判断される場合に、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき都市間の相互応援協力を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 都市は、大規模災害等発生時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ別紙(様式第1号)のとおり相互応援に関する連絡担当部課を定めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という）の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者等を一時受入れるための施設の提供
- (5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災都市が特に必要があると認めるもの。

(応援要請の手続)

第4条 被災都市が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第2条の連絡担当部課を通じ別に定める様式(様式第2号)により文書にて要請するものとする。ただし、緊急の場合にあつては、電話又は電信(ファックス・メール等)などにより応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号及び第6号に掲げるものの品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別及び人員
- (4) 応援を受ける場所及びその経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号の掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、援助を行う都市が支弁する。
- (2) 救援物資の調達その他援助に要した経費は、援助を受けた都市が負担する。
- (3) 被災都市が前号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があつた場合は、応援する協定都市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(災害補償等)

第6条 第4条に定めにより派遣された応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援を行う都市が負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 都市は、被災都市との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災都市に対し応援を行うことができる。

2 自主出動した都市は、情報収集を行うとともに、被災都市に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。

3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災都市から第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(資料の交換)

第8条 都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、国民保護計画及びその他必要な資料を相互に交換するものとする。

(市町村合併による取扱い)

第9条 構成都市が合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成19年1月12日から施行する。

この協定の成立を証するため、都市署名押印のうえそれぞれ一通を保有する。

平成19年1月12日

甲府市長	富士吉田市長
都留市長	大月市長
韮崎市長	南アルプス市長
甲斐市長	笛吹市長
北杜市長	上野原市長
山梨市長	甲州市長
	中央市長

様式第1号

大規模災害等発生時の連絡担当部課 () 市)

連絡部課名			
県防災無線電話番号		地上	
		衛星	
衛星携帯電話番号可搬用電話番号			
連絡担当者	責任者		
	補助者		
連絡先電話番号等	勤務時間内	責任者	TEL
			携帯TEL
			FAX
			e-mail
	勤務時間外	補助者	TEL
			携帯TEL
			FAX
			e-mail
	勤務時間外	責任者	TEL
			携帯TEL
			FAX
			e-mail
勤務時間外	補助者	TEL	
		携帯TEL	
		FAX	
		e-mail	
備考			

連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

様

住 所

氏 名

大規模災害発生等による応援要請について

大規模災害発生時における相互応援に関する協定4条に基づき、次のとおり
 応援の要請をいたします。

項 目		内 容
(1)	被害状況	
(2)	応援内容の種類	
(3)	応援を要する 職種別人員	
(4)	応援場所、 到達連絡	
(5)	応援を受ける 期間	
(6)	その他応援に 必要な事項	

○大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書

大規模災害発生時等における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この協定は、次条に規定する甲州街道沿道各市に大規模災害が発生した場合における相互の応援について必要な事項を定めるものとする。

(協定市)

第2条 この協定は、次の各号に掲げる市（以下「協定市」という。）相互間において行うものとする。

(1) 東京ブロック

- ア 八王子市
- イ 立川市
- ウ 府中市
- エ 調布市
- オ 日野市
- カ 国立市

(2) 山梨・長野ブロック

- ア 甲府市
- イ 諏訪市
- ウ 山梨市
- エ 大月市
- オ 韮崎市
- カ 茅野市

2 協定市の相互応援に関する連絡担当部署は、別表第1のとおりとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、地震、風・水害及び火災とする。

(ブロックの代表市)

第4条 相互応援を迅速かつ円滑に行うため、各ブロックごとに代表市を定めるものとする。

2 代表市の任期は、2年とする。

3 代表市は、第2条に定める各ブロック内の協定市の市制施行順に、その任に当たるものとする。ただし、各ブロック内の協定市の承認を受けた場合はこの限りでない。

第2章 相互応援

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、第3条に規定する災害が発生した市（以下「発災市」という。）の市長が、前条に規定するブロックの代表市（以下「応援代表市」という。）の市長に行うものとする。

2 前項に規定する応援は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 協定市が保有する車両の提供及び救助、復旧活動等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、救助又は復旧のために必要な事項

3 第1項に規定する応援要請は、口頭等により次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。この場合において、応援要請を行った発災市の市長は、後日、応援代表市に対して文書（様式第1号）

を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 結集場所
- (4) 要請する職種別人数及び期間
- (5) 車両並びに資器材の規格、数量及び期間
- (6) 要請するボランティアの従事内容、人数及び期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(応援の実施)

第6条 応援代表市は、発災市から応援要請があったときは、ブロック内の各市に要請内容を連絡するものとする。

- 2 応援代表市から連絡を受けた市は、これに応じ、応援に努めるものとする。
(資器材及び物資の調達等の手配)

第7条 応援代表市の市長は、発災市の市長から資器材及び物資の調達等について要請があった場合には、これが迅速に行われるよう手配するとともに、その結果を発災市の市長に連絡するものとする。
(派遣職員の指揮)

第8条 応援を行う市（以下「応援市」という。）から第5条第2項第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の指揮は、発災市の市長が派遣職員の長を通じて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接派遣職員に行うことができる。
(報告)

第9条 派遣職員の長は、救助等の活動の結果を、速やかに、発災市の市長に報告するものとする。
(災害状況の報告)

第10条 発災市の市長は、救助等の状況を応援代表市の市長に報告するものとする。

第3章 会議

(連絡会議)

第11条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要に応じて、協定市の会議（以下「連絡会議」という。）を開催することができるものとする。

- 2 連絡会議は、各ブロックの代表市が協議のうえ、いずれかの代表市の市長が招集するものとする。
(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について協議等を行うものとする。

- (1) 相互応援の円滑化に関すること。
- (2) 協定市間の情報交換に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本協定の実施に関し必要なこと。

第4章 雑則

(経費負担)

第13条 この協定を実施するための必要な経費は、発災市の負担とする。ただし、派遣職員に係る経費については、同一人の派遣期間が1月未満である場合は、公務出張による応援市の負担とする。

- 2 前項の規定により難しい場合は、別途、発災市と応援市との間において協議するものとする。
(災害補償等)

第14条 派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては発災市が賠償の責めを負い、発災市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。
(疑義等)

第 15 条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定市の市長が協議して定めるものとする。

第 16 条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度、協定市の市長が協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第 17 条 この協定を証するため、協定市の市長記名押印の上、協定市がそれぞれその 1 通を保管する。

附 則

この協定は、平成 8 年 12 月 1 日から効力を生ずる。

平成 8 年 11 月 27 日

八王子市長	立川市長	府中市長
調布市長	日野市長	国立市長
甲府市長	諏訪市長	山梨市長
大月市長	韮崎市長	茅野市長

番 号
年 月 日

(応援代表市)
市 長 様

(発災市)
市 長 名 印

応 援 要 請 に つ い て

標記のことにつきまして、下記のとおり本市を含む地域に大規模災害が発生いたしましたので、その概要をご報告いたしますとともに、「大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書」第5条の規定により応援要請をいたします。

記

- 1 災害の種類
- 2 災害発生場所及び被害の状況
- 3 結集場所
- 4 要請する職種別人数及び期間
- 5 車両ならびに資機材の企画、数量及び期間
- 6 要請するボランティアの従事内容、人数及び期間
- 7 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

○災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書

大月郵便局長（以下「甲」という。）及び大月市長（以下「乙」という。）は、大月市内に発生した地震その他災害時において、相互の友愛精神に基づき、大月市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、大月市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、大月市内の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、大月市及び大月市内を管轄する集配郵便局が相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 大月市内の郵便局又は大月市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 甲が必要に応じ避難所に臨時に設置する郵便差出箱の提供
- (6) その他前各号に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。
2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 大月市の災害対策本部のメンバーに大月郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 大月市内の郵便局は、大月市各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては大月郵便局副局長、乙においては大月市総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年9月17日

甲 大月郵便局長
乙 大月市長

○災害時における応急対策業務に関する協定書

大月市（以下「甲」という。）と大月市建設協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法及び大月市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲が管理する道路、河川等に被害が発生した場合又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な市民の救出活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共施設の被害状況を把握するとともに、協力要請により、公共施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害及び施設）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害救助法に基づく大月市災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害、その他の異常な自然現象によるもので、甲が公共施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

2 この協定の対象となる施設は、甲が管理する公共施設（道路・河川・その他の公共施設）とする。

（災害応急対策協力者）

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）を名簿に取りまとめ、この協定締結後速やかに甲に報告するものとする。

2 前項の報告は、災害応急対策協力者報告書（第1号様式）により行なうものとする。

（被災状況の報告等）

第4条 甲及び乙は、事前に両者の連絡情報網を定め関係者に周知するものとし、又、乙は前条の協力者から得た被災情報について甲に報告するものとする。

2 前項の報告は、被災状況報告書（第2号様式）により行なうものとする。

（工事等の施工者）

第5条 被災後、応急復旧工事・作業（以下「工事等」という。）が必要な箇所について、甲及び乙は、協力者の中から災害復旧工事等の施工者（以下「施工者」という。）を決定する。

（協力要請）

第6条 甲は、第1条の目的を達成するため、工事等を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力要請書（第3号様式）により協力を要請する。

2 協力要請は、緊急を要する場合には電話、FAX等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅延なく協力要請書を取り交わすものとし、甲乙各自その1通を保管するものとする。

3 乙は、要請があったときは、甲に協力するものとする。

（工事等の実施）

第7条 乙は、前条により甲の要請があったときは、第5条において決定した施工者により、甲の指示に従い速やかに工事等に着手するものとする。

2 前項の工事等の限度は、公共施設の機能確保に係る必要最小限度の工事等とする。

3 施工者は、工事等の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事等内容が判断できる写真等の資料を整備するとともに、適宜工事等の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

（請負契約の締結等）

第8条 甲は、施工者から前条第5項により提出された資料をもとに、速やかに随意契約を締結するものとする。

2 前項の契約金額の積算は、当該工事等の実施年度における「実施設計単価表」に基づき行なうものとする。

3 作業の単価については、当該工事等の実施年度における「実施設計単価表」及び「物価資料」等に基づき定めるものとする。

(乙から甲への報告)

第9条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿について、その内容に変更が生じたとき、又は甲が特に報告を求めたとき、及び4月1日に甲に報告するものとする。

第10条 この協定の有効期間は、この契約締結日から平成14年3月31日までとする。ただし、この期間満了の30日前までに、甲・乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書により異議の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義)

第11条 この協定に疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成13年7月16日

「甲」 大月市

「乙」 大月市建設協会

(第2号様式)

平成 年 月 日

大 月 市 長 殿

大月市建設協会

会 長

被災状況報告者（協力者名）

<TEL

>

被 災 状 況 報 告 書

「災害時における応急対策業務に関する協定書」第4条により下記のとおり報告します。

記

- 1 被災場所
- 2 被災日時
- 3 被災状況

(第3号様式)

平成 年 月 日

大月市建設協会
会 長

殿

大月市長

災害応急復旧工事等の協力要請について（依頼）

このことについて、次のとおり災害応急復旧工事等の協力を要請します。

1 協力を要請する区域及び工事等の内容

(1) 場所（区域）

(2) 工事等の内容

(3) 施工者名

2 要請日時

平成 年 月 日

3 その他

〈連絡先等〉

課	担当
担当者	
TEL	()
FAX	()

○災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定書

大月市（以下「甲」という。）と株式会社大月カントリークラブ（以下「乙」という。）は、大月市内に発生した大規模災害時におけるヘリコプターの緊急離着陸場等の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策として、ヘリコプターによる人命救助及び緊急物資輸送業務が適正かつ円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に大規模な災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、その管理・所有する用地を、次に掲げる目的のため使用することについて、協力を要請することができるものとする。

- (1) ヘリコプター緊急離着陸場としての使用
- (2) ヘリコプター駐機場としての使用
- (3) 緊急物資集積場所としての使用
- (4) その他、前各号に定めのない事項で協力できる事項

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書により要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び用地使用の要請を必要とする事由
- (2) 使用を必要とする用地等の場所及び使用期間
- (3) 使用目的の種類及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、やむをえない事由のない限り、他に優先して協力をを行うものとする。

2 甲は、乙が実施する協力業務が円滑に行えるよう、情報の提供その他必要な協力をを行うものとする。

（協力の受諾）

第5条 乙は、前条第1項の規定により協力の要請を受諾したときは、甲に対し速やかに、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式2）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により受諾した旨を伝え、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 使用を承諾する用地等の場所及び使用期間
- (2) 使用目的
- (3) その他必要な事項

（損害補償）

第6条 甲は、この協定書にもとづき乙が使用を受諾した用地等について無償で使用することができるものとする。ただし、当該用地等に損傷を与えた場合は原状に復すものとし、その修理等に要した費用は、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲については総務部防災対策室長とし、乙については支配人とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成17年6月1日

甲 大 月 市

乙 株式会社大月カントリークラブ

○災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定書

大月市（以下「甲」という。）と株式会社花咲カントリー倶楽部（以下「乙」という。）は、大月市内に発生した大規模災害時におけるヘリコプターの緊急離着陸場等の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策として、ヘリコプターによる人命救助及び緊急物資輸送業務が適正かつ円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に大規模な災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、その管理・所有する用地を、次に掲げる目的のため使用することについて、協力を要請することができるものとする。

- (1) ヘリコプター緊急離着陸場としての使用
- (2) ヘリコプター駐機場としての使用
- (3) 緊急物資集積場所としての使用
- (4) その他、前各号に定めのない事項で協力できる事項

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書により要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び用地使用の要請を必要とする事由
- (2) 使用を必要とする用地等の場所及び使用期間
- (3) 使用目的の種類及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、やむをえない事由のない限り、他に優先して協力をを行うものとする。

2 甲は、乙が実施する協力業務が円滑に行えるよう、情報の提供その他必要な協力をを行うものとする。

（協力の受諾）

第5条 乙は、前条第1項の規定により協力の要請を受諾したときは、甲に対し速やかに、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式2）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により受諾した旨を伝え、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 使用を承諾する用地等の場所及び使用期間
- (2) 使用目的
- (3) その他必要な事項

（損害補償）

第6条 甲は、この協定書にもとづき乙が使用を受諾した用地等について無償で使用することができるものとする。ただし、当該用地等に損傷を与えた場合は原状に復すものとし、その修理等に要した費用は、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲については総務部防災対策室長とし、乙については支配人とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成17年6月1日

甲 大 月 市

乙 株式会社花咲カントリー倶楽部

第 号
年 月 日

殿

大月市長

緊急離着陸場等使用要請書

「災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定」に基づき、用地の使用について下記のとおり要請します。

記

- 1 災害の状況及び用地使用の要請を必要とする事由

- 2 使用を必要とする用地等の場所及び使用期間
 - ・場 所
 - ・使用期間

- 3 使用目的の種類及び活動内容
 - ・使用目的（ 緊急離着陸場 駐機場 緊急物資集積場所 その他 ）
 - ・活動内容

- 4 その他参考となる事項

年 月 日

大月市長

殿

㊟

緊急離着陸場等使用承諾書

「災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定」に基づき、下記のとおり用地の使用を承諾します。

記

1 使用を承諾する用地等の場所及び使用期間

・場 所

・使用期間

2 使用目的（ 緊急離着陸場 駐機場 緊急物資集積場所 その他 ）

3 その他必要な事項

○災害時における物資の供給に関する協定書

大月市（以下「甲」という。）と株式会社ダイエー（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次 のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、大月市地域防災計画に基づき、甲が行う被災者の救援物資を確保する等の災害応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に対し物資の供給を要請することができる。

2 乙は、この要請に対し営業に支障ない範囲において可能な限り協力するものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、災害物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請し、その後速やかに 文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 食器類
- (5) 日用品
- (6) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能な物

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場 所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難な場合は、状況に応 じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 甲は、引き渡し場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 乙は、引渡しが完了した後、速やかに物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 乙が供給した物資の対価及び物資の運搬等に係る費用は、甲が負担するものとする。なお、物資の対価は、災害の発生直前における適正な価格（乙の小売価格）を基準とし、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

2 甲は、引き渡しを受けた物資の対価及び物資の運搬等に係る費用について、乙の請求に基づきその内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、協定期

間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議事項)

第8条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自それぞれ1通を保有する。

平成20年6月9日

甲 大月市長

乙 株式会社ダイエー

○災害時における物資の供給に関する協定書

大月市（以下「甲」という。）と株式会社公正屋 大月店・大月東店（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、大月市地域防災計画に基づき、甲が行う被災者の救援物資を確保する等の災害応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に対し物資の供給を要請することができる。

2 乙は、この要請に対し営業に支障ない範囲において可能な限り協力するものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、災害物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能な物

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 甲は、引き渡し場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 乙は、引渡しが完了した後、速やかに物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 乙が供給した物資の対価及び物資の運搬等に係る費用は、甲が負担するものとする。なお、物資の対価は、災害の発生直前における適正な価格（乙の小売価格）を基準とし、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

2 甲は、引き渡しを受けた物資の対価及び物資の運搬等に係る費用について、乙の請求に基づきその内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自それぞれ1通を保有する。

平成20年6月9日

甲 大月市長

乙 株式会社 公正屋

殿

大月市長

災害時物資供給要請書

災害時における物資の供給に関する協定書に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、次のとおり要請します。

事 項		内 容	
		品 名	数 量
要請物資			
引渡し	日 時	平成 年 月 日 時	
	場 所		
備考			

※連絡先

TEL

課

担当

FAX

大月市長

殿

㊟

物資供給完了報告書

災害時における物資の供給に関する協定書に基づき、当社の物資供給を完了したので、次のとおり報告します。

事 項		内 容	
		品 名	数 量
引渡し		平成 年 月 日 時	
		場 所	
		引渡者	
		確認者	
備考			

※連絡先

○災害時における救援物資の提供に関する協定書

大月市（以下「甲」という。）とコカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、大月市内に震度5以上の地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における救援物資の提供について、次のとおり協定を締結する。

（救援物資提供の協力要請）

第1条 甲は、災害時において、乙による救援物資の供給を必要とするときは、当該供給について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、甲が設置した災害対策本部長による文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

3 甲及び乙は、連絡の体制、方法及び手段について、支障を来さないよう常に点検し改善に努めるものとする。

（救援物資提供の協力実施）

第2条 乙は、前条第1項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、救援物資の提供に係わる協力等に積極的に努めるものとする。

（救援物資の範囲）

第3条 第1条第1項目の規定により甲が乙に協力を要請することができる救援物資の範囲は、乙の指定した物流拠点における飲料及び乙が設置した災害対応型のメッセージボード搭載型飲料自動水販売機の機内飲料とする。

（救援物資の運搬）

第4条 救援物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとし、甲は、必要に応じ、乙に対して救援物資の運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第5条 前3条の規定により乙が供給した救援物資の費用は、無償とする。

（情報交換）

第6条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は同一内容をもって更に5年間継続するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、解除しようとする日の30日前までに解除の申し入れをしなければならない。

（雑則）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲・乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲・乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成20年7月1日

甲 大月市長

乙 コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社

○特設公衆電話設置に関する覚書

大月市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、甲が管理する広域避難場（以下「本建物」という）内に、乙が災害発生に伴い一時的な緊急措置として、り災者の通話手段の確保を目的とした特設公衆電話を設置することについて、以下のとおり合意し、覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、「本建物」内に乙が設置する「特設公衆電話」についての、「合意事項の明確化」を図ることを目的とする。

（設置・管理）

第2条 乙は「本建物」内に、乙の負担で「特設公衆電話」及びそれに付随する設備を設置し、資産の貴族は乙とする。

2 「特設公衆電話」及びそれに付随する設備については、甲が責任を持って管理する。

3 「特設公衆電話」には乙以外の設備は設置しないこととする。

（設置場所）

第3条 「特設公衆電話」の設置場所については、別添1とする。

なお、甲は別添1に変更が生じた場合は速やかに通知するものとする。

（「特設公衆電話」の移設等）

第4条 甲・乙いずれかのやむを得ない事由により、「特設公衆電話」を移設するまたは撤去する必要がある場合は、乙の責任において移設または撤去するものとする。なお、この工事等に関わる費用が生じた場合は、甲乙協議し解決するものとする。

2 「特設公衆電話」移設、撤去時期については、甲・乙で協議する。

（設置スペース提供）

第5条 甲は、乙が「特設公衆電話」を設置するためのスペースを提供する。

（設置スペースの借用料）

第6条 「本建物」内に設置する「特設公衆電話」の設置に関わるスペースについて、甲は乙に対して無償で提供する。

（運用等）

第7条 「特設公衆電話」は、災害救助法が発令された地域又はこれに準じた地域となるときに限り運用開始とする。ただし、甲が必要と認めた場合はこの限りではない。

2 り災者数の減少及び公衆電話、一般加入電話の利用がほぼ可能となった状況に応じて甲・乙協議のうえ運用を停止することとする。

（通信設備）

第8条 通信設備の正常性を確保するため、乙の責において回線試験を行い、異常と認められた場合は「本建物」内の入室を含む必要な回復措置を施すこととする。

2 乙は、上記回線試験及び回復措置に伴う工事・点検等が発生した場合は、事前に甲に通知し承諾を得るものとする。

（配管工事、分電盤等）

第9条 「特設公衆電話」を設置するための、配管、分電盤設備は甲の費用にて実施し、資産の帰属は甲とする。

（守秘義務）

第10条 甲及び乙は、本覚書の履行に際し知りえた業務上、技術上、その他一切の秘密を甲及び乙の責任により適切な管理のもと秘密として取扱い、事前に書面による承諾を得ることなく第三者に開示せず、本覚書の履行以外の目的で使用してはならない。

（覚書の有効期間）

第11条 本覚書の有効期限は、締結日から平成22年3月31日迄とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は、乙のいずれかからも別段の意思表示がないときは、同一の条件を以って更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(免責)

第12条 地震、火災、風水害等の災害及び盗難、その他、甲または乙の責に帰すことのできない事由により、甲または乙の財産に生じた損害に関して甲乙それぞれが責を負うものとする。

(協議)

第13条 本覚書の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本覚書に定めない事項については、法令及び社会の慣行に従い、甲乙は協議して解決にあたるものとする。

(連絡先)

第14条 本覚書の履行に伴う連絡先については、別添2とする。

なお、別添2に変更が生じた場合は、速やかに甲乙双方が通知するものとする。

(その他)

第15条 覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有するものとする。

平成21年9月17日

甲 大月市長

乙 東日本電信電話株式会社 山梨支店長

○大月市防災行政無線の使用に関する覚書

大月市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、電力供給に係わる事故停電が発生した場合における、大月市防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は甲が所有する防災無線の活用について、「合意事項の明確化」を図ることを目的とする。

（広報の依頼等）

第2条 乙は、電力供給に係わる停電事故（自然災害・需給逼迫等）が発生した場合について、独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、別記依頼書（「停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて」）により防災無線による広報の依頼を行うものとする。

2 甲は、前項の状況により依頼を受けたときは、防災無線を活用し、速やかに市民等に対して広報を行うものとする。なお、連絡責任者不在時においても、代務者等の判断により速やかに広報を行うものとする。

（広報依頼内容等）

第3条 乙は、前条第1項を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

- （1） 広報依頼者の所属及び氏名
- （2） 事故の原因（判明している場合）
- （3） 影響する範囲
- （4） 復旧の見通し
- （5） その他必要な事項

2 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときはその旨直ちに連絡を行うものとする。

（疑義の決定等）

第4条 この覚書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年2月10日

（甲） 大月市大月二丁目6番20号
大月市長 石井由己雄

（乙） 山梨県大月市御太刀2丁目2番14号
東京電力株式会社 山梨支店
大月支社長 跡部 仁

平成 年 月 日

大月市総務管理課防災行革担当 様

東京電力（株）大月支社

停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて

ただいま下記のとおり、停電が発生しております。
防災行政無線放送により、地域住民の皆さまへ停電情報の周知をお願いいたします。

記

「大月市役所及び東京電力からお知らせいたします。」

「本日_____時_____分頃から、

（原因判明の場合）_____の影響により

大月市

_____地域
_____地域
_____地域

が停電しています。」

〈復旧時間が分かる場合〉 「復旧は_____時_____分頃になりますので、
今しばらくお待ちください。」

〈復旧時間が分からない場合〉 「現在、復旧作業に取り組んでおりますので、
今しばらくお待ちください。」

以 上

扱い者：所属 氏名

電 話：0554-

別図連絡体制（第3条第1項）

平日昼間(8:30~17:30)	大月市総務部 総務管理課
電 話 : 0554-22-2111	総務管理課長 または、防災行革担当リーダー
F A X : 0554-23-1216	
平日夜間(17:30~8:30)、休祭日	大月市消防本部
電 話 : 0554-22-0119	
F A X : 0554-23-0119	

※大月市消防本部が放送する場合は、消防本部が総務管理課へ一報します。



東京電力株式会社 大月支社 営業グループ
電 話 : 0554-21-5964 F A X : 0554-22-7628
※ 緊急時連絡先（電話不通時等） 090-1553-1115 営業グループマネージャー

○災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、大月市長 石井由己雄（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大月市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 大月市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 大月市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関する事
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年3月7日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 下保 修

乙) 山梨県大月市大月二丁目6-20
大 月 市 長 石 井 由 己 雄

○災害時相互応援協定書

山梨県大月市と静岡県袋井市は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、いずれかの市に災害が発生した時に、被災市の要請に基づき応急措置を円滑に遂行するため基本的な事項について定める。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材並びに物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者の一時収容の為の施設の提供及び住宅の斡旋
- (7) 全各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項、

(応援の手続)

第3条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所の経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間及び必要とされる装備品
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市は、可能な限りこれに応ずるよう取り組むものとする。また、被災市との連絡が不能のときは、第2条に掲げる応援を積極的に行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受けた市が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第3条の規定による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、両市に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第7条 両市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

(適用日)

第9条 この協定は、平成24年5月7日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通を作成し、両市記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 24 年 5 月 7 日

山梨県大月市長 石井 由己雄

静岡県袋井市長 原田 英之

○災害時要援護者の福祉避難所への受入れに関する協定

大月市（以下「甲」という。）と 別記13施設の名称（以下「乙」という。）とは、大規模な地震及び風水害等の災害発生時（以下「災害時」という。）において、援護が必要な障害者及び高齢者等（以下「要援護者」という。）の受入に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に要援護者が被災等により避難を余儀なくされた場合に、甲が乙の運営する福祉施設（以下「福祉避難所」という。）へ、要援護者を受入れる協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における要援護者とは、福祉避難所において何らかの援護が必要な者とする。

（福祉避難所）

第3条 第1条に規定する福祉避難所は、次に掲げる施設とする。

名称 別記13施設の名称

住所 別記13施設の所在

（受入要請及び受託）

第4条 甲は、被災等により要援護者の居宅が居住困難となった場合で、大月市地域防災計画における指定避難所及び地区避難所において、要援護者の避難生活が困難であると認められるときは、前条に掲げる福祉避難所への当該要援護者の受入について、乙に要請できるものとする。

2 乙は、前項の規定による甲からの要請について、可能な限り受託するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

第5条 甲が乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として7日程度とする。ただし、甲が必要と認めたときは、災害規模や被災状況に応じ、期間を延長することができる。延長期間については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（受入手続き等）

第6条 甲は、前条の規定に基づき乙に受入要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして書面により要請するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

（1） 要援護者の住所、氏名、生年月日、心身の状況、連絡先等

（2） 要援護者の身元引受人の住所、氏名、連絡先等

（要援護者の移送）

第7条 要援護者の福祉避難所への移送は、原則、甲または要援護者の家族が行うものとする。ただし、要援護者の移送が困難な場合は、甲は乙へ移送を要請できるものとする。

（物資の調達及び支援員等の確保）

第8条 甲は、要援護者の受入に係る生活用品、食料その他の必要な物資を可能な限り調達するものとする。

2 乙は、要援護者の適切な援護に努めるものとし、甲は、災害ボランティア等の支援員の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲の受入要請により、乙が要援護者に対して要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、甲乙協議の上、適切な方法により算出し甲が負担するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期限は毎年度末とし、甲乙いずれからも異議の申出のない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（受入可能人員等）

第11条 甲及び乙は、本協定の締結後、受入れ可能人員、援護に要する人員及び必要物品等について、あらかじめ協議するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年2月13日

甲 大月市大月二丁目6番20号
大月市長 石井 由己雄

乙 別記13施設の名称
別記13施設の所在
別記13施設の締結者

(別記13施設)

名称	住所	締結者
介護老人保健施設 ももくら	七保町下和田 2132 番地 1	医療法人社団 富士厚生会 理事長 小俣二也
大月富士見苑	大月町真木 4660 番地	社会福祉法人 平成福祉会 理事長 相馬秀守
特別養護老人ホーム 志仁也	初狩町下初狩 4146 番地 10	社会福祉法人 富士桜桃会 特別養護老人ホーム 志仁也 理事長 小俣理美
地域密着型福祉施設 特別養護老人ホーム 山美家	初狩町中初狩 3274 番地 45	社会福祉法人 富士桜桃会 特別養護老人ホーム 山美家 理事長 小俣理美
グループホーム ラ シーク桂台	猿橋町桂台一丁目 99 番地	グループホーム ラ シーク桂台Ⅱ
福祉工房	賑岡町奥山 1833 番地	有限会社 小俣昌彦事務所 代表取締役 小俣昌彦
デイサービス 藤の里	猿橋町藤崎 1059 番地	株式会社 藤の里 代表取締役 藤本司
株式会社 みよし デイサービス	御太刀二丁目 10 番 3 号	株式会社 みよし デイサービス
デイサービスセンター やまゆり	富浜町宮谷 1518 番地 1	大月市社会福祉協議会 会長 星野喜忠
デイサービス事業所 ゆうゆう	七保町下和田 1521 番地 5	有限会社ひまわり福祉サービス 代表取締役 小林國枝
就労支援事業所 めばえ	大月町真木 4680-2	社会福祉法人 芽生福祉会 理事長 横山文彦
社会福祉法人山梨県社会福祉事業団障害者支援施設 もえぎ寮	富浜町宮谷 1510-3	(福) 山梨県社会福祉事業団 理事長 新藤一徳
大月市総合福祉センター	大月町花咲 10 番地	大月市社会福祉協議会 会長 星野喜忠

なお、協定書は個々事業所ごとに取り交わした。

○簡易水道施設災害復旧等に関する協定書

大月市長 石井由己雄（以下「甲」という。）と大月市給水工事指定業者組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により大月市簡易水道施設に被害が発生した場合又はその恐れがある場合の応急対策、並びに平常時における修繕業務（以下「業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大月市が管理する簡易水道施設について、その施設の重要性、公共性から、災害時の応急復旧並びに平常時における修繕を速やかに実施するために必要な事項を定めるものである。

（業務）

第2条 この協定に基づく業務は、次のとおりとする。

- (1) 平常時における漏水等による簡易水道施設の修繕業務
- (2) 災害による簡易水道施設被災時の応急復旧並びに災害発生物の処理業務
- (3) 前号の応急復旧活動に附随する資機材の提供、調達
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲から要請のあった事項

（要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力要請書（第1号様式）により協力を要請する。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 乙は、要請があったときは、甲に協力するものとする。

（業務施工者）

第4条 乙は、甲の要請を受けた場合は、乙の責任において速やかに業務施工者（以下「施工者」という。）を決定する。

2 乙は、年間を通じて常時対応可能な体制を整えておくものとし、当番施工者を決定した場合は、甲に書面により通知するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、第3条により甲の要請があったときは、前条において決定した施工者により、甲の指示に従い速やかに業務に着手するものとする。

2 前項の業務の限度は、簡易水道施設の機能確保に係る必要最小限度の業務とする。

3 施工者は、業務の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

5 乙は、業務の施工に際し、必要に応じて担当職員の立ち会いを要請できるものとする。

6 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、業務内容が判断できる写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

（請負契約の締結等）

第6条 甲は、施工者から前条第6項により提出された資料をもとに、速やかに随意契約を締結するものとする。

2 前項の契約金額の積算は、当該業務の実施年度における「実施設計単価表」に基づき行うものとする。

3 作業の単価については、当該業務の実施年度における「実施設計単価表」及び「物価資料」等に基づき定めるものとする。

4 業務実施に要する保険等は乙が附するものとする。

（第三者等に対する賠償）

第7条 乙が業務の施工に伴い第三者に損害を与えた時は、乙がその損害を賠償しなければならない。
ただし、その責めに帰すべき事由によらない場合は、甲乙協議してその賠償をするものとする。
(連絡責任者)

第8条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。
2 連絡責任者は、甲においては簡易水道担当リーダー、乙においては組合長をもって充てる。
(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、この契約締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間満了の30日前までに、甲・乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書により異議の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。
(疑義等の解決)

第10条 この協定書に定めのない事項、またはこの協定書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成25年7月19日

「甲」

住 所 大月市大月二丁目6番20号
氏 名 大月市長 石井 由己雄

「乙」

住 所 大月市七保町下和田415番地
氏 名 大月市給水工事指定業者組合
組合長 桑田 利久

(第1号様式)

平成 年 月 日

大月市給水工事指定業者組合
組合長 殿

大月市長

簡易水道施設災害復旧等の協力要請について（依頼）

このことについて、次のとおり簡易水道施設災害復旧等の協力を要請します。

1 協力を要請する場所及び業務の内容

(1) 場所（区域）

(2) 業務の内容

(3) 施工者

2 要請日

平成 年 月 日

3 その他

(連絡先) 課 担当
担当者
TEL
FAX

市営簡易水道

番号	簡 易 水 道 名
1	笹 子 西 部 簡 易 水 道
2	笹 子 東 部 簡 易 水 道
3	初 狩 東 部 簡 易 水 道
4	真 木 簡 易 水 道
5	間 明 野 桑 西 簡 易 水 道
6	賑 岡 西 部 簡 易 水 道
7	塩 瀬 簡 易 水 道

地区簡易水道

番号	簡 易 水 道 名
1	立 河 原 簡 易 水 道
2	神 戸 簡 易 水 道
3	側 子 簡 易 水 道
4	藤 沢 簡 易 水 道
5	上 和 田 簡 易 水 道
6	小 沢 簡 易 水 道
7	幡 野 簡 易 水 道
8	小 篠 簡 易 水 道
9	宮 谷 簡 易 水 道
10	中 野 簡 易 水 道
11	立 野 簡 易 水 道

○大規模地震等の災害時における創価学会大月池田文化会館施設の地区避難所使用に関する申し合わせ事項確認書

創価学会山梨県事務局（甲）と大月市（乙）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が大月池田文化会館（以下、施設という）の一部を地区避難所として提供する場合の申し合わせ事項を次のとおり確認する。

（地区避難所の定義）

本確認書にいう地区避難所とは、非常災害時に乙が指定する一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものである。

したがって、災害初動時を過ぎた場合は、避難者は行政機関が開設する指定避難所等へ移動することを確認する。

（施設提供の開始）

大規模地震等の災害が発生し、乙により甲に対し施設提供の要請があった場合、甲は、避難者の安全確保のため、施設の被害状況を確認し提供の可否を判断した後、乙に連絡するものとする。甲は被害状況によっては、二次災害を防ぐため施設を提供しない場合がある。また、いかなる場合も、乙は、施設を無許可で使用しない。

尚、東海地震警戒宣言発令時の際も、乙は甲による施設提供が可能であることの連絡を受けた上で避難の指示を出す。

（施設の使用範囲・収容可能人数）

施設の安全使用のため、施設内で地区避難所として使用する範囲、並びに収容人数を予め以下の通り定める。乙は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。

大月池田文化会館 栄光の間（2階）180名

（施設の運営）

施設の運営は、甲が指揮権限を持つ。甲は、乙と協議の上、運営本部を設置し運営方法を適宜協議する。

（甲が施設を利用しているときに災害が発生した場合の措置）

甲の会員が施設を使用中に災害が発生した場合は、在館者の避難所としての利用を優先する。この場合、施設内の状況を考慮し、甲乙は避難者の収容人数等を協議・調整するものとする。

（施設の退去）

行政機関による災害鎮静宣言・警戒宣言解除等、緊急性を必要としなくなった場合、または発生後7日以内を目途に、甲乙協議の上、施設提供の終了を判断する。施設提供が終了した場合、乙は避難者に対し、施設から行政機関等が開設する指定避難所等へ移動するよう指示する。

（施設の原状回復）

乙は、甲の許可なく、甲の施設の造作・模様替等を行わない。また乙は、甲の施設または備品を乙の責に帰すべき事由によって汚損・破壊・滅失したとき、または甲に無断で施設の現況を変更したときは、乙は、施設退去後すみやかに、乙の負担により原状回復しなければならない。

（施設運営責任者）

施設提供の開始および運営についての協議は、いずれも原則として甲乙の施設運営責任者を通じて行うものとする。

（双方の協議）

甲及び乙は、被災時に備えた円滑運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、この申し合わせ事項を確認し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認などを行う。

本確認書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年10月31日

(甲) 所在地 山梨県甲府市徳行 2-11-22
名 称 創価学会 山梨県事務局
代表者 事務局長 福田昭義

(乙) 所在地 山梨県大月市大月 2-6-20
名 称 大月市
代表者 市長 石井 由己雄

○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

大月市（以下「甲」という。）と山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時における被害家屋状況調査（以下「状況調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（状況調査への協力）

- 第1条 甲は、大月市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、状況調査の実施について協力を要請することができる。
- 2 乙は前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して状況調査を実施する。

（状況調査の内容）

第2条 状況調査の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、甲の職員と連携して、大月市内の家屋を調査すること。
- (2) 甲が発行する「り災証明」について、市民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費等費等の経費を負担しない。ただし、状況調査に必要な資機材は甲が用意するものとする。

（研修会の実施）

第4条 乙は、状況調査に必要な知識を修得する為に研修会を開催するものとし、甲に当該研修会の講師の派遣を要請することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、状況調査の実施により知り得た甲または第三者の情報を第三者に漏らしてはならない。状況調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、状況調査に従事した乙の会員が当該調査のため負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険により対応する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成26年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。
- 3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通をを各自保有する。

平成 25 年 11 月 18 日

甲 大月市大月二丁目 6 番 20 号
大月市長 石井 由己雄

乙 山梨県甲府市国母八丁目 13 番 30 号
山梨県土地家屋調査士会
会長 伊藤美義

公益社団法人
山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士会
理事長 大石秀世

○災害時の医療救護活動に関する協定書

大月市を「甲」とし、北都留医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、大月市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(派遣)

第2条 甲は、大月市地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙は医療救護班を編成し、甲が設置した医療救護所又は避難所等（以下「医療救護所等」という。）に派遣するものとする。

3 前項に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 医師1名
- (2) 看護師1名
- (3) その他事務補助1名

(活動場所)

第3条 乙所属の医療救護班は、甲の要請により、甲の指定する医療救護場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(業務)

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
 - (2) 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
 - (3) 助産救護
 - (4) 死亡の確認及び遺体検案
- (指示及び連絡調整)

第5条 医療救護班の医療救護活動の指示及び連絡調整は、医療救護に関わる関係機関の意見を聴き、甲がこれを行うものとする。

(班の輸送)

第6条 乙所属の医療救護班は、指定された医療救護所等に各班が独自に集合する。ただし、大災害時等で集合が困難な場合は、甲が医療救護班の輸送を行う。

(医薬品等の供給)

第7条 医療救護に必要な医薬品、医療材料及び診断器具その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙又はその会員の所有する医薬品等を使用するものとする。

2 医療救護所等において必要とする給水は甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における医療救護)

第8条 医療救護所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲が山梨県の指定する後方医療施設へ搬送する。

(医療費)

第9条 医療救護所等における医療費は無料とする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の規定による費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(扶助費)

第11条 甲は、医療救護班員が医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金額相当額を乙に支給するものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 乙の医療救護活動において医事紛争が生じた場合は、乙は甲に速やかに報告する。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ上誠意を以て解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(協定の継続)

第13条 この協定は、甲乙いずれからか協定解除又は変更の申し出がない限り、継続するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときには、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1通をを保有する。

平成26年5月15日

甲 山梨県大月市大月2丁目6番20号
大月市
大月市長 石井 由己雄

乙 山梨県大月市御太刀2丁目8番8号
北都留医師会
会長 鈴木 昌則

○災害時における応急医療薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協 定書

大月市を「甲」とし、大月市薬剤師会を「乙」とし、災害時における応急医療薬品等の優先供給及び医療救護活動に関し、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、大月市地域防災計画に基づき、甲が行う応急医療薬品等の確保及び医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、応急医療薬品等の調達を必要と認めるときは、乙に対し、品名及び数量並びに納入場所及びその日時その他必要な事項を明らかにして供給の要請をするものとする。

2 甲は、地域防災計画に基づき、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要性が生じた場合は、乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

3 乙は、第1項の規定により応急医療薬品等の供給について要請があった場合は、甲に対し優先的に供給するものとする。

4 乙は、第2項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の薬剤師班を編成し、甲が設置した医療救護所又は避難所等（以下「医療救護所等」という。）に派遣するものとする。

(活動場所)

第3条 乙所属の薬剤師班は、甲の要請により、甲の指定する医療救護所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(業務)

第4条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する調剤及び服薬指導

(2) 医療救護所等及び医薬品の集積場所における医薬品の仕分け、管理及び納入

(3) 前各号に掲げるもののほか、医薬品の使用方法、衛生管理及び消毒方法等防疫対策などの情報提供及び薬学的指導

(指示及び連絡調整)

第5条 薬剤師班の医療救護活動の指示及び連絡調整は、医療救護に関わる関係機関の意見を聴き、甲がこれを行うものとする。

(班の輸送)

第6条 乙所属の薬剤師班は、指定された医療救護所等に各班が独自に集合する。ただし、大災害等で集合が困難な場合は、甲が医療救護班の輸送を行う。

(医薬品等の輸送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が提供した応急医療薬品等の輸送は、原則として乙が行う。

(調剤費)

第8条 医療救護所等における調剤費は無料とする。

(費用負担)

第9条 甲は、乙の納入した応急医療薬品等の代金及びその所要経費を負担するものとする、この場合の応急医療薬品等の価格は、当該災害が発生した直前の価格とする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成、派遣に要する経費

(2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の規定による費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(扶助金)

第11条 甲は、薬剤師班が医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金額相当額を乙に支給するものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 乙の医療救護活動において医事紛争が生じた場合は、乙は甲に速やかに報告する。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ誠意を以て解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(協定の継続)

第13条 この協定は、甲乙いずれからか協定解除又は変更の申し出がない限り、継続するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときには、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1通をを保有する。

平成26年5月15日

甲 山梨県大月市大月2丁目6番20号
大月市
大月市長 石井 由己雄

乙 山梨県大月市御太刀2丁目8番8号
大月市薬剤師会
会長 大野 博己

○災害時の歯科医療救護に関する協定書

大月市を「甲」とし、大月市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、大月市地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(派遣)

第2条 甲は、大月市地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙は歯科医療救護班を編成し、甲が設置した医療救護所又は避難所等（以下「医療救護所等」という。）に派遣するものとする。
- 3 前項に定める歯科医療救護班の構成人員は、乙に委ねるものとする。

(業務)

第3条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲が設置する医療救護所等において歯科医療救護活動を行うものとする。

- 2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
 - (2) 後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
 - (3) 警察機関等の要請に基づく死体の個人識別、検案等への協力
 - (4) その他必要な措置
- (指示及び連絡調整)

第4条 歯科医療救護班の歯科医療救護活動の指示及び連絡調整は、医療救護に関わる関係機関の意見を聴き、甲がこれを行うものとする。

(班の輸送)

第5条 乙所属の歯科医療救護班は、指定された医療救護所等に各班が独自に集合する。ただし、大災害時等で集合が困難な場合は、甲は必要な措置を講ずるものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

- 2 医療救護所等において必要とする給水は甲が行う。
- (搬送先医療機関の確保)

第7条 甲は、乙の協力を得て山梨県の指定する後方医療施設のほか必要な搬送先医療機関を確保するよう努めるものとする。

(医療費)

第8条 医療救護所等における医療費は無料とする。

- 2 搬送先医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。
- (費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の規定による費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(扶助金)

第10条 甲は、歯科医療救護班員が歯科医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(医事紛争の処理)

第11条 乙の歯科医療救護活動において医事紛争が生じた場合は、乙は甲に速やかに報告する。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ誠意を以て解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(協定の継続)

第12条 この協定は、甲乙いずれからか協定解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年9月5日

甲 山梨県大月市大月2丁目6番20号

大月市

大月市長 石井 由己雄

乙 山梨県大月市御太刀1丁目8番19号

大月市歯科医師会

会長 進士 省三

[災害危険箇所]

○地すべり防止区域一覧

1 地すべり防止法に基づく地すべり防止区域指定状況

(平成25年4月1日現在)

市名	林政関係 (林野庁所管)			土木関係 (国土交通省所管)		
	箇所	面積	区域名	箇所	面積	区域名
大月市	2	29.14	近ヶ沢、鳥沢	2	17.97	駒宮、奥山

2 地すべり危険箇所

(平成25年4月1日現在)

市名	箇所数	箇所名
大月市	11	駒宮、葛野、宮谷、袴着、杉沼、浅利、駒橋、殿上、沢井A、沢井B、沢井C

○急傾斜地危険区域一覧

1 急傾斜地崩壊危険区域

(平成25年4月1日現在)

市名	箇所数	面積	指定区域名
大月市	47	36.99	間明野・浅利入口・葛野・田無瀬・富士見台・坂瀬・矢坪・川津畑・駒宮・小沢・大島・藤沢・御太刀二丁目・下花咲・上平・草木・富士見台・斧窪・霞町・堀の内・立川原・関屋・下和田・麓山の1・用沢・草木の2・関屋の2・大西・大月二丁目・鳥沢・上真木・浅川の2・横尾・吉久保・塩瀬・麓山の2・六ツ原・堀之内・伊良原・駒宮の2・横吹・西畑・上和田の2・仲町・鳥沢Ⅱの3・仲町の1・斧窪

2 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

(平成25年4月1日現在)

指定区域名	市	町名	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	指定保全戸数 (戸)
間明野	大月	大月	真木	間明野原	昭和52.01.17	0009	2.00	10
浅利入口	大月		大月三丁目	川久保	昭和56.03.26	0134	0.32	22
葛野	大月	七保	葛野	和田原 他	昭和56.03.26	0135	0.51	24
田無瀬	大月	七保		タミセ 他	昭和56.03.26	0136	1.09	23
富士見台	大月	大月	花咲	下川戸 他	昭和57.04.08	0183	0.22	11
坂瀬	大月		大月二丁目	坂瀬 他	昭和57.04.08	0184	0.16	16
矢坪	大月	七保	瀬戸	矢坪	昭和58.07.14	0359	2.16	10
川津畑	大月	七保	瀬戸	川津畑	昭和58.07.14	0360	0.77	12
駒宮	大月	七保	駒宮	沢はた 他	昭和59.06.18	0280	0.33	12

駒宮	大月	七保	駒宮	中ノ土 他	昭和 62. 08. 13	0306	0. 72	14
小沢	大月	猿橋	小沢	千手 他	昭和 60. 05. 09	0184	0. 98	12
大島	大月	七保	葛野	中原 他	昭和 60. 05. 09	0185	0. 53	14
藤沢	大月	初狩	下初狩	砂原	昭和 60. 05. 09	0186	0. 14	7
御太刀二丁目	大月		御太刀二丁目	御立原	平成 06. 02. 17	0160	0. 08	1
御太刀二丁目	大月		御太刀二丁目	御立原	平成 16. 03. 15	0124	0. 57	38
下花咲	大月	大月	花咲	下川戸 他	昭和 62. 03. 31	0116	1. 25	14
下花咲	大月	大月	花咲	堂地	平成 04. 08. 24	0327	0. 24	11
下花咲	大月	大月	花咲	堂地	平成 12. 03. 30	0176	0. 18	6
上平	大月	七保	瀬戸	上平	昭和 63. 10. 13	0456	1. 42	14
草木	大月	七保	瀬戸	宮原	昭和 63. 10. 13	0457	1. 80	14
草木	大月	七保	瀬戸	陣出	平成 02. 11. 15	0561	1. 46	7
富士見台別	大月	大月	花咲	堂地	昭和 63. 10. 13	0458	0. 50	29
斧窪	大月	梁川	綱之上	斧窪	平成 02. 02. 08	0045	0. 19	3
霞町	大月	猿橋	猿橋	切添 他	平成 02. 02. 08	0052	1. 22	13
堀の内	大月	富浜	鳥沢	北堀ノ内	平成 02. 11. 15	0562	0. 45	12
立川原	大月	初狩	中初狩	立川原	平成 04. 10. 15	0409	0. 28	8
関屋	大月	大月	大月	関谷他	平成 04. 10. 15	0412	1. 19	20
関屋	大月	大月	大月	関屋他	平成 12. 03. 30	0177	0. 35	8
下和田	大月	七保	下和田	屋なは 他	平成 04. 10. 15	0413	0. 15	5
麓山の 1	大月	七保	瀬戸	麓山 他	平成 07. 03. 13	0096	1. 59	13
用沢	大月	七保	奈良子	用沢	平成 08. 02. 29	0117	0. 54	6
草木の 2	大月	七保	瀬戸	小性	平成 08. 02. 29	0118	0. 48	11
関屋の 2	大月	大月	大月	関谷 他	平成 09. 03. 31	0139	0. 34	10
関屋の 2	大月	大月	大月	関谷 他	平成 21. 03. 12	0082	0. 44	1
大西	大月	猿橋	猿橋 他	大西 他	平成 11. 03. 25	0134	0. 50	24
大月二丁目	大月		大月二丁目他	下原 他	平成 11. 03. 25	0135	1. 23	29
鳥沢	大月	富浜	鳥沢	南堀ノ内	平成 12. 03. 30	0175	0. 18	6
上真木	大月	大月	真木	松ノ木畑 他	平成 12. 03. 30	0178	0. 55	10
浅川の 2	大月	七保	浅川	東河原 他	平成 13. 03. 22	0132	0. 90	11
横尾	大月	大月	駒橋三丁目他	横尾 他	平成 13. 09. 17	0415	0. 47	37
吉久保	大月	笹子	吉久保	上平	平成 15. 02. 17	0087	0. 20	5
塩瀬	大月	梁川	塩瀬	下原大割	平成 15. 10. 06	0495	0. 88	6
麓山の 2	大月	七保	瀬戸	井戸地 他	平成 15. 10. 06	0496	0. 88	12
麓山の 2	大月	七保	瀬戸	井戸地 他	平成 15. 10. 06	0496	0. 00	0
六ツ原	大月	七保	瀬戸	六ツ原	平成 17. 03. 28	0171	0. 74	6
堀之内	大月	富浜	鳥沢	前田西堀ノ内	平成 18. 03. 20	0155	1. 85	38
伊良原	大月	猿橋	猿橋	真渡	平成 18. 03. 20	0156	0. 15	7
伊良原	大月	猿橋	猿橋	真渡	平成 19. 05. 17	0189	1. 46	26
駒宮の 2	大月	七保	駒宮		平成 20. 09. 04	0391	0. 16	6
関屋の 2	大月	大月	大月	関谷 他	平成 21. 03. 12	0082	0. 44	1
横吹	大月	富浜	鳥沢	寺窪	平成 21. 11. 03	0334	0. 16	5
計		45 (54)					36. 60	687

3 急傾斜地崩壊危険箇所

(平成25年4月1日現在)

危険箇所名	市	町	大字	字	危険人家戸数	指定区域名
竹の内	大月市	七保町	瀬戸	竹の内	6	
竹ノ向	大月市	七保町	瀬戸	竹ノ向	73	
上和田	大月市	七保町	瀬戸	上和田	11	
上和田の2	大月市	七保町	瀬戸	上和田	7	
上和田の3	大月市	七保町	瀬戸	上和田	11	
上和田の4	大月市	七保町	瀬戸	上和田	6	
上和田の5	大月市	七保町	瀬戸	上和田	5	
中プロ	大月市	七保町	瀬戸	中プロ	7	
大寺山	大月市	七保町	瀬戸	大寺山	7	
矢竹	大月市	七保町	奈良子	矢竹	5	
八坪	大月市	七保町	瀬戸	矢坪	8	矢坪
八坪の2	大月市	七保町	瀬戸	矢坪	5	矢坪
川津畑	大月市	七保町	瀬戸	川津畑	9	川津畑
麓山の1	大月市	七保町	瀬戸	麓山	13	麓山の1・麓山の2
阿弥陀海	大月市	笹子町	吉久保	阿弥陀海	7	
黒野田	大月市	笹子町	黒野田	黒野田	0	
黒野田の2	大月市	笹子町	黒野田	阿弥陀海	15	
立川原	大月市	初狩町	中初狩	立川原	5	立川原
中組	大月市	七保町	奈良子	中組	7	
用沢	大月市	七保町	奈良子	用沢	5	用沢
菅沼	大月市	七保町	奈良子	菅沼	5	
麓山の2	大月市	七保町	瀬戸	井戸地	7	麓山の2
六ッ原	大月市	七保町	瀬戸	六ッ原	6	六ッ原
草木の3	大月市	七保町	瀬戸	草木	0	
草木の2	大月市	七保町	瀬戸	小姓	11	草木の2
草木の1	大月市	七保町	瀬戸	宮原	15	草木
吉平	大月市	七保町	瀬戸	吉平	12	
吉平の2	大月市	七保町	瀬戸	吉平	7	
駒宮	大月市	七保町	駒宮	沢ハタ	14	駒宮
浅川	大月市	七保町	浅川	浅川	17	
川久保	大月市	七保町	浅川	川久保	7	
家能	大月市	七保町	浅川	家能	4	
浅川の2	大月市	七保町	浅川	浅川	5	
浅川の3	大月市	七保町	浅川	浅川	8	
上平	大月市	七保町	瀬戸	上平	10	上平
下瀬戸	大月市	七保町	瀬戸	下瀬戸	16	
田無瀬の2	大月市	七保町	林	田無瀬	13	田無瀬
田無瀬	大月市	七保町	林	田無瀬	12	
東奥山	大月市	賑岡町	奥山	東奥山	1	
東奥山の2	大月市	賑岡町	奥山	東奥山	5	

危険箇所名	市	町	大字	字	危険人家戸数	指定区域名
上畑倉	大月市	賑岡町	畑倉	上畑倉	12	
小和田	大月市	賑岡町	奥山	小和田	5	
上畑倉の2	大月市	賑岡町	畑倉	上畑倉	5	
下畑倉	大月市	賑岡町	畑倉	下畑倉	5	
上畑倉の3	大月市	賑岡町	畑倉	上畑倉	23	
岩殿	大月市	賑岡町	岩殿	岩殿	15	
石動団地	大月市	賑岡町	強瀬	石動団地	10	
葛野の2	大月市	七保町	葛野	葛野	15	葛野
葛野	大月市	七保町	葛野	葛野	0	葛野
大島の2	大月市	七保町	葛野	葛野	5	
大島	大月市	七保町	葛野	中原	11	大島
宮谷	大月市	富浜町	宮谷	宮谷	0	
宮谷の2	大月市	富浜町	宮谷	宮谷	10	
宮谷の3	大月市	富浜町	宮谷	白山	5	
金山	大月市	賑岡町	奥山	金山	0	
奥山	大月市	賑岡町	奥山	奥山	0	
金山の2	大月市	賑岡町	奥山	金山	1	
金山の3	大月市	賑岡町	奥山	金山	1	
中村	大月市	賑岡町	奥山	中村	8	
中村の2	大月市	賑岡町	奥山	西奥山	5	
遅能登	大月市	賑岡町	奥山	遅能登	7	
杉沼	大月市	賑岡町	奥山	杉沼	6	
岩下	大月市	賑岡町	浅利	岩下	8	
サスビラ	大月市	賑岡町	浅利	サスビラ	9	
サスビラの2	大月市	賑岡町	浅利	サスビラ	0	
浅利	大月市	賑岡町	浅利	向	6	
桑西	大月市	大月町	真木	桑西	0	
桑西の2	大月市	大月町	真木	桑西	5	
桑才	大月市	大月町	真木	桑才	2	
間明野	大月市	大月町	真木	間明野	9	間明野
間明野の2	大月市	大月町	真木	間明野	1	
恵能野	大月市	大月町	真木	恵能野	0	
松ノ木畑	大月市	大月町	真木	松ノ木畑	6	上真木
上真木	大月市	大月町	真木	林	9	
上真木の2	大月市	大月町	真木	上真木	5	
小佐野	大月市	大月町	真木	小佐野	6	
内屋敷	大月市	大月町	真木	内屋敷	5	
藤沢	大月市	初狩町	下初狩	砂原	10	藤沢
万楽園	大月市	初狩町	下初狩	八ツノ入	11	
天王町	大月市		大月二丁目	天王町	7	大月二丁目
花咲	大月市	大月町	花咲	御堂	10	
下花咲	大月市	大月町	花咲	下花咲	7	

危険箇所名	市	町	大字	字	危険人家戸数	指定区域名
下花咲の2	大月市	大月町	花咲	下花咲	30	
松山	大月市	大月町	花咲	松山	9	
坂瀬	大月市		大月二丁目	坂瀬	48	坂瀬
富士見台の2	大月市	大月町	花咲	富士見台	7	下花咲
花咲の2	大月市	大月町	花咲	富士見台	16	富士見台別
富士見台の1	大月市	大月町	花咲	富士見台	13	下花咲
富士見台	大月市	大月町	花咲	富士見台	14	富士見台
西畑	大月市	賑岡町	強瀬	西畑	16	
御太刀二丁目	大月市		御太刀二丁目	御太刀二丁目	27	御太刀二丁目
浅利入口	大月市		大月三丁目	川久保	26	浅利入口
駒橋一丁目	大月市		駒橋一丁目	駒橋一丁目	6	
御太刀一丁目	大月市		御太刀一丁目	御太刀一丁目	6	
御太刀一丁目の2	大月市		御太刀一丁目	御太刀一丁目	1	
大月二丁目	大月市		大月二丁目	大月二丁目	1	関谷の2
関谷	大月市	大月町	大月	関谷	16	関谷・関谷の2
殿上	大月市	猿橋町	殿上	殿上	2	
殿上の2	大月市	猿橋町	殿上	殿上	13	
下和田	大月市	七保町	下和田	下和田	10	下和田
大西	大月市	猿橋町	猿橋	大西	27	大西
霞町	大月市	猿橋町	猿橋	霞町	11	霞町
霞町の2	大月市	猿橋町	猿橋	霞町	17	
東町	大月市	猿橋町	猿橋	東町	10	
霞町の3	大月市	猿橋町	猿橋	霞町	6	
横町	大月市	猿橋町	猿橋	横町	6	
仲町	大月市	猿橋町	猿橋	仲町	20	
小柳	大月市	猿橋町	猿橋	小柳	16	
小倉	大月市	猿橋町	猿橋	霞町	10	
田中	大月市	猿橋町	小沢	田中	0	
小沢	大月市	猿橋町	小沢	千手	14	小沢
小沢の2	大月市	猿橋町	小沢	小沢	5	
朝日小沢	大月市	猿橋町	朝日小沢	朝日小沢	6	
幡野	大月市	猿橋町	猿橋	幡野	11	
宮谷の4	大月市	富浜町	宮谷	新道	51	
宮谷の5	大月市	富浜町	宮谷	宮谷	12	
猿橋	大月市	猿橋町	猿橋	猿橋	5	
猿橋の2	大月市	猿橋町	伊良原	伊良原	5	
伊良原	大月市	猿橋町	伊良原	伊良原	23	伊良原
伊良原の2	大月市	猿橋町	伊良原	伊良原	5	
猿橋の3	大月市	猿橋町	猿橋	猿橋	5	
小田	大月市	猿橋町	藤崎	小田	11	
小田の2	大月市	猿橋町	藤崎	小田	9	
久保	大月市	猿橋町	藤崎	久保	5	

危険箇所名	市	町	大字	字	危険人家戸数	指定区域名
浅川の4	大月市	七保町	浅川	浅川	1	
横吹	大月市	富浜町	鳥沢	横吹	2	
横吹の2	大月市	富浜町	鳥沢	横吹	1	
横吹の3	大月市	富浜町	鳥沢	横吹	91	
寺向	大月市	富浜町	鳥沢	寺向	5	
峰沢	大月市	富浜町	鳥沢	峰沢	12	
鳥沢	大月市	富浜町	鳥沢	鳥沢	0	
堀ノ内	大月市	富浜町	鳥沢	堀ノ内	17	鳥沢・堀之内
遠山	大月市	富浜町	鳥沢	北遠山	7	
東遠山	大月市	富浜町	鳥沢	東遠山	10	
堀ノ内の2	大月市	富浜町	鳥沢	堀ノ内	6	
下畑	大月市	梁川町	立野	下畑	10	
下畑の2	大月市	梁川町	立野	下畑	0	
斧窪	大月市	梁川町	綱の上	斧窪	5	斧窪
彦田	大月市	梁川町	綱の上	彦田	16	
彦田の2	大月市	梁川町	綱の上	彦田	0	
彦田の3	大月市	梁川町	綱の上	彦田	15	
綱の上	大月市	梁川町	綱の上	綱本	9	
立野	大月市	梁川町	立野	立野	3	
塩瀬	大月市	梁川町	塩瀬	大割	8	塩瀬
金畑	大月市	梁川町	塩瀬	金畑	5	
塩瀬の2	大月市	梁川町	塩瀬	塩瀬	6	
清水	大月市	梁川町	塩瀬	清水大保呂	13	
代官山	大月市	初狩町	中初狩	代官山	17	
朝日小沢の2	大月市	猿橋町	朝日小沢	朝日小沢	6	
吉久保	大月市	笹子町	吉久保	上平	13	
殿畑	大月市	賑岡町	強瀬	殿畑	0	
奥山の2	大月市	賑岡町	奥山	奥山	0	
袴着	大月市	富浜町	鳥沢	小向	6	
横吹の4	大月市	富浜町	鳥沢	横吹	9	
計	154				1,496	

○土石流危険溪流一覧

(平成25年4月1日現在)

幹川名	溪流名	位置		保全対象区域の現状		
				人家 戸数	公共 施設数	公共施設名称
桂川	井戸入沢	大月市	金畑	6	0	
〃	塩瀬中村沢	〃	中野	0	2	集会所
〃	上神戸沢	〃	下畑	8	0	
〃	小篠沢	〃	小篠	55	3	消防詰所
〃	峯沢	〃	津成	13	2	消防詰所
〃	菖蒲沢	〃	久保	10	0	
〃	藤崎沢	〃	〃	12	1	公民館
〃	水船沢	〃	小田	38	2	公民館
〃	石原沢	〃	〃	16	1	小学校
小沢川	幡野川の2	〃	幡野	7	0	
〃	小沢川の4	〃	小沢	2	1	寺院
〃	小沢川の2	〃	朝日小沢	6	0	
〃	小沢川	〃	〃	14	2	公民館
〃	小沢川の1	〃	〃	6	2	公民館
〃	礼金沢	〃	小沢	5	0	
〃	話手沢	〃	〃	19	3	消防詰所
〃	戸化沢	〃	〃	15	2	消防詰所
〃	三ツ石沢	〃	田中	10	0	
〃	南田中沢	〃	〃	14	2	公民館
〃	北田中沢	〃	〃	7	1	
桂川	寺之上沢	〃	殿上	6	2	駅舎
〃	桧沢	〃	〃	19	1	
〃	熊沢	〃	〃	44	8	駅舎
〃	唐沢	〃	駒橋三丁目	24	7	発電所
〃	棚沢	〃	〃	16	2	
〃	西棚沢	〃	〃	42	2	発電所
〃	テントウ沢	〃	駒橋二丁目	20	2	公民館
〃	延命沢	〃	〃	46	3	
〃	中山沢	〃	駒橋一丁目	126	16	図書館
〃	林宝沢	〃	大月一丁目	137	11	幼稚園
〃	献上沢	〃	大月二丁目	59	2	小学校
〃	地藏久保沢	〃	沢井	8	0	
〃	高畑沢	〃	〃	8	1	集会所
〃	宮ノ沢川	〃	〃	11	0	
笹子川	花咲東沢	〃	上花咲	8	0	

幹川名	溪流名	位置	保全対象区域の現状		
			人家 戸数	公共 施設数	公共施設名称
笹子川	花咲西沢	〃	5	0	
〃	上花咲東沢	〃	16	8	医院
〃	上花咲西沢	〃	11	1	
〃	寒場沢	〃 下初狩	25	4	
〃	八田川	〃	72	1	公民館
〃	宮川の1	〃 丸田	11	0	
〃	滝の沢川	〃 代官山	8	0	
〃	滝の沢川の1	〃	14	0	
〃	子の神沢	〃 丸田	6	0	
〃	唐沢	〃 神戸	29	1	公民館
〃	唐沢の1	〃	11	1	J R 中央本線
〃	初沢	〃	0	1	J R 中央本線
〃	押出沢	〃 阿弥陀海	24	5	公民館
〃	沢利沢	〃	26	9	駅舎
〃	辰巳沢	〃 黒野田	10	3	変電所
〃	庭洞沢	〃	32	2	公民館
〃	唐沢	〃 追分	28	5	消防詰所
〃	米沢	〃 米沢	5	4	発電所
〃	屋影沢	〃 黒野田	4	3	J R 中央本線
〃	大鹿川	〃 原	8	1	J R 中央本線
〃	中峯沢	〃 白野	26	4	保育所
〃	平栗沢	〃 立河原	11	3	公民館
〃	西ノ沢	〃	8	0	
〃	砂原沢	〃 藤沢	17	0	
〃	藤沢川	〃	28	2	公民館
〃	上ノ田沢	〃 日向	12	7	変電所
〃	大ノ田沢	〃	33	6	
真木川	沢中沢	〃 沢中	0	2	処分場
〃	恵能野川	〃 恵能野	10	0	
〃	カナフリ沢	〃 間明野	7	1	
〃	切目沢	〃	13	0	
〃	東沢	〃 桑西	6	0	
〃	男川沢	〃 上真木上	0	1	老人福祉施設
〃	兄川	〃 上真木下	26	2	小学校
〃	弟川	〃	26	2	小学校
〃	男川沢の1	〃	24	1	小学校
〃	男川沢の2	〃	0	2	
笹子川	花咲沢	〃 上花咲	43	1	
浅利川	シナギ沢	〃 浅利	5	0	
〃	上平沢	〃	19	1	公民館

幹川名	溪流名	位置	保全対象区域の現状		
			人家 戸数	公共 施設数	公共施設名称
浅利川	サスヒラ沢	〃	5	1	小学校
〃	岩下沢	〃	9	0	
〃	宮の沢	〃	5	0	
〃	賑岡西奥山沢	〃	0	1	寺院
〃	戸沢	〃	5	0	
〃	賑岡中村下沢	〃	0	1	
〃	奥山中村沢	〃	3	1	
〃	金山下沢	〃	2	1	宿泊施設
〃	金山上沢	〃	2	1	宿泊施設
〃	土沢	〃	0	1	宿泊施設
〃	東沢	〃	4	2	宿泊施設
〃	沢上沢	〃	5	0	
葛野川	天神沢	〃	16	0	
〃	中の倉沢	〃	4	2	教習所
〃	尻尾沢	〃	53	6	郵便局
大沢	西奥山沢	〃	7	0	
〃	ホフリ沢川	〃	15	0	
〃	大沢川の1	〃	4	1	宿泊施設
葛野川	タムセ沢	〃	15	2	公民館
奈良子川	林沢川	〃	7	0	
〃	トチクボ沢	〃	17	1	集会所
〃	用沢川	〃	8	0	
〃	春日沢	〃	6	0	
〃	北矢竹沢	〃	5	0	
〃	南中組沢	〃	8	0	
〃	東沢	〃	9	3	保育所
葛野川	金竜沢の3	〃	1	1	
〃	金竜沢の1	〃	16	3	寺院
〃	金竜沢の2	〃	20	2	集会所
〃	山下沢	〃	12	0	
〃	吉平中沢	〃	5	1	
〃	陣出沢	〃	6	0	
〃	井戸池沢	〃	11	2	公民館
〃	上井戸池沢	〃	28	5	小学校
〃	井戸池向沢	〃	8	0	
〃	八坪沢の1	〃	7	2	消防詰所
〃	八坪沢	〃	11	2	消防詰所
〃	上矢坪沢	〃	14	1	消防詰所
〃	オモレ沢	〃	7	0	
〃	南沢	〃	10	0	

幹川名	溪流名	位置	保全対象区域の現状		
			人家 戸数	公共 施設数	公共施設名称
葛野川	沢入沢	〃 〃	40	3	小学校
〃	川村沢	〃 竹ノ向	1	3	宿泊施設
〃	駒宮沢	〃 駒宮	23	2	集会所
浅川	川久保沢	〃 浅川	3	2	
〃	宗安川	〃 〃	7	2	集会所
〃	西川	〃 〃	6	2	集会所
〃	西川の1	〃 〃	5	1	保育所
〃	沖之沢	〃 〃	6	1	
〃	大入沢	〃 〃	6	0	
〃	竜滝沢	〃 〃	7	0	
葛野川	花鳥沢	〃 葛野	52	9	診療所
〃	中村沢	〃 〃	65	8	中学校
〃	戸並沢	〃 〃	64	2	寺院
〃	御岳沢	〃 〃	38	2	
〃	大田沢	〃 〃	21	1	
〃	猪久保沢	〃 大島	22	0	
〃	大滝沢	〃 〃	27	4	消防詰所
〃	堂の沢	〃 〃	26	5	公民館
〃	背戸の沢	〃 下和田	47	2	
〃	入の沢	〃 霞町	29	4	中学校
桂川	蛇滑沢	〃 東町	6	1	
〃	西方沢	〃 宮谷上	93	6	小学校
〃	袴着沢	〃 鳥沢	11	2	
〃	西峰沢	〃 峰沢	43	2	公民館
〃	峰沢	〃 〃	29	2	幼稚園
〃	軽沢川	〃 中野	41	5	集会所
〃	向山沢	〃 山谷	33	1	
〃	姥沢	〃 遠山	14	0	
〃	彦田沢	〃 彦田	6	4	駅舎
〃	桑田沢	〃 〃	7	1	駅舎
〃	西沢	〃 綱之上	27	1	市出張所
〃	八ツ曾根沢	〃 〃	44	4	保育所
〃	水無沢	〃 〃	3	1	
〃	綱之上東沢	〃 〃	0	1	
〃	カジヤ沢	〃 新倉	22	2	公民館
計	150		2,740	294	

○土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧

(平成25年4月1日現在)

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	阿弥陀海	○	笹子町吉久保	H18.3.23	163
急傾斜地の崩壊	黒野田	○	笹子町黒野田	H18.3.23	163
急傾斜地の崩壊	黒野田の2	○	笹子町吉久保・黒野田	H18.3.23	163
急傾斜地の崩壊	追分Ⅱ	○	笹子町黒野田	H18.3.23	163
急傾斜地の崩壊	追分Ⅱの2	○	笹子町黒野田	H18.3.23	163
急傾斜地の崩壊	新田Ⅱ	○	笹子町黒野田	H18.3.23	163
急傾斜地の崩壊	黒野田Ⅱ	○	笹子町黒野田	H18.3.23	163
急傾斜地の崩壊	吉久保	○	笹子町吉久保	H18.3.23	163
急傾斜地の崩壊	竹の内-1	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	竹の内-2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向-1	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向-2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	上和田-1	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	上和田-2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の3-1	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の3-2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の4	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の5-1	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の5-2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	中ブロー1	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	中ブロー2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	大寺山-1	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	大寺山-2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	八坪-1	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	八坪-2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱ-1	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱ-2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱ-3	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱの2・竹ノ向Ⅱの4	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱの3-1	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱの3-2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱの5-1	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱの5-2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱ	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの2-1	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの2-2	○	瀬戸	H18.6.29	357

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの3-1	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの3-2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの4-1	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの4-2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの5-1	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの5-2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	オモレⅡ-1	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	オモレⅡ-2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	オモレⅡ-3	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	オモレⅡ-4	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	八坪Ⅱ-1	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	八坪Ⅱ-2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	八坪Ⅱ-3	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	八坪Ⅱの2	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	八坪Ⅱの3	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	上平Ⅱ	○	瀬戸	H18.6.29	357
急傾斜地の崩壊	田無瀬の2-1	○	七保町林	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	田無瀬の2-2	○	七保町林	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	田無瀬	○	七保町林	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山	○	賑岡町奥山	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山の2	○	賑岡町奥山	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	小和田	○	賑岡町奥山	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	葛野の2	○	七保町葛野	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	葛野	○	七保町葛野	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	大島の2	○	七保町葛野	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	大島-1	○	七保町葛野	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	大島-2	○	七保町葛野	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱ	○	賑岡町奥山	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの2	○	賑岡町奥山	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの3	○	賑岡町奥山	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの4	○	賑岡町奥山	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの5	○	賑岡町奥山	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの6	○	賑岡町奥山	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの7	○	賑岡町奥山	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	下出Ⅱ	○	賑岡町奥山	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	下出Ⅱの2	○	賑岡町奥山	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	東原Ⅱ	○	賑岡町奥山	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	東原Ⅱの2	○	賑岡町奥山	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	小和田Ⅱ	○	賑岡町奥山	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	小和田Ⅱの2	○	賑岡町奥山	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	大島Ⅱ		七保町葛野	H19.8.6	299

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	大島Ⅱの2	○	七保町葛野	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹-1	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹-2	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	麓山の1-1	○	七保町瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	麓山の1-2	○	七保町瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	中組-1	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	中組-2	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	用沢	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	菅沼	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	麓山の2-1	○	七保町瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	麓山の2-2	○	七保町瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	麓山の2-3	○	七保町瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	六ッ原-1	○	七保町瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	六ッ原-2	○	七保町瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川の3-1	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川の3-2	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	上平	○	七保町瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸-1	○	七保町瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸-2	○	七保町瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸-3	○	七保町瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	シロイハタⅡ	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹Ⅱ	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹Ⅱの2	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹Ⅱの3	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	中組Ⅱ・中組Ⅱの2	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	中組Ⅱの3・中組Ⅱの4	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	中組Ⅱの5	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	菅沼Ⅱ	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	菅沼Ⅱの2	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	用沢Ⅱ-1	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	用沢Ⅱ-2	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	用沢Ⅱの2・用沢Ⅲ	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱ	○	七保町林	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの2	○	七保町林	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの3	○	七保町林	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの4・林Ⅱの5	○	七保町林	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの6	○	七保町林	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの7	○	七保町林	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの8	○	七保町林	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの9	○	七保町葛野	H19.8.6	299

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	上落合Ⅱ	○	七保町瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸Ⅱ	○	七保町瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸Ⅱの2	○	七保町林	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸Ⅱの3	○	七保町瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸Ⅱの4	○	七保町瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹Ⅲ	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	菅沼Ⅲ	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	八坪の2-1	○	瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	八坪の2-2	○	瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	川津畑	○	瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	草木の3	○	瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	草木の2・小生Ⅱ	○	瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	草木の1	○	瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	吉平・吉平Ⅱの2	○	瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	吉平の2	○	瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	駒宮	○	駒宮	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	川久保	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	家能-1	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	家能-2		浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川の2	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川の4	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	小生Ⅱの2	○	瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	草木Ⅱ	○	瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	草木のⅡの2	○	瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	駒宮Ⅱ-1	○	駒宮	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	駒宮Ⅱ-2	○	駒宮	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	駒宮Ⅱの2	○	駒宮	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	吉平Ⅱ	○	瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	吉平Ⅱの3	○	瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	吉平Ⅱの4	○	瀬戸	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱ	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの2-1	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの2-2	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの3-1	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの3-2	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの4	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの5	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの6	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの7	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの8	○	浅川	H19.8.6	299

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの9	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの10	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの11	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの12	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	吉平Ⅲ	○	浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	横吹	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	横吹の2	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	横吹の3	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	寺向	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	峰沢	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	鳥沢・堀ノ内・鳥沢Ⅱの2	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	遠山		富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	東遠山	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	堀ノ内の2	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	下畑	○	梁川町立野	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	下畑の2	○	梁川町立野	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	斧窪	○	梁川町綱の上	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	彦田	○	梁川町綱の上	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	彦田の2	○	梁川町綱の上	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	彦田の3	○	梁川町綱の上	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	綱の上	○	梁川町綱の上	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	立野	○	梁川町立野	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	塩瀬	○	梁川町塩瀬	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	金畑	○	梁川町塩瀬	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	塩瀬の2	○	梁川町塩瀬	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	清水	○	梁川町塩瀬	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	山谷Ⅱ	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	中野Ⅱ	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	中野Ⅱの2	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	中野Ⅱの3	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	坂尻Ⅱ	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	東遠山Ⅱ	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	東遠山Ⅱの2	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	横吹Ⅱ	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	鳥沢Ⅱ・鳥沢Ⅱの3	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	鳥沢Ⅱの4	○	富浜町鳥沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	立野Ⅱ	○	梁川町立野	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	綱之上Ⅱ	○	梁川町綱の上	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	綱之上Ⅱの2	○	梁川町綱の上	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	清水Ⅱ	○	梁川町塩瀬	H21.11.30	366

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	大久保Ⅲ	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	遠山Ⅲ	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	袴着	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	綱之上Ⅱの3-1	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	綱之上Ⅱの3-2	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	天王町-1		大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	天王町-2	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	天王町-3	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	坂瀬-1	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	坂瀬-2	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	坂瀬-3	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	御太刀二丁目		御太刀	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	浅利入口-1	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	浅利入口-2	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	浅利入口-3	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	駒橋一丁目・駒橋一丁目Ⅲ	○	駒橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	御太刀一丁目	○	御太刀	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	大月二丁目		大月町大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	関屋	○	大月町大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	殿上	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	殿上の2-1	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	殿上の2-2	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	下和田-1	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	下和田-2	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	下和田-3	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	田中	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢の2-1	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢の2-2	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小萩Ⅱ	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	御太刀二丁目Ⅱ	○	御太刀	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	御太刀二丁目Ⅱの2	○	御太刀	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	大月一丁目Ⅱ	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	駒橋三丁目Ⅱ	○	大月町駒橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	殿上Ⅱ-1	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	殿上Ⅱ-2	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅱ	○	猿橋町桂台	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅱの2	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅱの3-1	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅱの3-2	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅱの4	○	猿橋町小沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	田中Ⅲ	○	猿橋町小沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅲ-1	○	猿橋町小沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅲ-2	○	猿橋町小沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅲの2	○	猿橋町小沢	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷-1	○	富浜町宮谷	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷-2	○	富浜町宮谷	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の2	○	富浜町宮谷	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の3・宮谷Ⅱ	○	富浜町宮谷	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	大西	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	霞町-1	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	霞町-2	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	霞町の2-1	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	霞町の2-2	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	東町-1	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	東町-2	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	東町-3	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	霞町の3・霞町Ⅱの2	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	横町	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	仲町		猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	小柳-1	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	小柳-2	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	小倉-1	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	小倉-2	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	幡野-1	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	幡野-2	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	幡野-3	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の4-1	○	富浜町宮谷	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の4-2	○	富浜町宮谷	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の4-3	○	富浜町宮谷	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の4-4	○	富浜町宮谷	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の5-1	○	富浜町宮谷	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の5-2	○	富浜町宮谷	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋-1	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋-2	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋の2-1	○	猿橋町伊良原	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋の2-2	○	猿橋町藤崎	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋の2-3	○	猿橋町藤崎	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	伊良原-1	○	猿橋町藤崎	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	伊良原-2	○	猿橋町藤崎	H21.11.30	366

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	伊良原の2	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋の3-1	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋の3-2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋の3-3	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小田・小田の2	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	久保-1	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	久保-2	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢の2-1	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢の2-2	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢の2-3	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	霞町Ⅱ	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱ	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	幡野Ⅱ	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷Ⅱの3	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	藤崎Ⅱ	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	太田Ⅱ-1	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	太田Ⅱ-2	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	藤崎Ⅱの2	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	津成Ⅱ	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小篠Ⅱ-1	○	猿橋町小篠	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小篠Ⅱ-2	○	猿橋町小篠	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの2-1	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの2-2	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの3・朝日小沢Ⅱの4	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの5	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの6-1	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの6-2	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの6-3	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの6-4	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの6-5	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの7-1	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの7-2	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	立河原	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	岩殿-1・神倉Ⅱ	○	賑岡町岩殿	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	岩殿-2	○	賑岡町岩殿	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	石動団地	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢-1	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢-2	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢-3		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢-4		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	万楽園-1	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	万楽園-2	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	西畑-1	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	西畑-2	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	西畑-3	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	西畑-4	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅱ-1	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅱ-2	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅱの2-1	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅱの2-2	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅱ	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅱの2	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅱの3	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	神戸Ⅱ	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	丸田Ⅱ	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	丸田Ⅱの2	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	丸田Ⅱの3	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅱの3	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	殿畑-1	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	殿畑-2	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	立河原Ⅴ	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	神倉Ⅴ	○	賑岡町岩殿	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅴ	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	丸田Ⅴ	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上畑倉	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上畑倉の2	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下畑倉	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上畑倉の3	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	奥山	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山の2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山の3	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村の2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	遅能登	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	杉沼-1	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	杉沼-2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	岩下	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	サスビラ	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	サスビラの2	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	浅利	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	日影Ⅱの2-1	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	日影Ⅱの2-2	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下畑倉Ⅱ	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの4	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの5	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの6	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの7	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅱ-1	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅱ-2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅱの2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの8	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの9	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの10	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの11	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの12	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの13	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	杉沼Ⅱ	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	杉沼Ⅱの2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	杉沼Ⅱの3	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅱ	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅱの2	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅱの3	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅱの4	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	シナギⅡ	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	岩下Ⅲ	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	奥山の2-1	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	奥山の2-2		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴ	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅴ	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅴの2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅴの3	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	戸沢Ⅴ	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	桑西	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	桑西の2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	桑西の3	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野の2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	松ノ木畑	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上真木	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上真木の2-1	○	大月町真木	H23. 3. 7	71

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	上真木の2-2	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	小佐野	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	内屋敷	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	桑西Ⅱ	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	桑西Ⅱの2	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱ	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱの2	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱの3	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱの4	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱの5	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱの6	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱ	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱの2	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱの3	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱの4	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱの5	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱの6	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅱ	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅱの2-1	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅱの2-2	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	沢中Ⅱ	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	沢中Ⅱの2	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	下原Ⅱ	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	下原Ⅱの2	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	小佐野Ⅱ	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	下真木Ⅱ	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	桑西Ⅲ	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	桑西Ⅲの2	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅲ	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅲの2	○	大月町真木	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	花咲	○	大月町花咲	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	下花咲	○	大月町花咲	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	下花咲の2	○	大月町花咲	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	松山	○	大月町花咲	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	富士見台の2-1	○	大月町花咲	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	富士見台の2-2	○	大月町花咲	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	花咲の2	○	大月町花咲	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	富士見台の1	○	大月町花咲	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	富士見台	○	大月町花咲	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	下花咲Ⅲ	○	大月町花咲	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	代官山-1	○	初狩町中初狩	H23.3.7	71

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	代官山-2	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	代官山-3	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	代官山-4	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	代官山-5		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	丸田Ⅱの4	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	代官山Ⅱ	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	朝日小沢	○	猿橋町朝日小沢	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	岩殿Ⅱ	○	賑岡町岩殿	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	岩殿Ⅱの2	○	賑岡町岩殿	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	岩殿Ⅱの3・岩殿Ⅱの4	○	賑岡町岩殿	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	岩殿Ⅱの4・強瀬Ⅲ	○	賑岡町岩殿	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	神戸Ⅴ	○	初狩町中初狩	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅴの2	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅴの3	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅴの4	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	日向Ⅴ	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	側子Ⅴ	○	初狩町中初狩	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	万楽園Ⅴ	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅴ	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅴの2	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅴの3	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅴの4	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅴの5	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下原Ⅴ	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下原Ⅴの2	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	小佐野Ⅴ	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	小佐野Ⅴの2	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	小佐野Ⅴの3	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	久保Ⅴ	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	久保Ⅴの2	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの2	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの3	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの4	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの5	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの6	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの7	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの8	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの9	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの10	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの11	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	中村Vの12	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Vの13	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Vの14	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Vの15	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Vの16	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	金山Vの4	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅利V	○	賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅利Vの2	○	賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅利Vの3	○	賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	富士見台V	○	大月町花咲	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	関屋V	○	大月町大月	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	沢井V	○	大月町大月	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	沢井Vの2	○	大月町大月	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	沢井Vの3	○	大月町大月	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	強瀬V	○	賑岡町強瀬	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	強瀬Vの2	○	賑岡町強瀬	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	強瀬Vの3	○	賑岡町強瀬	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上畑倉V	○	賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上畑倉Vの2	○	賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下畑倉V	○	賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	矢竹V	○	七保町奈良子	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	林V	○	七保町林	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	竹ノ向V	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Vの2	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上和田V	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上和田Vの2	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中風呂V	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中風呂Vの2	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	麓山V	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	川津畑V	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	駒宮V	○	七保町駒宮	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	駒宮Vの2	○	七保町駒宮	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	駒宮Vの3	○	七保町駒宮	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの2	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの3	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの4	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの5	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの6	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの7	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの8	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの9	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	浅川Vの10	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの11	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの12	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの13	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの14	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの15	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの16	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの18	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの19	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの20	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの21	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの22	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの23	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの24	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの25	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの26	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの27	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの28	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの29	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	大島V	○	七保町葛野	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下和田V	○	七保町下和田	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下和田Vの2	○	七保町下和田	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下和田Vの3	○	七保町下和田	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下和田Vの4	○	七保町下和田	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	霞町V		猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	霞町Vの2	○	猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	霞町Vの3	○	猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	桂台V	○	猿橋町桂台3丁目	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	桂台Vの2	○	猿橋町桂台3丁目	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	桂台Vの3	○	猿橋町桂台3丁目	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	桂台Vの4	○	猿橋町桂台3丁目	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	桂台Vの5	○	猿橋町桂台3丁目	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	津成V	○	猿橋町藤崎	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	津成Vの2	○	猿橋町藤崎	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	津成Vの3	○	猿橋町藤崎	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	津成Vの4	○	猿橋町藤崎	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	津成Vの5	○	猿橋町藤崎	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	小篠V	○	猿橋町小篠	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	小篠Vの2	○	猿橋町小篠	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	幡野V	○	猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	幡野Vの2	○	猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	幡野Vの3	○	猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢V	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Vの4	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Vの5	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Vの6	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Vの8	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Vの9	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Vの10	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	小向V	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	峰沢V	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	峰沢Vの2	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	峰沢Vの3	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	峰沢Vの4	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中野V	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中野Vの2	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	堀ノ内V	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	堀ノ内Vの2	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下畑V	○	梁川町立野	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪V	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪Vの2	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪Vの3	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪Vの4	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪Vの5	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪Vの6	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	綱の上V	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	綱の上Vの2	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	綱の上Vの3	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	新倉V	○	梁川町新倉	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	新倉Vの2	○	梁川町新倉	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	新倉Vの3	○	梁川町新倉	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	塩瀬V	○	梁川町塩瀬	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	塩瀬Vの2	○	梁川町塩瀬	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	金畑V	○	梁川町塩瀬	H23. 8. 11	317
土石流	押出沢	○	笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
土石流	沢利沢		笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
土石流	辰巳沢		笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
土石流	庭洞沢	○	笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
土石流	唐沢		笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
土石流	屋影沢		笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
土石流	中峯沢		笹子町白野	H18. 3. 23	163
土石流	平栗沢		初狩町中初狩	H18. 3. 23	163

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	西ノ沢	○	初狩町中初狩	H18. 3. 23	163
土石流	山下川	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	井戸地沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	上井戸地沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	井戸地向沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	八坪沢の1	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	八坪沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	上八坪沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	オモレ沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	南沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	沢入沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	川村沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	東沢川	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	中の倉沢	○	賑岡町畑倉	H19. 8. 6	299
土石流	尻尾沢		賑岡町畑倉	H19. 8. 6	299
土石流	西奥山沢	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
土石流	ホフリ沢川	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
土石流	大沢川の1-1	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
土石流	大沢川の1-2	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
土石流	大沢川	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
土石流	タムセ沢-1	○	七保町林	H19. 8. 6	299
土石流	タムセ沢-2	○	七保町林	H19. 8. 6	299
土石流	林沢川	○	七保町林	H19. 8. 6	299
土石流	トチクボ沢	○	七保町林	H19. 8. 6	299
土石流	サハト沢	○	七保町林	H19. 8. 6	299
土石流	花鳥沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	中村沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	道神沢		七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	御岳沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	大田沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	猪久保沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	大滝沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	堂の沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	用沢川	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	春日沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	北矢竹沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	南中組沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	東沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	金竜寺沢の1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
土石流	金竜寺沢の2		七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
土石流	金竜寺沢の3	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	吉平中沢	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
土石流	東沢の1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
土石流	南用沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	足沢の1	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	足沢の2	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	中組西沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	矢竹沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	南矢竹沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	中組沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	吉平下沢	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
土石流	東上平川	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	駒宮沢		浅川	H19. 8. 6	299
土石流	川久保沢	○	浅川	H19. 8. 6	299
土石流	宗安川	○	浅川	H19. 8. 6	299
土石流	西川		浅川	H19. 8. 6	299
土石流	西川の1	○	浅川	H19. 8. 6	299
土石流	沖之沢-1	○	浅川	H19. 8. 6	299
土石流	沖之沢-2	○	浅川	H19. 8. 6	299
土石流	大入沢	○	浅川	H19. 8. 6	299
土石流	龍滝沢	○	浅川	H19. 8. 6	299
土石流	風原沢の1	○	浅川	H19. 8. 6	299
土石流	風原沢の2	○	浅川	H19. 8. 6	299
土石流	風原沢の3	○	浅川	H19. 8. 6	299
土石流	原沢	○	浅川	H19. 8. 6	299
土石流	上向沢	○	浅川	H19. 8. 6	299
土石流	家能川	○	浅川	H19. 8. 6	299
土石流	黒部沢の1	○	浅川	H19. 8. 6	299
土石流	黒部沢の2	○	浅川	H19. 8. 6	299
土石流	黒部沢の3	○	浅川	H19. 8. 6	299
土石流	沖之沢の1	○	浅川	H19. 8. 6	299
土石流	宮谷沢		浅川	H19. 8. 6	299
土石流	塩瀬中村沢	○	梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
土石流	袴着沢-1	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	袴着沢-2	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	袴着沢-3	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	西峰沢		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	峰沢-1	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	峰沢-2	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	軽沢川		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	向山沢		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	姥沢	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	彦田沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	桑田沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	西沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	八ツ曾根沢		梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	水無沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	綱之上東沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	カジヤ沢		梁川町新倉	H21. 11. 30	366
土石流	斧窪沢		梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	中野沢川	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	清水沢		梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
土石流	話手沢		猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	東沢		猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	三ツ石沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	南田中沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	北田中沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	寺之上沢	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
土石流	桧沢	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
土石流	熊沢-1		猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
土石流	熊沢-2		猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
土石流	唐沢	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
土石流	棚沢	○	駒橋	H21. 11. 30	366
土石流	西棚沢		駒橋	H21. 11. 30	366
土石流	テントウ沢	○	駒橋	H21. 11. 30	366
土石流	延命沢		駒橋	H21. 11. 30	366
土石流	中山沢	○	駒橋	H21. 11. 30	366
土石流	林宝沢-1	○	大月	H21. 11. 30	366
土石流	林宝沢-2	○	大月	H21. 11. 30	366
土石流	献上沢	○	大月	H21. 11. 30	366
土石流	地藏久保沢		大月	H21. 11. 30	366
土石流	高畑沢		大月町大月	H21. 11. 30	366
土石流	宮ノ沢川	○	大月町大月	H21. 11. 30	366
土石流	背戸の沢-1	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
土石流	背戸の沢-2	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
土石流	背戸の沢-3	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
土石流	背戸の沢-4	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
土石流	背戸の沢-5	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
土石流	峯沢	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
土石流	藤崎沢川	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
土石流	水船沢		猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
土石流	石原沢川	○	猿橋町伊良原	H21. 11. 30	366
土石流	幡野川の2-1	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	幡野川の2-2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
土石流	小沢川の4	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
土石流	小沢川の2	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
土石流	小沢川	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
土石流	小沢川の1		猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
土石流	礼金沢		猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
土石流	入の沢		猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
土石流	蛇骨沢川-1	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
土石流	蛇骨沢川-2	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
土石流	西方沢	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
土石流	津成川		猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
土石流	小沢川の3	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
土石流	田中沢	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
土石流	寒場沢	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	八田川	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	唐沢	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	唐沢の1	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	初沢		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	砂原沢	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-1	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-2	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-3	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-4	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-5	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-6	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-7	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-8	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	上ノ田沢		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	大ノ田沢		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	下丸田沢	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	穴沢	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	強瀬沢	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
土石流	シナギ沢	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	上平沢		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	サスヒラ沢		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	岩下沢	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	宮の沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	宮の沢の1-1		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	宮の沢の1-2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	宮の沢の2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	賑岡西奥山沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	戸沢南沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	戸沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	賑岡中村下沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	金山下沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	金山上沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	土沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	東沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	沢上沢-1	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	沢上沢-2	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	沢上沢下沢	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	上花咲東沢-1	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	上花咲東沢-2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	上花咲東沢-3	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	上花咲西沢-1	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	上花咲西沢-2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	沢中沢	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	恵能野川		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	カナフリ沢		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	切目沢		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	東沢	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	男川沢		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	兄川	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	弟川	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	男川沢の1	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	男川沢の2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	遊仙沢	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	花咲東沢		大月町花咲	H23. 3. 7	71
土石流	花咲西沢	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
土石流	花咲沢	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の1-1	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の1-2	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の1-3		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の1-4	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の1-5	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の1-6	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	滝の沢川	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	滝の沢川の1	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	滝の沢川の2	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	子の神沢-1	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	子の神沢-2	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	米沢		笹子町黒野田	H23. 8. 11	317

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	天神沢		賑岡町ゆりヶ丘	H23. 8. 11	317
土石流	賑岡中村上沢	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	大平沢	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	屋澤沢		初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	寺源沢	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	山中沢	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	初沢の1	○	初狩町中初狩	H23. 8. 11	317
土石流	赤沢	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	一沢	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	正ノ上沢	○	大月町大月	H23. 8. 11	317
土石流	ヒナタ沢	○	賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
土石流	向沢	○	賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
土石流	中ザス沢	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	新宮沢	○	賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
土石流	コオノ木沢	○	賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
土石流	宝木野沢	○	七保町奈良子	H23. 8. 11	317
土石流	吉平沢		七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
土石流	奥山中村沢-1		賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	奥山中村沢-2	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	奥山中村沢-3	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	奥山中村沢-4	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	大境の沢	○	七保町葛野	H23. 8. 11	317
土石流	菖蒲沢	○	猿橋町桂台3丁目	H23. 8. 11	317
地滑り	葛野		葛野	H19. 8. 6	299
地滑り	駒宮-1		駒宮	H19. 8. 6	299
地滑り	駒宮-2		駒宮	H19. 8. 6	299
地滑り	駒宮-3		駒宮	H19. 8. 6	299
地滑り	駒宮-4		駒宮	H19. 8. 6	299
地滑り	宮谷		富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
地滑り	殿上		駒橋	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井A		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井B-1		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井B-2		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井B-3		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井C-1		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井C-2		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	杉沼		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
地滑り	浅利-1		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
地滑り	浅利-2		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
地滑り	浅利-3		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
地滑り	浅利-4		賑岡町浅利	H23.3.7	71
地滑り	奥山		賑岡町奥山	H23.8.11	317
	852箇所	768箇所			

○山地災害危険地一覽

1 崩壊土砂流出危険地区

（平成22年3月31日現在）

番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	公共施設等					
	市	大字、字							人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 道路を除く	道路
1	大月市	黒野田、奥野	有	無	無	無	0.45	概成						市道
2	大月市	中初狩、唐沢	無	無	無	無	0.60	未成			9			国道
3	大月市	黒野田、狩屋野	有	無	無	有	2.70	一部概成						県道
4	大月市	黒野田、笹子	有	無	無	有	2.16	一部概成						県道
5	大月市	黒野田、屋影	有	無	有	有	7.14	無		14				国道
6	大月市	中初狩、唐沢	有	無	有	有	1.68	未成		19			1	国道
7	大月市	白野、日影	有	無	無	有	2.10	一部概成				2	1	国道
8	大月市	吉久保、船橋	有	無	有	無	4.20	未成				1	1	国道
9	大月市	吉久保、船橋	無	無	有	無	0.60	無			8		4	国道
10	大月市	黒野田、辰巳沢	有	無	有	無	1.47	一部概成			5		2	国道
11	大月市	黒野田、辰巳沢	無	無	有	有	0.60	未成			6		2	国道
12	大月市	黒野田、千万歳	有	無	有	無	1.26	未成			7		3	国道
13	大月市	黒野田、千万年	有	無	有	無	0.60	無		25			2	国道
14	大月市	黒野田、千万年	有	無	有	無	0.72	無		15			5	国道
15	大月市	吉久保、入道沢	無	無	有	無	0.63	無					1	国道
16	大月市	吉久保、江戸之上	無	無	有	無	0.60	無				3	1	国道
17	大月市	吉久保、江戸之上	無	無	有	無	0.45	無				4	1	国道
18	大月市	白野、中峯	有	無	無	無	0.30	概成					2	国道
19	大月市	中初狩、大畑	無	無	無	無	7.60	無				1	1	国道
20	大月市	中初狩、門和田	無	無	有	無	4.32	無			5			国道
21	大月市	花咲、六本木	無	無	無	無	0.45	未成					1	国道
22	大月市	花咲、六本木	無	無	無	無	0.45	無					1	国道
23	大月市	下初狩、権太郎ズ	有	無	無	無	1.89	未成		21				市道
24	大月市	下初狩、一の沢	無	無	無	無	0.60	未成		32				県道
25	大月市	下初狩、一ツ沢	有	無	無	無	1.47	一部概成		11			1	県道
26	大月市	中初狩、登立	有	無	有	無	2.43	未成			6			県道
27	大月市	真木、鉢久保	有	無	無	無	1.47	未成				1		無
28	大月市	下初狩、奈良子沢	無	無	有	無	2.64	無				4		市道
29	大月市	真木、下大久保	無	無	有	無	0.45	未成				3		県道

30	大月市	真木、石神原	無	無	有	無	0.15	無		18				県道
31	大月市	真木、間明野	無	無	有	無	0.45	無		37				県道
32	大月市	真木、大久保	有	無	無	有	7.65	一部概成		20				林道
33	大月市	真木、桑西	無	無	無	無	5.04	未成		10				市道
34	大月市	真木、沢頭	有	無	無	無	0.60	未成		16			1	県道
35	大月市	花咲、さす平	有	無	無	無	2.40	一部概成				1		県道
36	大月市	奥山、中村	有	無	無	無	0.30	未成			8			林道
37	大月市	奥山、中村	有	無	無	有	1.26	一部概成			7			市道
38	大月市	奥山、中村	無	無	無	有	0.15	未成			6			林道
39	大月市	奥山、中村	有	無	無	無	0.45	一部概成				3		林道
40	大月市	奥山、中村	無	無	無	無	0.30	無			5			林道
41	大月市	奥山、金場	有	無	無	無	0.30	概成				2		無
42	大月市	強瀬、浅倉	有	無	無	無	0.30	概成			5			県道
43	大月市	浅利、むかい	無	無	無	無	0.75	無		25				市道
44	大月市	岩殿、奥岩	有	無	有	無	0.90	一部概成		20				県道
45	大月市	野田尻、樽屋根	無	無	無	無	1.80	無	87					市道
46	大月市	畑倉、マキヤ	有	無	無	有	0.45	概成	86					市道
47	大月市	畑倉、竹上	有	無	有	無	0.45	一部概成		18				市道
48	大月市	畑倉、フリヤト	有	無	有	無	0.75	一部概成	89					市道
49	大月市	奥山、ホフリ原	無	無	有	無	0.90	無	55					市道
50	大月市	奥山、勘蔵	無	無	有	無	1.08	無		22				市道
51	大月市	奥山、小和田	無	無	有	有	0.45	一部概成	56				1	県道
52	大月市	林、宮ノ沢	有	無	有	無	2.97	未成		12				市道
53	大月市	林、アノウザワ	有	無	無	無	0.45	一部概成		24				市道
54	大月市	奈良子、用沢	有	無	有	無	1.08	無		21				市道
55	大月市	奈良子、用沢	無	無	有	有	3.30	無		21				市道
56	大月市	奈良子、菅沼	無	無	無	無	0.90	無		25				市道
57	大月市	奈良子、をくさん雁ヶ腹摺	有	無	無	有	0.60	一部概成			6			市道
58	大月市	奈良子、矢竹	無	無	無	無	0.96	無		21				市道
59	大月市	奈良子、矢竹	無	無	無	無	0.45	無		14				市道
60	大月市	瀬戸、下瀬戸	無	無	無	無	1.26	無			9			市道
61	大月市	奈良子、矢竹	有	無	無	無	0.45	無		35				市道
62	大月市	瀬戸、小金沢土室	有	無	無	無	8.10	一部概成						林道
63	大月市	瀬戸、小金沢土室	有	無	無	無	0.90	一部概成						林道
64	大月市	瀬戸、下瀬戸	無	無	無	無	0.60	無	56					県道
65	大月市	瀬戸、吉平	無	無	有	無	0.30	未成		21				県道
66	大月市	瀬戸、北海戸	無	無	無	無	1.26	一部概成		48				県道
67	大月市	瀬戸、麓山	有	無	有	無	0.30	一部概成		23				市道
68	大月市	瀬戸、ヲモレ	無	無	無	無	0.75	無		37				県道
69	大月市	瀬戸、南沢	有	無	無	無	1.98	未成		31				県道
70	大月市	瀬戸、中和田	無	無	有	有	2.10	未成	75					県道
71	大月市	瀬戸、大沢	無	無	有	有	5.40	無	75					県道
72	大月市	瀬戸、唐沢	無	無	無	無	0.72	未成						県道

73	大月市	瀬戸、奥地	有	無	無	無	1.68	無					4		県道
74	大月市	瀬戸、峯山	無	無	有	無	0.90	無		38					県道
75	大月市	瀬戸、中丸	無	無	無	無	0.45	無		42					県道
76	大月市	瀬戸、朝宇沢	有	無	有	有	3.30	未成		37					市道
77	大月市	駒宮、狐尾	無	無	有	無	0.45	無	52						市道
78	大月市	浅川、長坂	有	無	無	無	0.45	未成		17					県道
79	大月市	浅川、風原	有	無	無	無	0.45	未成		22					県道
80	大月市	浅川、上向	無	無	無	無	1.68	無		31					県道
81	大月市	浅川、上向	有	無	無	無	0.60	一部概成		27					県道
82	大月市	浅川、平	無	無	無	無	1.44	一部概成		30					県道
83	大月市	浅川、平	有	無	有	無	1.47	一部概成		37					県道
84	大月市	浅川、東川原	有	無	無	無	0.15	概成		31					県道
85	大月市	浅川、中沢	有	無	無	無	4.20	無		16					県道
86	大月市	浅川、西ノ入	無	無	無	無	1.26	未成		17					県道
87	大月市	浅川、西梅戸	無	無	無	無	1.26	未成		27					県道
88	大月市	浅川、横畠	無	無	無	無	1.44	無		23					県道
89	大月市	浅川、柿木平	有	無	無	無	4.32	未成		32					県道
90	大月市	浅川、柿木平	有	無	無	無	7.02	未成		22					県道
91	大月市	浅川、奥臨向	有	無	無	無	1.26	未成		22					県道
92	大月市	葛野、小田良	有	無	有	有	2.40	一部概成		11					県道
93	大月市	葛野、桂輪サス	無	無	有	無	0.30	未成	109				2		県道
94	大月市	葛野、鹿久保	有	無	有	無	0.60	一部概成	113				2		県道
95	大月市	葛野、桑原久保	有	無	有	無	5.04	無		19			2		県道
96	大月市	葛野、千駄久保	無	無	有	無	0.90	一部概成		16			1		県道
97	大月市	葛野、千駄久保	無	無	無	有	0.60	一部概成		10					県道
98	大月市	下和田、フニウチ	有	無	無	有	8.10	一部概成		45					県道
99	大月市	宮谷、上長尾	無	無	有	無	5.40	無		10			1		国道
100	大月市	猿橋、浅川	無	無	無	無	0.30	一部概成					2		県道
101	大月市	猿橋、石原	無	無	無	無	0.45	無					2		市道
102	大月市	藤崎、暮沼	有	無	無	無	0.45	概成		31					市道
103	大月市	藤崎、沢奥	有	無	無	無	0.75	一部概成		12					市道
104	大月市	藤崎、尾那木	有	無	無	無	0.75	未成		21					市道
105	大月市	藤崎、赤沢入	無	無	無	無	1.62	未成		13					市道
106	大月市	猿橋、寺山	有	無	無	無	0.30	未成	61						市道
107	大月市	朝日小沢、ミツ久保	有	無	無	無	1.68	一部概成		24					市道
108	大月市	朝日小沢、黒柏	有	無	無	無	4.50	一部概成		20					県道
109	大月市	朝日小沢、今井	有	無	有	無	0.45	未成		25					県道
110	大月市	小沢、日向祭	無	無	有	無	1.26	無		26					県道
111	大月市	小沢、奈良山	無	無	有	無	1.44	無	56						県道
112	大月市	小沢、日影	無	無	無	無	1.47	無		41					県道
113	大月市	殿上、漆久保横道下	無	無	無	無	1.44	無		47					県道
114	大月市	小沢、浜久保	無	無	無	無	0.45	未成		10					無
115	大月市	殿上、日影暮浦	無	無	無	無	1.05	一部概成					1		県道

116	大月市	殿上、打越	有	無	無	無	0.75	未成				3		県道
117	大月市	殿上、炭焼	有	無	無	無	0.60	一部概成				2		県道
118	大月市	殿上、七曲	無	無	無	無	0.60	未成		13			1	国道
119	大月市	駒橋、清水入	有	無	無	無	0.75	未成					1	国道
120	大月市	駒橋、柳原	無	無	無	無	0.30	未成		18			1	国道
121	大月市	駒橋、清水入	有	無	無	無	2.52	未成			6			国道
122	大月市	大月、黄楽窪	有	無	無	無	0.45	未成		13			1	国道
123	大月市	大月、浦山	有	無	無	無	0.30	未成		15			9	国道
124	大月市	大月、林宝山	有	無	無	無	0.15	一部概成		30			4	国道
125	大月市	大月、荒具	有	無	無	無	1.68	未成		45			1	市道
126	大月市	塩瀬、板木道上	有	無	無	無	0.15	未成						市道
127	大月市	塩瀬、イリ	無	無	無	無	0.45	無			8			市道
128	大月市	塩瀬、ゼザイ	無	無	無	無	5.46	無		11				市道
129	大月市	立野、倉獄	無	無	有	無	4.68	無		24				市道
130	大月市	小篠、蔵岳	無	無	無	無	10.35	未成		18				市道
131	大月市	鳥沢、扇山	無	無	無	無	3.63	未成		35			1	国道
132	大月市	鳥沢、日野沢	無	無	無	無	1.44	無						国道
133	大月市	鳥沢、扇山	有	無	有	無	6.30	一部概成		13			1	市道
134	大月市	鳥沢、扇山	有	無	無	無	0.63	未成		23				県道
135	大月市	鳥沢、西遠山	有	無	無	無	0.30	一部概成			8		1	国道
136	大月市	網ノ上、彦田	有	無	無	無	0.15	概成		24			1	国道
137	大月市	瀬戸、北瀬戸	無	無	有	無	1.08	無		36				県道
138	大月市	寒波沢	有	無	有	無	3.42	一部概成						市道
139	大月市	幡野山	有	無	無	有	5.85	一部概成		20				県道
140	大月市	中村	有	無	無	無	5.88	一部概成		15				県道
141	大月市	浅利、サスピラ	無	無	無	有	0.80	一部概成			6			県道
142	大月市	浅利、サスピラ	無	無	無	有	0.38	一部概成			6			県道
143	大月市	黒野田、穴沢	有	無	有	無	4.50	一部概成		15			2	国道
144	大月市	瀬戸、小金沢	有	無	無	有	6.30	未成						林道
145	大月市	瀬戸、小金沢土室	有	無	無	無	2.25	未成		17				林道
146	大月市	瀬戸、小金沢土室	有	無	無	有	3.15	未成		17				林道
147	大月市	瀬戸、小金沢土室	有	無	有	有	8.40	一部概成						林道
148	大月市	瀬戸、麓山	無	無	無	無	0.24	無			7			県道
149	大月市	奥山、金場	有	無	無	有	10.80	一部概成			7			無
150	大月市	下和田、八幡	無	無	無	無	0.99	一部概成		15				県道
151	大月市	金山下、地内	無	無	無	有	0.32	概成			6			林道
152	大月市	金山東沢	有	無	無	有	3.57	一部概成			5			林道
153	大月市	藤ヶ崎	無	無	無	有	7.50	未成			5			市道
154	大月市	白野、大鹿	有	無	有	無	1.80	無						林道
155	大月市	白野、大鹿	有	無	無	無	1.68	無						林道
156	大月市	白野、大鹿	有	無	無	無	2.16	無						林道
157	大月市	白野、滝子	有	無	無	無	3.78	一部概成						林道
158	大月市	白野、滝子	有	無	有	無	1.44	一部概成						林道

159	大月市	下初狩、大沢	有	無	無	無	3.36	無							林道
160	大月市	下初狩、入山	有	無	有	無	2.70	一部概成							林道
161	大月市	真木、恵能野入	有	無	無	有	7.14	一部概成							林道
162	大月市	奥山、中村	無	無	無	無	0.90	概成			5				林道
163	大月市	奥山、中村	無	無	無	無	1.20	無							林道
164	大月市	奥山、金山	無	無	無	無	0.45	無			6				林道
165	大月市	奈良子、をくさんにかい谷	有	無	無	無	1.35	未成							林道
166	大月市	奈良子、をくさん三正沢	有	無	無	無	1.53	無							林道
167	大月市	塩瀬、水アビト外	無	無	無	無	0.96	無		15					市道
168	大月市	浅川、市坂	有	無	無	無	1.71	無							林道
169	大月市	瀬戸、麓山	無	無	無	無	0.18	無		16					県道
170	大月市	浅川、ガンバ戸向	無	無	無	無	0.45	一部概成		25					県道
171	大月市	奥山、金場	無	無	無	無	0.36	一部概成			9				林道
172	大月市	奥山、金場	無	無	無	無	0.27	無			5				林道
173	大月市	奥山、金場	無	無	無	無	0.36	無							林道
174	大月市	浅利、岩下	無	無	無	無	1.08	無			6		1		県道
175	大月市	浅利、岩下	無	無	無	無	0.36	無				4	1		県道
176	大月市	浅利、ハケ	無	無	無	無	1.05	無		12					県道
177	大月市	真木、梅久保山・一ノ沢外	無	無	無	無	0.72	無			7		1		県道
178	大月市	真木、越又・上ノ山外	無	無	無	無	2.16	一部概成							林道
179	大月市	下初狩、山中沢	無	無	無	無	0.84	無		12					中央高速
180	大月市	奥山、金場	無	無	無	無	0.21	無			8				林道
181	大月市	真木、間明野	有	無	無	無	1.80	未成		17					県道

2 山腹崩壊危険地区

(平成22年3月31日現在)

番号	位置		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)		治山事業 進捗状況	公共施設等					
	市	大字、字				危険地区 85点 以上	調査地区 メッシュ		人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 道路を除く	道路
1	大月市	花咲、堂地	無	無	無	5	5	無			8		1	国道
2	大月市	遅能戸、金場	無	無	無	3	3	一部概成						林道
3	大月市	強瀬、西山	無	無	無	8	8	無			9			市道
4	大月市	林、日影林	無	有	無	4	4	無		18				無
5	大月市	奈良子、棚本	無	無	無	11	11	無		29				市道
6	大月市	瀬戸、小金沢土室	有	無	無	9	9	一部概成						林道
7	大月市	瀬戸、麓山	有	有	無	9	9	一部概成		46				県道
8	大月市	瀬戸、唐沢	無	無	無	12	12	無		31				県道
9	大月市	瀬戸、小性	無	有	無	5	5	無		38		1		無
10	大月市	駒宮、境ノ尾	無	無	無	2	2	無				1		無

11	大月市	浅川、大入	無	無	無	3	3	無		33				県道
12	大月市	葛野、小泉	無	有	無	4	4	無		40				市道
13	大月市	猿橋、石原	無	無	無	4	4	一部概成		20			1	市道
14	大月市	小沢、大久保	無	無	無	5	5	未成		24				市道
15	大月市	猿橋、梨木道上	有	無	無	3	3	一部概成		13				県道
16	大月市	猿橋、猿橋寺ノ上	有	無	無	5	5	一部概成		23			1	無
17	大月市	立野、上貞木	無	無	無	4	4	無		28				市道
18	大月市	網ノ上、桑田	無	無	無	4	4	未成		19			1	国道
19	大月市	網ノ上、恵悟	有	無	無	12	12	一部概成		35			3	国道
20	大月市	新倉、高久保	無	無	無	12	12	無		35			1	国道
21	大月市	強瀬、山下	有	無	有	1	1	一部概成						市道
22	大月市	大島、福石	無	無	有	3	3	無		8				県道
23	大月市	遅能戸	無	無	有	1	1	一部概成						林道
24	大月市	金山上、地内	有	無	有	2	2	無				1		林道
25	大月市	太田川	無	無	有	1	1	一部概成		6				林道
26	大月市	小向	無	無	有	10	10	無		15			1	国道
27	大月市	奈良子、奈良子向	有	無	無	64	53	無		12				県道
28	大月市	瀬戸、上和田	無	無	無	8	8	無		26				国道
29	大月市	瀬戸、ヲモレ	無	無	無	13	12	無		8				国道
30	大月市	吉久保、木伐久保	無	無	無	12	10	無		5			1	中央高速
31	大月市	中初狩、山田和、阿曾沢外	無	無	無	8	6	無					1	無
32	大月市	網ノ上、白金	無	無	無	6	6	未成				2		国道
33	大月市	奥山、中村	有	無	有	10	10	未成				3		林道
34	大月市	網の上、仲田	無	無	有	2	2	未成		5				市道
35	大月市	宮谷、藤沢	有	無	有	1	1	未成		9				国道
36	大月市	大月、関屋	無	有	有	2	2	未成		9			1	国道

3 地すべり危険地区

(平成22年3月31日現在)

番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区80点以上メッシュ	治山事業 進捗状況	公共施設等					道路
	市	大字、字							人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 道路を除く	
1	大月市	中初狩、近ヶ坂	有	有	無	有	14	無						県道
2	大月市	瀬戸、宮原	有	無	有	有	10	一部概成		25			1	県道
3	大月市	鳥沢、西袴着	有	有	有	有	260	一部概成	70			1		国道

○主たる老朽ため池の所在地及び整備状況

(平成25年3月31日現在)

地区名	形式	所在地	貯水量 m ³	整備及び 老朽状態
小 篠	土 堰 堤	大月市 猿橋町	141,000	S61~H2
小 田	〃	〃 猿橋町	910	漏水無
藤 沢	〃	〃 初狩町	300	〃

○重要水防区域一覧

1 河川、遊水池等で特に水防上警戒または防御に重要性を要する区域

河川名	位 置		左右 岸別	延 長 (m)	重 要 度		注意を要する理由	水 防 倉 庫
	大 字	字			階級	種 別		
笹子川	笹子町吉久保	地 内	左	150	b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	大月市白野水防倉庫
葛野川	賑岡町強瀬	地 内	右	100	b	〃	〃	大月市葛野水防倉庫
〃	七保町瀬戸	草 木	右	300	a	堤防高	堤防高不足	〃
相模川	猿橋町小篠	地 内	右	700	b	〃	〃	大月市水防倉庫
宮 川	初狩町中初狩	丸 田 地 内	左右	100 100	b b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	〃
浅利川	賑岡町浅利	公 民 館 上	右	50	a	堤防高	堤防高不足	〃
〃	〃	上 平 地 内	右	50	b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	〃
笹子川	笹子町	笹子川橋上	左	260	a	堤防高	護岸老朽	大月市白野水防倉庫
〃	大月町	前沢橋上下	左右	125 125	a a	水衝箇所	堤防断面不足	大月市水防倉庫
〃	初狩町	法雲寺橋上	左右	200 500	a a	〃	護岸老朽	大月市白野水防倉庫
〃	〃	法雲寺橋下	左右	1,100 1,100	a a	洗掘箇所	〃	〃
〃	大月町	花 咲	右	200	a	〃	堤防断面不足	大月市水防倉庫
葛野川	七保町上手	紅葉橋下	左	200	a	〃	〃	大月市葛野水防倉庫
〃	七保町	七保橋下	左	400	b	堤防高	護岸老朽	〃
〃	賑岡町	百蔵橋下	左右	300 260	b b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	〃

2 河川等において、土石流発生に伴う警戒箇所

建設事務所 水防支部名	自然現象 の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
富士・東部	土石流	沢利沢		笹子町黒野田	H18.3.23	163
富士・東部	土石流	辰巳沢		笹子町黒野田	H18.3.23	163
富士・東部	土石流	庭洞沢	○	笹子町黒野田	H18.3.23	163

建設事務所 水防支部名	自然現象 の種類	区域名	特別警戒 区域を含 む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
富士・東部	土石流	唐沢		笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
富士・東部	土石流	屋影沢		笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
富士・東部	土石流	中峯沢		笹子町白野	H18. 3. 23	163
富士・東部	土石流	平栗沢		初狩町中初狩	H18. 3. 23	163
富士・東部	土石流	西ノ沢	○	初狩町中初狩	H18. 3. 23	163
富士・東部	土石流	山下川	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	土石流	井戸池沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	土石流	上井戸池沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	土石流	井戸池向沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	土石流	八坪沢の1	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	土石流	八坪沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	土石流	上八坪沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	土石流	オモレ沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	土石流	南沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	土石流	沢入沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	土石流	川村沢	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	土石流	東沢川	○	瀬戸	H18. 6. 29	357
富士・東部	土石流	中の倉沢	○	賑岡町畑倉	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	尻尾沢		賑岡町畑倉	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	西奥山沢	○	賑岡町畑倉	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	ホフリ沢川	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	大沢川の1-1	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	大沢川の1-2	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	大沢川	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	タムセ沢-1	○	七保町林	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	タムセ沢-2	○	七保町林	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	林沢川	○	七保町林	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	トチクボ沢	○	七保町林	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	サハト沢	○	七保町林	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	花鳥沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299

建設事務所 水防支部名	自然現象 の種類	区域名	特別警戒 区域を 含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
富士・東部	土石流	中村沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	道神沢		七保町葛野	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	御岳沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	大田沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	猪久保沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	大滝沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	堂の沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	用沢川	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	春日沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	北矢竹沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	南中組沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	東沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	金竜寺の1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	金竜寺の2		七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	金竜寺の3	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	吉平中沢	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	東沢の1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	南用沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	足沢の1	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	足沢の2	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	中組西沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	矢竹沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	南矢竹沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	中組沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	吉平下沢	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	東上平川	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	駒宮沢		浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	川久保沢	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	宗安川	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	西川		浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	西川の1	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	沖之沢-1	○	浅川	H19. 8. 6	299

建設事務所 水防支部名	自然現象 の種類	区域名	特別警戒 区域を含 む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
富士・東部	土石流	沖之沢－2	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	大入沢	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	龍滝沢	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	風原沢の1	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	風原沢の2	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	風原沢の3	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	原沢	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	上向井沢	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	家能川	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	黒部沢の1	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	黒部沢の2	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	黒部沢の3	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	沖之沢の1	○	浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	宮谷沢		浅川	H19. 8. 6	299
富士・東部	土石流	塩瀬中村沢	○	梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	袴着沢－1	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	袴着沢－2	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	袴着沢－3	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	西峰沢		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	峰沢－1	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	峰沢－2	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	軽沢川		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	向山沢		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	姥沢	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	彦田沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	桑田沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	西沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	八ツ曾根沢		梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	水無沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	綱之上東沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	カジヤ沢		梁川町新倉	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	斧窪沢		梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	中野沢川	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	清水沢		梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366

建設事務所 水防支部名	自然現象 の種類	区域名	特別警戒 区域を 含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
富士・東部	土石流	話手沢		猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	東沢		猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	三ツ石沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	南田中沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	北田中沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	寺之上沢	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	桧沢	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	熊沢－ 1		猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	熊沢－ 2		猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	唐沢	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	棚沢	○	駒橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	西棚沢		駒橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	テントウ沢	○	駒橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	延命沢		駒橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	中山沢	○	駒橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	林宝沢－ 1	○	大月	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	林宝沢－ 2	○	大月	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	献上沢	○	大月	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	地藏久保沢		大月	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	高畑沢		大月町大月	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	宮ノ沢川	○	大月町大月	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	背戸の沢－ 1	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	背戸の沢－ 2	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	背戸の沢－ 3	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	背戸の沢－ 4	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	背戸の沢－ 5	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	峯沢	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	藤崎沢川	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	水船沢		猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	石原沢川	○	猿橋町伊良原	H21. 11. 30	366

建設事務所 水防支部名	自然現象 の種類	区域名	特別警戒 区域を 含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
富士・東部	土石流	幡野川の2-1	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	幡野川の2-2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	小沢川の4	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	小沢川の2	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	小沢川	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	小沢川の1		猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	礼金沢		猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	入の沢		猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	蛇滑沢川-1	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	蛇滑沢川-2	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	西方沢	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	津成川		猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	小沢川の3	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	田中沢	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
富士・東部	土石流	寒場沢	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	八田川	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	唐沢	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	唐沢の1	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	初沢		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	砂原沢	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	藤沢川-1	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	藤沢川-2	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	藤沢川-3	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	藤沢川-4	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	藤沢川-5	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	藤沢川-6	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	藤沢川-7	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	藤沢川-8	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	上ノ田沢		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	大ノ田沢		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	下丸田沢	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	穴沢	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	強瀬沢	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71

建設事務所 水防支部名	自然現象 の種類	区域名	特別警戒 区域を含 む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
富士・東部	土石流	シナギ沢	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	上平沢		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	サスヒラ沢		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	岩下沢	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	宮の沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	宮の沢の1-1		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	宮の沢の1-2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	宮の沢の2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	賑岡西奥山沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	戸沢南沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	戸沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	賑岡中村下沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	金山下沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	金山上沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	土沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	東沢	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	沢上沢-1	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	沢上沢-2	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	沢上沢下沢	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	上花咲東沢-1	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	上花咲東沢-2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	上花咲東沢-3	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	上花咲西沢-1	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	上花咲西沢-2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	沢中沢	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	恵能野川		大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	カナフリ沢		大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	切目沢		大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	東沢	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	男川沢		大月町真木	H23. 3. 7	71

建設事務所 水防支部名	自然現象 の種類	区域名	特別警戒 区域を含 む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
富士・東部	土石流	兄川	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	弟川	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	男川沢の1	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	男川沢の2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	遊仙沢	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	花咲東沢		大月町花咲	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	花咲西沢	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	花咲沢	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	宮川の1-1	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	宮川の1-2	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	宮川の1-3		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	宮川の1-4	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	宮川の1-5	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	宮川の1-6	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	滝の沢川	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	滝の沢川の1	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	滝の沢川の2	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	子の神沢-1	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	子の神沢-2	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
富士・東部	土石流	米沢		笹子町黒野田	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	天神沢		賑岡町ゆりヶ丘	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	賑岡中村上沢	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	大平沢	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	屋澤沢		初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	寺源沢	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	山中沢	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	初沢の1	○	初狩町中初狩	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	赤沢	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	一沢	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	正ノ上沢	○	大月町大月	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	ヒナタ沢	○	賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	向沢	○	賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	中ザス沢	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317

建設事務所 水防支部名	自然現象 の種類	区域名	特別警戒 区域を含む 区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
富士・東部	土石流	新宮沢	○	賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	コオノ木沢	○	賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	宝木野沢	○	七保町奈良子	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	吉平沢		七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	奥山中村沢－ 1		賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	奥山中村沢－ 2	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	奥山中村沢－ 3	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	奥山中村沢－ 4	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	大境の沢	○	七保町葛野	H23. 8. 11	317
富士・東部	土石流	菖蒲沢	○	猿橋町桂台三丁目	H23. 8. 11	317
		236	183			

〔通信・輸送・広報〕

○市防災行政無線設置状況

(1) 親局

呼出名称	設置場所	管理責任者	備考
ぼうさいおおつき	大月二丁目6番20号	大月市長	

(2) 中継局

呼出名称	設置場所	管理責任者	備考
ぼうさいいわどの	賑岡町強瀬字西山外2-73外2岩殿山	大月市長	

(3) 移動系

呼出名称	設置場所	管理責任者	備考
おおつき1～10、51～60、103～108	大月二丁目6番20号	大月市長	

(4) 固定系（屋外子局）

呼出名称	設置場所	管理責任者	備考
ぼうさいおおつき	市内各所	大月市長	

○アンサーバック付屋外子局

名称	設置場所	管理責任者	備考
阿弥陀海	笹子町黒野田 1349	出張所長	柱内
間明野	大月町真木 6542		火の見
遅能戸	賑岡町奥山 1092		柱内
日影	賑岡町畑倉 261		火の見
奈良子	七保町奈良子 24		火の見
浅川1	七保町浅川 1036		火の見
上和田	七保町瀬戸 1866		柱内
朝日小沢2	猿橋町朝日小沢 964		柱内
山谷	富浜町鳥沢 5975		柱内
西村	梁川町綱の上 1391	出張所長	柱内

○有線放送

設置場所	設置年月日	放送区域	管理者
笹子町 原	S 34. 10. 30	原 部落一円	区長、市政協力委員長あるいは消防部長
笹子町 吉久保	S 41. 11. 4	吉久保	〃
笹子町 白野	S 35. 10. 10	白野	〃
笹子町 阿弥陀海	S 39. 3. 25	阿弥陀海	〃
初狩町 下初狩	S 44. 11. 1	下一、下二	〃
初狩町 中初狩	S 44. 7. 1	側子	〃
大月町 小佐野	S 38. 6. 12	小佐野	〃
大月町 横尾	S 37. 7. 18	横尾住宅	〃

賑岡町	上畑倉	・ ・ ・	上畑倉	〃
賑岡町	岩殿	S 45. 2. 1	神倉	〃
賑岡町	浅利	S 51. 4. 1	浅利団地	〃
七保町	下和田	S 39. 3. 27	寺原	〃
七保町	下和田	S 43. 12. 1	下和田団地	〃
七保町	大島	S 52. 9. 1	大島	〃
七保町	葛野	・ ・ ・	葛野	〃
猿橋町	小倉	S 37. 1. 9	小倉	〃
猿橋町	田中	S 34. 4. 1	田中	〃
猿橋町	幡野上	S 35. 4. 1	幡野上	〃
猿橋町	幡野下	S 39. 8. 1	幡野下	〃
猿橋町	小田	S 37. 2. 10	小田	〃
猿橋町	岡	S 36. 4. 1	岡	〃
猿橋町	久保	S 35. 2. 1	久保	〃
猿橋町	小篠	S 34. 3. 3	小篠	〃
猿橋町	小沢	S 37. 8. 1	小沢	〃
猿橋町	朝日小沢	S 40. 2. 23	朝日小沢	〃
猿橋町	仲町第 2	S 49. 7. 1	仲町第 2	〃
猿橋町	東町	S 41. 8. 1	東町	〃
猿橋町	殿上	S 53. 1. 20	殿上	〃
猿橋町	霞町	S 44. 5. 1	霞町	〃
猿橋町	小柳	S 45. 9. 1	小柳町	〃
富浜町	中野	・ ・ ・	中野	〃
富浜町	宮谷上	S 37. 8. 12	宮谷上	〃
富浜町	宮谷下	S 39. 4. 1	宮谷下	〃
梁川町	立野	S 47. 10. 30	立野下	〃
梁川町	綱之上	S 52. 3. 1	上中原・下原	〃
梁川町	塩瀬	S 52. 12. 20	塩瀬	〃
梁川町	彦田	S 53. 6. 7	彦田	〃

○市内で利用可能な無線施設

1 警察庁

局名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
大月	大月警察署	0554-22-0110		県内
高速大月	山梨県警察高速道路交通警察隊大月分駐隊	0554-22-1181		県内

2 国土交通省

局名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
建設大月	甲府河川国道事務所大月出張所	0554-22-2411	6	関東地方

3 県防災行政無線

局名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
防災大月消防	大月市消防本部	0554-22-0119		県内
防災大月	大月市役所	0554-22-2111		県内

4 県森林環境部

局名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
林務大月	大月林務事務所	0554-22-7840		大、都、北都

5 消防無線

局名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
消防大月	大月市消防本部	0554-22-0119	40	市内

6 東京電力

局名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
東電駒橋工務	東京電力(株)駒橋制御所	055-215-5440	34	県内
東電大月	東京電力(株)大月支社	055-215-5440	31	県内

○市有車両一覧（消防本部除く）

平常時 管理する課	登録番号	年式	車種	車名	備考	移動系無線
秘書広報課	山梨 500-マ-9035	H19	小型乗用(リース)	トヨタ クラウンセダン	市長車	
	山梨 580-サ-711	H21	軽乗用(リース)	ダイハツ ミラ		
総務管理課	山梨 580-サ-432	H21	軽乗用(リース)	マツダ AZワゴン		
	山梨 580-サ-433	H21	軽乗用(リース)	マツダ AZワゴン		
	山梨 580-サ-722	H21	軽乗用(リース)	マツダ AZワゴン		
	山梨 500-メ-2696	H21	小型乗用	ホンダ インサイト	ハイブリッド	
	山梨 50-チ-6751	H12	軽乗用	ホンダ ライフ		
	山梨 400-ソ-565	H22	小型貨物(リース)	トヨタ プロボックス		おおつき3
	山梨 501-サ-4427	H25	小型乗用(リース)	トヨタ カローラフィールダー		
	山梨 500-メ-2698	H21	小型乗用	ホンダ インサイト	ハイブリッド	
	山梨 530-ス-6255	H23	小型乗用	ホンダ ステップワゴン	緊急通行車両事前届出済	
	山梨 300-ノ-4320	H20	普通乗用	トヨタ ハイエースワゴン	10人乗り、緊急通行車両事前届出済	
	山梨 22-ス-4167	H10	自家用乗合	トヨタ コースター	マイクロバス(26人乗り)	
	山梨 200-サ-513	H18	自家用乗合	トヨタ	マイクロバス(29人乗り)、緊急通行車両事前届出済	
	山梨 480-カ-3461	H22	軽貨物(リース)	ダイハツ ハイゼットカーゴ	4WD、緊急通行車両届出済	おおつき1
	山梨 480-カ-3629	H22	軽貨物(リース)	ダイハツ ハイゼットカーゴ	4WD、緊急通行車両届出済	おおつき2
税務課	山梨 580-ス-5333	H22	軽乗用(リース)	ダイハツ ミラ		おおつき5
	山梨 580-ソ-1817	H23	軽乗用(リース)	マツダ キャロルGS		
	山梨 580-ソ-1818	H23	軽乗用(リース)	マツダ キャロルGS		
	山梨 50-二-2219	H15	軽乗用	スズキ アルト		
市民課	山梨 480-キ-7731	H24	軽貨物(リース)	ダイハツ ハイゼット(軽トラ)	トラック	
	山梨 480-イ-7483	H18	軽貨物	ダイハツ 軽トラ	トラック	
	山梨 580-サ-434	H21	軽乗用(リース)	マツダ AZワゴン		
福祉課	山梨 400-セ-9211	H21	小型貨物(リース)	トヨタ プロボックス	緊急通行車両事前届出済	おおつき10

	山梨 480-カ-3631	H22	軽貨物(リース)	ダイハツ ハイゼット カーゴ	日赤、4WD	
	山梨 580-ソ-8695	H23	軽乗用	マツダ キャロル		
社会福祉協議会	山梨 880-ア-733	H25	軽特種	ダイハツ タント	身体障害者リフト ト送車	
	山梨 800-サ-1066	H11	普通特種	トヨタ	介護送車1号	
	山梨 80-ア-738	H11	軽特種	マツダ AZワゴン	身体障害者リフト ト送車	
	山梨 800-サ-1067	H11	普通特種	トヨタ	介護送車2号	
	山梨 300-ヌ-3026	H18	普通乗用	トヨタ アルファード	おでかけ CAR	
	山梨 800-サ-2435	H12	小型特種	トヨタ ハイエースレ ジアスバン	身体障害者リフト ト送車	
	保健介護課	山梨 50-ネ-3136	H16	軽乗用	スズキ アルト	
山梨 580-サ-712		H21	軽乗用(リース)	ダイハツ ミラ		
山梨 580-ス-5334		H22	軽乗用(リース)	ダイハツ ミラ		
山梨 40-メ-5787		H14	軽貨物	ダイハツ		
山梨 40-メ-7978		H14	軽貨物	スズキ		
産業観光課	山梨 480-エ-7284	H21	軽貨物(リース)	ダイハツ ハイゼット (軽トラ)	トラック、緊急通 行車両届出済	
	山梨 500-ハ-2795	H17	小型乗用	ホンダ HR-V	緊急通行車両事 前届出済	おおつき4
	山梨 44-ツ-359	H9	小型貨物	トヨタ タウンエース		
	山梨 480-エ-7286	H21	軽貨物(リース)	ダイハツ ハイゼット カーゴ		
	山梨 480-カ-3630	H22	軽貨物(リース)	ダイハツ ハイゼット カーゴ		
建設課	山梨 44-ツ-2815	H10	小型貨物	マツダ タイタン(2 tダンプ)	トラック、緊急通 行車両届出済	
	山梨 400-サ-6990	H13	小型貨物	トヨタ カルディナ		
	山梨 400-ス-6929	H16	小型貨物	ニッサン エキスパー ト	緊急通行車両事 前届出済	おおつき6
	山梨 500-メ-2697	H21	小型乗用	ホンダ インサイト	ハイブリッド	
	山梨 480-カ-3462	H22	軽貨物(リース)	ダイハツ ハイゼット カーゴ		
地域整備課 地域整	山梨 480-ア-1081	H16	軽貨物	スズキ エブリー		
	山梨 400-ソ-584	H22	小型貨物(リース)	マツダ ファミリアバ ン	緊急通行車両事 前届出済	おおつき8
	山梨 480-ウ-8014	H20	軽貨物	スズキ 軽トラ	トラック	
	山梨 400-セ-9210	H21	小型貨物(リース)	トヨタ プロボックス		おおつき9
	山梨 480-エ-7285	H21	軽貨物(リース)	ダイハツ ハイゼット (軽トラ)	トラック	
	山梨 480-カ-3460	H22	軽貨物(リース)	ダイハツ 軽トラ	トラック	
	山梨 480-カ-3463	H22	軽貨物(リース)	ダイハツ ハイゼット カーゴ		

議会事務局	山梨 300-マ-3918	H26	普通乗用(リース)	トヨタ カムリハイブリッド	議長車	
教育委員会	山梨 500-メ-2699	H21	小型乗用	ホンダ インサイト	ハイブリッド	
	山梨 480-カ-3355	H22	軽貨物(リース)	ダイハツ ハイゼットカーゴ	緊急通行車両事前届出済	おおつき7
	山梨 50-タ-2114	H11	軽乗用	三菱 ミニカ		
給食センター	山梨 11-タ-5173	H10	普通貨物	イズ ^o エルフ	配送車	
	山梨 100-サ-9358	H19	普通貨物	イズ ^o エルフ	配送車、緊急通行車両届出済	
	山梨 100-サ-9433	H19	普通貨物	イズ ^o エルフ	配送車、緊急通行車両届出済	
	山梨 580-サ-713	H21	軽乗用(リース)	ダイハツ ミラ		
	山梨 44-チ-2727	H8	小型貨物	トヨタ ハイエース	1tトラック、緊急通行車両届出済	
図書館	山梨 580-サ-724	H21	軽乗用(リース)	マツダ AZワゴン		
郷土資料館	山梨 580-サ-723	H21	軽乗用(リース)	マツダ AZワゴン		
短大事務局	山梨 400-ソ-585	H22	小型貨物(リース)	マツダ ファミリアバン		
	山梨 300-テ-5209	H15	普通乗用	トヨタ プリウス	ハイブリッド	
中央病院	山梨 400-セ-7644	H11	小型貨物	トヨタ プロボックス		
	山梨 500-ハ-4383	H11	小型乗用	トヨタ カローラフィールダー		
	山梨 40-ヒ-4101	H11	軽貨物	スバル		
	山梨 50-サ-3868	H11	軽乗用	スズキ		
	山梨 33-ノ-2535	H11	普通乗用	トヨタ クラウンロイヤルサルーン		
	山梨 88-ソ-2856	H11	普通特種	トヨタ		
	山梨 40-ム-2908	H11	軽貨物	三菱		

○異常気象時における道路等通行規制

(平成19年4月1日現在)

1 一般国道

路線名	管理事務所名	連絡先電話番号	規制区間		規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路
			区間	延長 (km)			
国道20号	国土交通省 甲府河川国道事務所 大月出張所	(0554) 22-2411	上野原市四方津～大 月市梁川町新倉	1.5	連続雨量 200mm	土砂崩壊、 落石	なし
"	国土交通省 甲府河川国道事務所 大和国道出張所	(0553) 48-2514	大月市大月町真木～ " 初狩町下初狩	0.9	"	"	なし
国道139号	富士・東部建設事務 所	(0554) 22-7814	大月市七保町瀬戸字 上和田～北都留郡小 菅村小永田(集落上)	17.6 (15.7)	連続雨量 100mm以上	土砂崩落、落 石、路肩決壊	なし

2 異常気象時における県営林道・一般林道(生活関連)通行規制基準

路線名	管理事務所名	規制区間		規制条件(通行止) 気象等基準値			気象等観測所
		規制区間	延長 (m)	時間雨量 10mm	連続雨量 50mm	震度 4以上	
真木小金沢 (七保側)	富士・東部林務環境事務所	林道起点～ 大峠ゲート	17,258	"	連続雨量 50mm	山梨県雨量・水位情報 瀬戸	
真木小金沢 (真木側)	"	林道起点～ 大峠ゲート	9,781	"	"	山梨県雨量・水位情報 浅利	
奈良子	"	林道起点～ 林道終点	22,286	"	"	山梨県雨量・水位情報 瀬戸	
金山	"	林道起点～ 林道終点	3,093	"	"	山梨県雨量・水位情報 浅利	
遅能戸	"	林道起点～ 林道終点	3,314	"	"	山梨県雨量・水位情報 浅利	
黒野田 (大月側)	"	林道起点～ 林道終点	11,414	"	"	山梨県雨量・水位情報 笹子峠	

3 JRの運行規制基準

災害種類	列車運行規制内容			
強風	風速毎秒30メートル以上になったことを認めたとときは、一時列車の運転を中止する。			
豪雨	以下の時は、運転を中止する。			
	未満	以上未満	以上未満	以上
連続雨量 mm	120	150	120～200	400
時雨量 mm	40	35	25	0
地震	韮崎～新府間は6カイン以上で列車の運転を中止する。 上記以外は、12カイン以上で列車の運転を中止する。 (参考) カイン＝震度4相当 12カイン＝震度4.5相当			

計測器設置箇所

計測機種別	計測器設置箇所			
風速計	鳥沢駅	山梨市駅	韮崎駅	
雨量計	四方津駅	鳥沢駅	大月保線技術センター	塩山駅
地震計	塩崎駅	新府駅	日野春駅	小淵沢駅
	大月保線技術センター	甲斐大和駅	甲府駅	小淵沢デポ

○飛行場外離着陸場等一覧

(平成25年4月1日現在)

1 場外離着陸場

1	大月市営総合グラウンド陸上競技場
2	大月第一中学校グラウンド
3	笹子河川公園

2 緊急離着陸場

1	初狩小学校グラウンド	6	猿橋中学校グラウンド
2	大月東中学校グラウンド	7	鳥沢小学校グラウンド
3	大月東小学校グラウンド	8	富浜中学校グラウンド
4	大月西小学校グラウンド	9	旧梁川小学校グラウンド
5	猿橋小学校グラウンド		

○ヘリコプター主要発着場一覧

ヘリポート等の名称	所在地	管理者等	面積 (m ²)	形状(m)	消防署からの所要時間
笹子河川親水公園	大月市笹子町吉久保地内	市長	2,200	55×40	15分
大月市総合グラウンド	大月市七保町下和田 1000	市長	17,600	160×110	15分

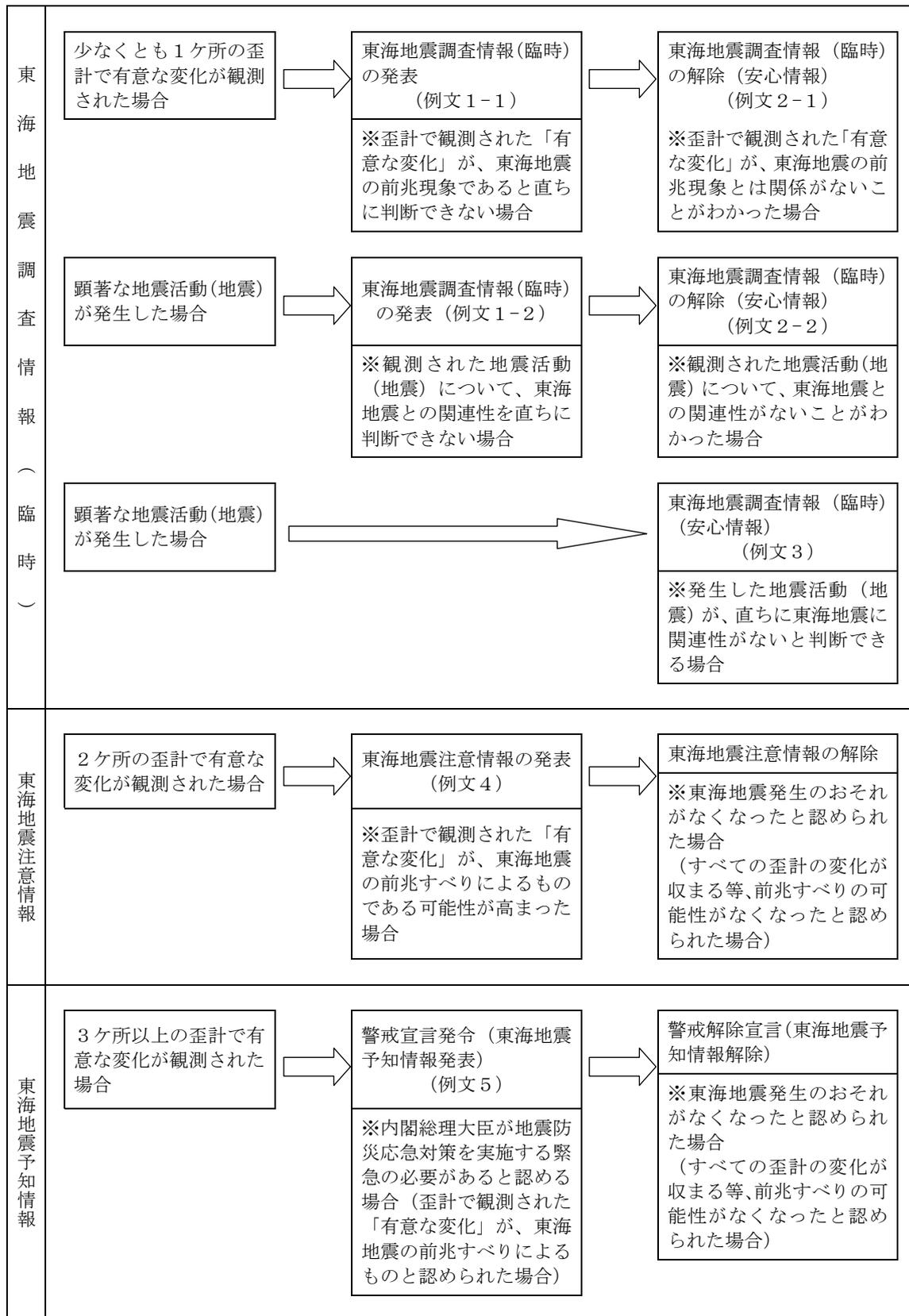
○協定に基づくヘリポート

名称	所在地	電話番号	使用可能施設
大月カントリークラブ	大月市富浜町鳥沢 7084	0554-26-5559	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場 ・離着陸の条件を満たすフェアウェー
花咲カントリー倶楽部	大月市大月町花咲 1872-1	0554-22-3145	

○自衛隊宿泊予定施設

名称	所在地	宿泊可能人員	備考
旧大月第一中学校体育館	大月市初狩町下初狩 1144	142	
大月東中学校体育館	大月市大月 2-15-11	231	
七保小学校体育館	大月市七保町葛野 2345	109	
猿橋中学校体育館	大月市猿橋町猿橋 567	190	
富浜中学校体育館	大月市富浜町鳥沢 562	117	
都留高校体育館	大月市大月 2-11-20	275	

○「東海地震に関連する情報」に伴う広報



例文 1-1

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する
調査情報（臨時）」発表時における広報用の例文

[歪計により観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合のもの]

- こちらは、防災おおつきです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- この情報は、東海地域に設置された観測機器に変化が観測されていますが、この現象が直ちに東海地震の前触れであると「判断できない」場合に発表されるものです。
- （※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）
- すでに、市では、情報収集体制をとっております。
- 今後の状況により、新たな情報が発表されます。
- ぜひ、市からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
- 市民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

例文 1-2

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する調査情報（臨時）」発表時における広報用の例文

[観測された「地震」について、東海地震との関連性を直ちに判断できない場合のもの]

- こちらは、防災おおつきです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- この情報は、○月○日○時○分に発生した○○の地震について、この地震が東海地震に関連するものであると「判断できない」場合に発表されるものです。
- （※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）
- すでに、市では、情報収集体制を取っております。
- 今後の状況により、新たな情報が発表されます。
- ぜひ、市からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
- 市民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

例文 2-1

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する
調査情報（臨時）」解除時における広報用の例文

[歪計により観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象とは関係がないことが分かった場合のもの]

- こちらは、防災おおつきです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の解除（安心情報）」が発表されました。
- この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分に発表されていた「東海地震に関連する調査情報（臨時）」について、観測されていた現象が東海地震の前触れの「現象ではない」ことがわかった場合に、発表されるものです。
- （※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）
- 市民の皆様は、御安心ください。

例文 2-2

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する調査情報（臨時）」解除時における広報用の例文

[観測された「地震」について、東海地震との関連性がないことがわかった場合のもの]

- こちらは、防災おおつきです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の解除（安心情報）」が発表されました。
- この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分に発表されていた「東海地震に関連する調査情報（臨時）」について、観測された地震が東海地震に「関連するものではない」ことがわかった場合に、発表されるものです。
- （※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）
- 市民の皆様は、ご安心ください。

例文 3

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する調査情報（臨時）—安心情報—」発表時における広報用の例文

※安心情報—単発で出される発表、解除ではない。

[発生した地震が、直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合のもの]

- こちらは、防災おおつきです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）の安心情報」が発表されました。
- この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分に発生した〇〇の「地震」が、東海地震に「直接つながるものではない」ことがわかった、というものです。
- （※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）
- 市民の皆様は、御安心ください。

例文 4

「東海地震注意情報発表時における放送用の例文」

- こちらは防災おおつきです。
- さきほど、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。
- この「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まったことを意味する情報です。
- 市民のみなさんは、今後のテレビ・ラジオの情報や市の広報に十分注意し、正確な情報を把握してください。
- また、自動車の使用は控えていただき、水の汲み置き、家族同士の連絡方法の確認、室内の家具の固定など地震への備えを始めてください。
- 今後の観測の結果、地震が発生するおそれがあると判断された場合には、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられることになります。
- 市民の皆さんは、今後の情報に十分注意し、どうか落ち着いて行動してください。

例文 5

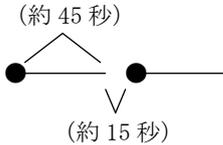
「警戒宣言発令時における放送用の例文」

- こちらは防災おおつきです。
- さきほど、内閣総理大臣から、東海地震に対する警戒宣言が発せられました。
- この地震が発生すると、大月市においては「震度6弱」程度の強い揺れに見舞われることが予想されますので、厳重な注意をしてください。
- まず、身の回りの点検をしてください。火元や、破損・転倒しやすいものの点検をするとともに、自動車の使用、危険な作業は控えてください。
- また、飲料水を貯え、食料、医薬品、懐中電灯、ラジオなどの非常持ち出し品の確認をしてください。
- 今後のテレビ・ラジオの情報、市の広報などに十分注意し、日ごろの防災訓練の経験を生かして、あわてずに落ち着いて行動してください。

○地震発生に伴う広報文例

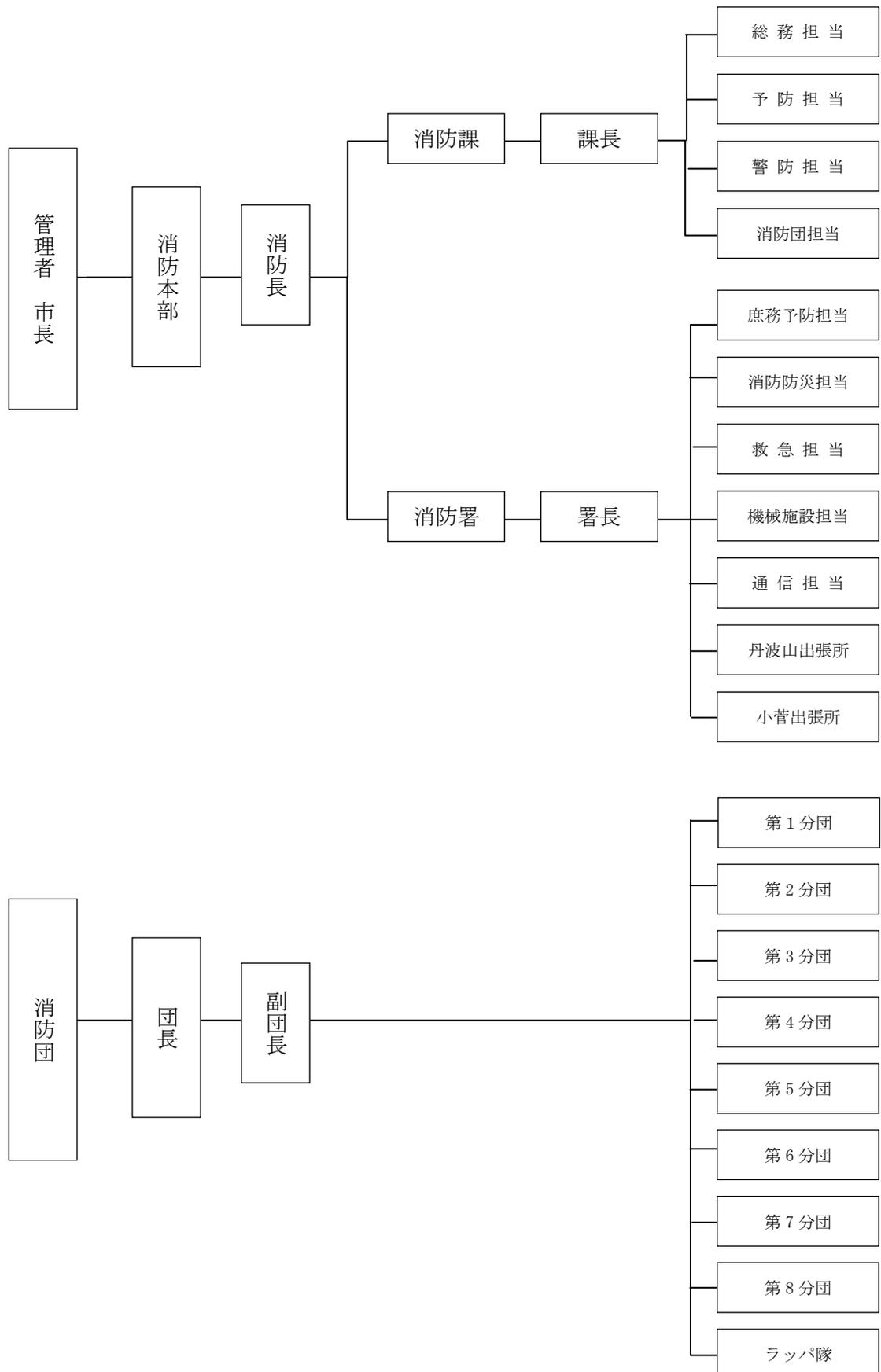
状 況	内 容
地震発生時	<p>ただ今、〇〇地方に大きな地震がありました。</p> <p>あわてて、外に飛び出すのは危険です。放送に従って落ち着いて行動してください。</p> <p>まず、火の始末をしてください。</p> <p>ガスやストーブなどの火は消してください。</p> <p>アイロンやコタツなど電気のスイッチは切ってください。</p> <p>火の始末はすみましたか。</p> <p>なお、今後の放送に十分注意してください。</p>
避難誘導	<p>ただ今、〇〇地方に大きな地震がありました。</p> <p>ただ今の地震により、〇〇地区で火災が発生しました。</p> <p>皆さん、回りの火の始末を至急確かめてください。</p> <p>〇〇〇の指示に従って避難できるよう準備してください。</p> <p>〇〇地区の皆さん、至急〇〇小学校体育館に避難してください。</p> <p>避難する際は次の事に注意してください。</p> <p>荷物は必要最小限にしてください。</p> <p>車は使用しないでください。</p> <p>警察官やラジオで放送される交通規制に従ってください。</p>
被害状況	<p>〇〇地区では、ただ今の地震による火災が発生し、延焼中です。現在、地震のため、電気、水道、ガス、電話が各所で分断されています。</p> <p>〇〇地区の皆さんは、冷静に今後の放送を聞いてください。</p>
鎮 静	<p>ただ今、〇〇地方に大きな地震がありました。</p> <p>ゆれは、次第におさまってきています。</p> <p>〇〇の皆さんは、落ちついて行動してください。</p> <p>余震は、今後断発的に発生しますが、心配する必要はありません。今後の放送に十分注意してください。</p>

○警戒宣言発令時の防災信号

警 鐘	サイ レ ン
	
<p>備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続をすること。</p> <p>2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>	

[消防・水防]

○消防組織一覽



○消防力の整備状況

	消防署	消 防 団							
		第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第8分団
消防ポンプ車	2	1	2	7	1	3	4	5	1
屈折はしご付消防ポンプ車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
化学車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
救助工作車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
小型ポンプ積載車	1	5	2	4	7	9	5	0	3
指揮車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
査察車	2	-	-	-	-	-	-	-	-
原因調査車	1								
資機材搬送車	1								
広報車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
高規格救急車	2	-	-	-	-	-	-	-	-
救急車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
小型動力ポンプ	2	6	5	9	8	13	9	4	7

○防火水槽設置状況

種別	町別	笹子	初狩	大月	賑岡	七保	猿橋	富浜	梁川	合計
		防火水槽	30m ³ 未満			1	7	3	2	
	30m ³ 級		2	2	7	5	4	16	1	37
	40m ³ 級	24	25	47	33	60 (1)	47	28	21	285 (1)
	60m ³ 級	4 (4)	7 (7)	13 (13)	7 (6)	9 (9)	11 (10)	8 (8)	5 (5)	64 (62)
	100m ³ 級	2 (2)	4 (4)	9 (9)	5 (5)	2 (2)	10 (10)	11 (9)		43 (41)
	計	30 (6)	38 (11)	72 (22)	59 (11)	79 (12)	74 (20)	64 (17)	27 (5)	443 (104)

○飲料水兼用耐震性貯水槽

名 称	設 置 場 所	規 格 等
耐震性貯水槽飲料水兼用 60 立方型	猿橋町猿橋字真渡 1200-1	60 t、鋼製縦円筒型

○消防防災施設等整備計画

年度	事業概要	数量	配置場所
17	100m ³ 耐震性貯水槽	1基	賑岡町ゆりヶ丘(公有地)
	60m ³ 耐震性貯水槽	1基	大月町真木(公有地)
	消防ポンプ自動車(CD-1)	1台	第7分団第3部
18	100m ³ 耐震性貯水槽	1基	猿橋町伊良原(公有地)
	60m ³ 耐震性貯水槽	1基	七保町下和田(公有地)
	小型動力ポンプ付積載車	1台	第4分団4部
	小型動力ポンプ付積載車	1台	第5分団2部
19	100m ³ 耐震性貯水槽	1基	富浜町鳥沢(公有地)
	60m ³ 耐震性貯水槽	1基	猿橋町幡野(公有地)
	40m ³ 耐震性貯水槽	1基	七保町駒宮(区有地)
	災害対応特殊救急自動車 (高度救命処置用資機材含む)	1台	大月市消防署
	小型動力ポンプ付積載車	1台	第3分団2部
	小型動力ポンプ付積載車	1台	第3分団1部
20	60m ³ 耐震性貯水槽	1基	笹子町原(公有地)
	60m ³ 耐震性貯水槽	1基	富浜町宮谷(正覚寺所有地)
	小型動力ポンプ付積載車	1台	第5分団5部
	小型動力ポンプ付積載車	1台	第5分団2部
21	大月市消防本部庁舎・車庫改修		大月市大月町花咲1698-19
	高規格救急車	1台	大月市消防本部大月市消防署
	消火栓設置	1基	大月市七保町下和田(大月市営総合グラウンド)
22	屈折はしご付消防ポンプ自動車	1台	大月市消防本部大月市消防署
23	救助工作車	1台	大月市消防本部大月市消防署
25	消防ポンプ自動車(CD-I)	1台	大月市消防本部大月市消防署
	小型動力ポンプ付積載車	1台	大月市消防団第3分団2部
	小型動力ポンプ付積載車	1台	大月市消防団第5分団2部
	小型動力ポンプ付積載車	1台	大月市消防団第5分団6部

○消防資機材保有状況

種別	器具名	数量	種別	器具名	数量	
放水器具	ホース (40mm)	28		酸素濃度測定器	1	
	ホース (50mm)	223		ガス測定器	1	
	ホース (65mm)	150		マルチガスモーター	1	
	ウォーターカーテン	4	救急資器材	人工蘇生器	自動式	6
	フォグガン	7			手動式	11
	高発泡消火装置	4		患者監視装置	7	
	高発泡ノズル	4		イーバックチェア	1	
	低発泡ノズル	2		エルゴン	1	
保護機具	化学防護服	3		ショートボード	1	
	救助マット	3		ロングバッグボード一式	1	
	安全ネット	1		吸引器	1	
救助器具	救命網 (200・100・150m)	15		自動式心マッサージ器	3	
	感電防止衣	5		携帯用血中酸素飽和度測定器	8	
	救命索発射銃	4		輸液ポンプ	1	
	空気呼吸器	36	半自動式除細動機	8		
	空気呼吸器予備ボンベ	45	電子血圧計	6		
	耐熱服	6	噴霧消毒器	3		
	エンジンカッター	6	マジックギブス	6		
	大型油圧救助機具	1	その他機具	小型動力ポンプ	7	
	油圧式救助機具	5		軽量動力ポンプ	9	
	チェーンソー	3		背負い式散水器	59	
	ウインチ	4		山林火災用ポンプ	1	
	エアソー	3		ファイヤーファインダー	1	
	排煙送風機	1		ポケットナビ	7	
	ガス溶断機	3		船外機	2	
	エンジンライト	2		デジタルカメラ	6	
	投光器一式	10		携帯用風光風速計	1	
	万能斧	12		放射線測定器	1	
	チルホール	4		携帯用放射線測定器	5	
	ウェットスーツ	4	フルスケッドストレッチャー	1		
	救助ボード	ゴム製	2			
		アルミ製	1			
救命胴衣	17					
救命浮輪	7					
可燃性ガス測定器	1					
有毒ガス測定器	3					

○地区別危険物施設数

貯蔵所等の (区別)		数 量								合 計
		笹子町	初狩町	大月町	賑岡町	七保町	猿橋町	富浜町	梁川町	
貯蔵所	屋内貯蔵所	2	1	3	2		2	3		13
	屋外タンク貯蔵所			3			2	1		6
	屋内タンク貯蔵所			2				1		3
	地下タンク貯蔵所	5	2	14	4	4	0	7	1	37
	移動タンク貯蔵所	2	2	4		2	5	0		15
	屋外貯蔵所									
取扱所	給油取扱所	1	1	7	1	2	3	2		17
	() 内自家用		(1)	(2)	(1)	(1)	(2)	(1)		(8)
	一般取扱所		2	5	2	1		0	1	11
	() 内小口詰替		(1)	(2)		(2)				(5)
合 計		10	10	42	10	12	14	15	2	115

○簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等一覧

(平成21年4月1日現在)

事業者名	供給地点群名	地点数	所 在 地
富岳物産(株)	雇用促進住宅猿橋宿舎	80	大月市猿橋町猿橋 883-5
日本瓦斯(株)	市営住宅横吹団地	80	大月市富浜町鳥沢 909
	岩殿住宅団地	212	大月市賑岡町岩殿 358
	東大月ニュータウン	986	大月市猿橋町殿上 475-2
(株)ミツウロコ	藤崎団地	240	大月市猿橋町藤崎 39

○高圧ガス関係事業所一覧

(平成22年3月31日現在)

第1種製造者				第2種製造者			LP	移動式			貯蔵所			特定消費			容器 検査所	容器 製造工場	合 計
一般ガス	LPガス	冷凍ガス	計	一般ガス	LPガス	計	販売所	一般ガス	LPガス	計	一般ガス	LPガス	計	一般ガス	LPガス	計			
4	0	1	5	6	1	7	24	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	39

○水防区域分担

平成 25 年度山梨県水防計画より

水防団（消防団）		所管区域	電話番号
団名	団員数		
大月市消防団第 1 分団	71	笹子川の笹子地区全域	25-2301
大月市消防団第 2 分団	73	笹子川の初狩地区全域	25-6051
大月市消防団第 3 分団	150	笹子川、相模川の大月地区全域	22-2111
大月市消防団第 4 分団	110	相模川・葛野川の賑岡地区全域、浅利川の全域	22-2111
大月市消防団第 5 分団	194	葛野川七保地区全域、浅利川・土室川全域	24-7018
大月市消防団第 6 分団	110	小沢川全域、相模川猿橋地区全域	22-0542
大月市消防団第 7 分団	75	相模川富浜地区全域	26-5301
大月市消防団第 8 分団	64	相模川梁川地区全域	26-2115
大月市消防団本団	20	市内全域	22-2111

○甲府地方気象台観測施設（市内設置）

1 気象観測施設

種類	観測所名	気温	降水量	風	日照時間	積雪	その他	所在地
地域気象観測所	大月	○	○	○	○			大月市大月

2 地震・震度観測施設

種類	震度発表名称	観測種目		所在地
		地震	震度	
震度観測施設	大月市大月		●	大月市大月

観測種目： ● 無線送信設備有り

○雨量観測所及び水位観測所

1 雨量観測所

(1) 県所管観測所

管理者名	観測所名	位 置
富士・東部建設事務所	突坂峠	大月市猿橋町朝日小沢 2877
〃	富士・東部建設事務所	大月市大月花咲 1608-3
〃	瀬戸	大月市七保町瀬戸 3064-1
〃	浅利	大月市賑岡町奥山 1020- 1
〃	山谷	大月市富岡町鳥沢 5907- 3
〃	中初狩	大月市初狩町中初狩 3274- 2
〃	笹子峠	大月市笹子町黒野田字笹子 1924- 1

(2) 県管理以外の観測所

河川名	観測所名	位 置	所管官庁名	備考
笹子川	笹子雨量観測所	大月市笹子町	大月保線技術センター	自記
桂 川	大月雨量観測所	大月市大月一丁目	〃	〃
〃	鳥沢駅雨量観測所	大月市富浜町鳥沢	〃	〃

2 水位観測所

河川名	観測所名	位 置	管理者名	通報水位	警戒水位
笹子川	笹子川花咲	大月市大月花咲 1608-3	富士・東部建設事務所	1.30	2.30
相模川	桂川強瀬	大月市賑岡町強瀬 682 番地先	〃	1.60	2.80
葛野川	葛野川畑倉	大月市賑岡町畑倉 2246- 2	〃	1.30	2.30
相模川	大月	大月市猿橋町猿橋字栗原 394 地先	相模川水系ダム管理事務所	9.00	-

〔避難・備蓄〕

○避難場所と避難所一覧

1 指定避難場所、指定避難所

番号	町名	施設等名称	避難の目安となる自治会名等	避難場所			避難所		
				水害	土砂災害	地震	水害	土砂災害	地震
1	笹子	旧笹子小学校	白野、原、吉久保、阿弥陀海	○	○	○	○	○	×
2		笹子公民館 (西部ふれあいセンター)	黒野田、追分	○	○	○	○	○	○
3	初狩	初狩小学校	藤沢、側子、神戸、立河原、丸田	○	○	○	○	○	○
4		旧大月第一中学校	下初狩1・2	○	○	○	○	○	○
5	大月	間明野集会所	間明野、桑西、恵能野	○	○	○	○	○	○
6		大月西小学校	前沢、久保、青木原、小佐野1・2、下原、沢中、上真木上・下	○	○	○	○	○	○
7		総合福祉センター	上花咲、下花咲1・2、富士見台	○	○	○	○	○	○
8		大月東中学校	大月2・3丁目、美堂、美堂団地、花咲団地	○	○	○	○	○	○
9		大月東小学校	大月1・2丁目、沢井	○	○	○	○	○	○
10		大月短大	駒橋1・2・3丁目、御太刀1丁目	○	○	○	○	○	○
11		大月市民会館	御太刀2丁目	○	○	○	○	○	○
12	賑岡	(社福)山の都福祉会 旧浅利小学校	浅利、西奥山	○	×	○	—	—	—
13		強瀬小学校	強瀬、岩殿、神倉、石動団地、ゆりヶ丘	○	×	○	○	×	△
14		旧畑倉小学校	下畑倉、上畑倉、日影、東奥山、畑倉住宅	○	○	○	○	○	×
15	七保	旧下和田小学校	下和田1・2・3・4・5・6、行原	○	○	○	○	○	△
16		七保小学校	大島、葛野1・2・3、田無瀬、瀬戸1	○	○	○	○	○	○
17		旧奈良子保育所	奈良子1・2、林	○	×	○	○	×	×
18		七保公民館浅川分館	浅川1・2、下浅川	○	×	○	○	×	×
19		旧瀬戸小学校	瀬戸2・3・4、駒宮	○	○	○	○	○	×
20		旧上和田小学校	上和田、小金沢	○	○	○	○	○	○
21	猿橋	猿橋公民館藤崎分館	津成、太田、岡	○	○	○	○	○	○
22		猿橋公民館小沢分館	小沢、朝日小沢、幡野、田中	○	×	○	○	×	×
23		猿橋小学校	小田、小倉、梨木、伊良原、四季の丘、天神森	○	○	○	○	○	○
24		猿橋中学校	寿町、小柳町、アツクメ、東町、霞町、仲町、横町	○	○	○	○	○	○
25		猿橋公民館殿上分館	殿上1・2・3・4・5・6、川隣	○	×	○	○	×	○
26		猿橋公民館桂台分館	桂台1・2・3丁目	○	×	○	○	×	○
27	富浜	鳥沢小学校	山谷、中野、堀の内、坂尻、下鳥沢中組、下鳥沢宮下組、上鳥沢東組、上鳥沢中組、上鳥沢西組、寺向、峰沢、大久保、遠山、県営団地、小篠、下畑	○	○	○	○	○	○
28		富浜中学校	小向、袴着、横吹、鳥沢駅南、久保	○	○	○	○	○	○
29		旧宮谷小学校	宮谷上組、宮谷中組、宮谷下組、宮谷新道	○	×	○	○	×	△
30	梁川	(学法)自然学園高等学校 (旧梁川小学校)	原、新倉、清水大保呂、金畑・中野、塩瀬、斧窪、彦田、西村・網本、立野、殿畑、仲間沢	○	○	○	○	○	○
31		旧梁川中学校		○	×	○	—	—	—

※地震の欄の△は一部施設が耐震基準を満たすもので個別ケースに応じた総合的な判断により使用。

※土砂災害対応はイエローゾーン内の非木造2階以上の建物と小中学校体育館を使用とする。

2 地区避難所

番号	町名	施設等名称	避難の目安となる自治会名等
1-1	笹子町	笹子公民館白野分館	白野
1-2		笹子保育園	白野
1-3		笹子公民館原分館	原
1-4		笹子公民館吉久保分館	吉久保
1-5		笹子公民館阿弥陀海分館	阿弥陀海
1-6		笹子公民館（西部ふれあいセンター）	黒野田、阿弥陀海
1-7		笹子公民館黒野田分館	黒野田
1-8		普明院	黒野田
1-9		笹子公民館追分分館 （生活改善センター）	追分
1-10		奥野稲村神社	追分
1-11		追分ふれあいセンター	追分
	笹子町計 11箇所		
2-1	初狩町	法雲寺	下初狩1（日向）
2-2		自徳寺	下初狩1（日向を除く）、下初狩2
2-3		初狩公民館下初狩第2分館 （西部集会所）	下初狩1（日向を除く）、下初狩2
2-4		初狩公民館藤沢分館	藤沢
2-5		初狩保育所	側子
2-6		初狩公民館 （西部農村環境改善センター）	側子、丸田
2-7		初狩公民館側子分館	側子
2-8		初狩公民館神戸分館	神戸
2-9		初狩公民館立河原分館	立河原
	初狩町計 9箇所		
3-1	大月	桑西コミュニティ施設	桑西
3-2		真木公民館間明野分館	間明野、恵能野
3-3		福正寺	上真木上
3-4		真木公民館上真木分館	上真木上
3-5		上真木下組集会所	上真木下
3-6		真木公民館	上真木下、下原
3-7		沢中つどいの家	沢中
3-8		小佐野第2集会所	小佐野2
3-9		真木公民館下真木分館	小佐野1
3-10		久保・青木原つどいの家	久保、青木原

番号	町名	施設等名称	避難の目安となる自治会名等
3-11		前沢地区集会施設	前沢
3-12		善福寺	前沢
3-13		大月公民館上花咲分館	上花咲
3-14		西方寺	上花咲
3-15		総合福祉センター	上花咲、下花咲1・2
3-16		大月公民館富士見台分館	富士見台
3-17		大月東中学校	大月2・3丁目、美堂、美堂団地、花咲団地
3-18		大月東小学校	大月1・2丁目、沢井
3-19		大月市民会館	御太刀2丁目
3-20		大月短大	駒橋1丁目、御太刀1丁目
3-21		三島神社	駒橋1丁目
3-22		大月公民館駒橋分館	駒橋2・3丁目
3-23		大月公民館沢井分館	沢井
3-24		無辺寺	大月2丁目
3-25		大月公民館大月分館	大月1・2丁目
	大 月 計 25 箇所		
4-1	賑岡町	浄照寺	西奥山
4-2		賑岡公民館西奥山分館	西奥山
4-3		旧浅利小学校	浅利
4-4		賑岡公民館浅利分館	浅利
4-5		市営浅利団地集会所	浅利住宅
4-6		賑岡公民館強瀬分館	強瀬
4-7		全福寺	強瀬
4-8		安楽寺	強瀬
4-9		市営石動団地集会所	石動団地
4-10		賑岡公民館岩殿分館	岩殿
4-11		賑岡公民館ゆりヶ丘分館	ゆりヶ丘
4-12		賑岡公民館神倉分館	神倉
4-13		賑岡公民館下畑倉分館	下畑倉
4-14		法幢寺	上畑倉
4-15		賑岡公民館上畑倉分館	上畑倉、畑倉住宅
4-16		賑岡公民館日影分館	日影
4-17		賑岡公民館東奥山分館	東奥山

番号	町名	施設等名称	避難の目安となる自治会名等
4-18		東光寺	小和田
賑岡町計 18箇所			
5-1	七保町	下和田集会所	下和田1、下和田2、賑岡町川隣
5-2		七保公民館下和田分館	下和田3、下和田4、下和田5、下和田6、猿橋町行原
5-3		花井寺	下和田3、下和田4
5-4		七保公民館大島分館	大島
5-5		葛野多目的集会施設	葛野2
5-6		福泉寺	葛野1
5-7		ふたば保育園	葛野3
5-8		七保公民館	田無瀬
5-9		七保公民館林分館	林
5-10		七保公民館奈良子分館	奈良子1、奈良子2
5-11		金龍寺	瀬戸1
5-12		瀬戸公民館	瀬戸2
5-13		瀬戸公民館仲組分館	瀬戸3、瀬戸4
5-14		旧上和田小学校	上和田、小金沢
5-15		竹の向集会所	小金沢
5-16		瀬戸公民館駒宮分館	駒宮
5-17		浅川集会所	浅川1、浅川2、下浅川
七保町計 17箇所			
6-1	猿橋町	津成つどいの家	津成
6-2		猿橋公民館藤崎分館	太田
6-3		猿橋公民館久保分館	久保
6-4		猿橋公民館小田分館	小田
6-5		妙楽寺	小田
6-6		福泉寺	岡
6-7		市営恋路団地集会所	恋路団地
6-8		猿橋公民館朝日小沢分館	朝日小沢
6-9		猿橋公民館小沢分館	小沢
6-10		猿橋公民館幡野分館	幡野
6-11		猿橋公民館田中分館	田中
6-12		照光院	田中
6-13		猿橋公民館小倉分館	小倉

番号	町名	施設等名称	避難の目安となる自治会名等
6-14		市営梨木住宅集会所	梨木
6-15		霞町自治会館	霞町
6-16		アツクメ団地集会所	アツクメ団地
6-17		小柳自治会館	小柳町
6-18		郷土資料館	小柳町
6-19		猿橋幼稚園	寿町
6-20		猿橋公民館	東町、仲町、横町
6-21		伊良原集会所	伊良原
6-22		猿橋公民館四季の丘分館	四季の丘
6-23		猿橋小学校	天神森、伊良原
6-24		猿橋公民館殿上分館	殿上1、殿上2、殿上3、殿上4、殿上5、殿上6
6-25		円行寺	殿上
6-26		猿橋公民館桂台分館	桂台1丁目、桂台2丁目、桂台3丁目
6-27		富浜公民館小篠分館	小篠
	猿 橋 町 計 27 箇所		
7-1	富浜町	富浜公民館山谷分館	山谷
7-2		中野集会所	中野
7-3		堀ノ内つどいの家	堀之内、遠山、県営団地
7-4		富浜公民館小向袴着分館	小向、袴着
7-5		円福寺	寺向
7-6		富浜公民館峰沢分館	峰沢
7-7		富浜公民館大久保分館	大久保
7-8		富浜公民館	上鳥沢中組
7-9		鳥沢小学校	下鳥沢中組、下鳥沢宮下組、上鳥沢東組、上鳥沢中組、上鳥沢西組、坂尻
7-10		横吹団地集会所	横吹
7-11		富浜中学校	鳥沢駅南
7-12		正覚寺	宮谷上組
7-13		宝全寺	宮谷上組
7-14		宮谷深城組集会所（宮谷西集会所）	宮谷上組
7-15		宮谷小学校	宮谷中組
7-16		宮谷集会所	宮谷下組、宮谷新道
	富 浜 町 計 16 箇所		
8-1	梁川町	梁川公民館	斧窪、彦田、西村・綱本、殿畑、仲間沢

番号	町名	施設等名称	避難の目安となる自治会名等
8-2		梁川公民館原分館	原
8-3		梁川公民館新倉分館	新倉
8-4		塩瀬つどいの家	塩瀬
8-5		金畑・中野つどいの家	金畑・中野
8-6		清水大保呂つどいの家	清水大保呂
8-7		立野多目的共同利用施設	立野
8-8		富浜公民館下畑分館	下畑
		梁川町計 8箇所	
	合計 131箇所		

○福祉避難所一覧

施設名	所在地	電話番号
総合福祉センター	大月市大月町花咲 10	23-2001
デイサービスセンター「やまゆり」	大月市富浜町宮谷 1518-1	20-1130

○福祉避難所一覧（協定避難所）

施設名	所在地	電話番号
介護老人保健施設 ももくら	七保町下和田 2 1 3 2-1	(0554)20-1111
特別養護老人ホーム 大月富士見苑	大月町真木 4 6 6 0	(0554)23-0294
特別養護老人ホーム 志仁也	初狩町下初狩 4 1 4 6-1 0	(0554)20-2552
地域密着型特別養護老人ホーム 山美家	初狩町中初狩 3 2 7 4-4 5	(0554)20-2550
グループホーム ラシーク桂台	猿橋町桂台 1-9 9	(0554)56-8739
デイサービスセンター 福祉工房	賑岡町奥山 1 8 3 3	(0554)21-5335
デイサービス 藤の里	猿橋町藤崎 1 0 5 9	(0554)23-2940
みよし デイサービス	御太刀 2-1 0-3	(0554)22-1570
デイサービスセンター やまゆり	富浜町宮谷 1 5 1 8-1	(0554)20-1130
デイサービス事業所 ゆうゆう	七保町下和田 1 5 2 1-5	(0554)56-7100
就労継続支援事業所 めばえ	大月町真木 4 6 8 0-2	(0554)68-3270
社会福祉法人山梨県社会福祉事業団障害者支援施設 もえぎ寮	富浜町宮谷 1 5 1 0-3	(0554)23-2707
大月市総合福祉センター	大月町花咲 1 0	(0554)23-2001

○事前避難対象地区及び避難場所

避難地区名			避難場所	
町名	目安となる自治会名等	想定世帯数	名称	面積(m ²)
笹子	吉久保、阿弥陀海	102	旧笹子小学校校庭	2,340
	黒野田、追分	141	笹子公民館 (西部ふれあいセンター)	1,585
初狩	藤沢、側子、丸田	310	初狩小学校校庭	5,296
	下初狩2	229	旧大月第一中学校校庭	9,492
大月	間明野、桑西、恵能野	124	間明野集会所	336
	前沢、小佐野1・2、下原、 沢中、上真木上・下	572	大月西小学校校庭	3,980
	下花咲1・2、富士見台	265	総合福祉センター	2,162
	大月3丁目、美堂、美堂団地、花咲団地	263	大月東中学校校庭	9,961
	大月2丁目、沢井	316	大月東小学校校庭	5,941
	駒橋1丁目、御太刀1丁目	408	大月短大	8,092
	御太刀2丁目	150	大月市民会館	3,365
賑岡	浅利、西奥山	211	(社福)山の都福祉会 旧浅利小学校	1,956
	強瀬、岩殿、神倉、石動団地、ゆりヶ丘	616	強瀬小学校校庭	1,802
	下畑倉、上畑倉、日影、東奥山	482	旧畑倉小学校校庭	7,766
七保	下和田1	70	旧下和田小学校校庭	5,498
	大島、葛野1・3、田無瀬、瀬戸1	401	七保小学校校庭	6,755
	奈良子1・2、林	107	旧奈良子保育所	976
	浅川1・2、下浅川、瀬戸2・3・4、駒宮	339	旧瀬戸小学校校庭	3,512
	上和田、小金沢	96	旧上和田小学校校庭	750
猿橋	津成、太田、岡	66	猿橋公民館藤崎分館	392
	小沢、朝日小沢、幡野、田中	212	猿橋公民館小沢分館	1,448
	小田、小倉、梨木、伊良原、四季の丘、天神森 桂台1丁目、2丁目、3丁目	662	猿橋小学校校庭	6,414
	寿町、小柳町、アツクメ、東町、霞町、 仲町、横町	412	猿橋中学校校庭	6,168
	殿上3・4・5・6、川隣	168	猿橋公民館殿上分館	240
富浜	山谷、中野、堀の内、坂尻、下鳥沢中組、 下鳥沢宮下組、上鳥沢西組、寺向、峰沢、 大久保、下畑	880	鳥沢小学校校庭	7,060
	小向、袴着、横吹、鳥沢駅南、久保	289	富浜中学校校庭	10,891
	宮谷上組、宮谷中組、宮谷下組、宮谷新道	286	宮谷小学校校庭	1,193
梁川	原、新倉、清水大保呂、金畑・中野、塩瀬	137	(学法)自然学園高等学校 旧梁川小学校校庭	5,857
	斧窪、彦田、西村・網本、立野	249	旧梁川中学校校庭	2,915

○食料等備蓄の状況

1 食料品・飲料水

アルファ米	乾パン	クラッカー	飲料水（ボトル等）
8,000 食	4,800 食	2,800 食	14,400 リットル

2 生活必需品

毛布	トイレトペーパー	常備薬	簡易トイレ
1,600 枚	3,200 個	16 セット	64 基

3 資機材

発電機	投光機	炊飯装置	濾水機	給水袋
16 台	32 台	16 台	16 台	1,600 袋

○水防倉庫一覧

1 市所管

河川名	倉庫名	面積 (m ²)	所在地	資材					器具			
				丸太	空俵	縄	蛇籠	鉄線	ジスツヨコルウツハレブシ	鎌、鉋、鋸	ペンチター	照明具
笹子川	白野水防倉庫	30.0	笹子町白野	0	1,043	1	20	150	28	15	0	-
葛野川	葛野水防倉庫	33.0	賑岡町岩殿	44	1,000	-	57	350	13	13	0	-
笹子川 桂川	本部水防倉庫	48.0	大月町花咲 1608-19	-	8,300	0	-	915	117	119	17	43

2 県所管

河川名	倉庫名	面積 (m ²)	所在地	資材					器具			
				丸太	空俵	縄	蛇籠	鉄線	ジスツヨコルウツハレブシ	鎌、鉋、鋸	ペンチター	照明具
富士・東部 建設事務所 管内各河川	富士・東部 建設事務所 大月水防倉庫	115.0	大月町花咲 1608-3	-	20,000	200	150	1,200	80	60	15	5
〃	富士・東部 建設事務所 笹子水防倉庫	325.0	笹子町黒 野田 783	-	-	-	-	-	-	-	-	-

○市備蓄倉庫

(1) 設置状況

番号	対象地区	設置場所	鍵 所 有 者				
1	笹子町	旧笹子小学校	笹子出張所	阿弥陀海 防災会	第1分団 第2部		市職員
2	初狩町	初狩小学校	初狩出張所	初狩小学校	側子防災会 側子1区	第2分団 第2部	市職員
3	真木	大月西小学校	大月西 小学校	真木 公民館	第3分団 第3部	第3分団 第4部 (上真木支部)	市職員
			上真木区	下真木区			
4	花咲	総合福祉センター	総合福祉 センター	上花咲区	第3分団 第2部 (上花咲支部)	第3分団 第2部 (下花咲支部)	市職員
			下花咲区	富士見台区			
5	大月	大月東小学校	大月東 小学校	御太刀区	第3分団 第1部 (御太刀支部)	第3分団 第1部 (大月支部)	第3分団 第1部 (沢井支部)
			大月区	沢井防災会			
6	浅利	市営浅利団地	浅利住宅 防災会	浅利防災会	第4分団 第1部	第4分団 第8部	市職員
			西奥山 防災会				
7	畑倉	旧畑倉小学校	上畑倉 防災会	第4分団 第4部	第4分団 第5部		市職員
8	七保	七保小学校	七保出張所	七保小学校	葛野2	第5分団 第1部	市職員
9	瀬戸	旧瀬戸小学校	七保出張所	瀬戸2	瀬戸3 防災会	第5分団 第5部	市職員
			第5分団 第8部				
10	下和田 宮谷	総合グラウンド	勤労青年 センター	下和田区	宮谷防災会	第5分団 第3部	市職員
			第7分団 第4部				
11	小沢	猿橋公民館 小沢分館	猿橋出張所	小沢分館	小沢防災会	朝日小沢 防災会	市職員
			第6分団 第3部				
12	猿橋東	市営恋路団地	猿橋出張所	四季の丘 防災会	恋路団地 防災会	伊良原 防災会	市職員
			小田防災会	第6分団 第4部			
13	猿橋西	アツクメ団地	猿橋出張所	郷土資料館	アツクメ 防災会	第6分団 第1部	市職員
14	富浜町	鳥沢小学校	富浜出張所	鳥沢小学校	上鳥沢東組 防災会	第7分団 第1部	市職員
			第7分団 第2部				
15	梁川町	旧梁川小学校	梁川出張所	梁川小学校	下原防災会	第8分団 第1部	市職員

注（区長・市政協力委員長が防災会長を兼務している場合がある。）

(2) 備蓄状況（1防災倉庫当たり）

名 称	数 量	名 称	数 量
携帯用無線通信機	2台	乾パン	300食
ハンドマイク	1台	クラッカー	175食
発電機	1台	災害用米穀	500食
投光機	2台	災害用飲料水	600本
コードリール	2個	災害用飲料水袋	100枚
担架	1台	土嚢袋	400枚
ろ水機	1台	トイレットペーパー	若干
救急医療セット	1セット	タオル	若干
毛布	100枚		
簡易ベッド	2台		
簡易トイレ	4台		
炊飯装置	1セット		
リヤカー	1台		

注) 大月地区倉庫は2箇所分

○自主防災倉庫

1 倉庫あたりの備蓄状況

名 称	数 量	名 称	数 量
メガホン	1台	一輪車	1台
バール(大)	2本	担架(簡易式)	1台
ハンマー(大)	1個	テント	1式
スコップ(剣)	2個	鍋	1個
万能オノ	1個	釜	1個
番線カッター	1個	コードリール	2個
つるはし	1個	投光機	2台
三連はしご	1台	工具収納箱	1台

注) 平成8年度以降整備分(内訳は防災会により相違することがある)

○浄水機、発電機設置場所

(1) 浄水機設置場所

町名	設置場所	町名	設置場所	町名	設置場所
笹子	笹子出張所	賑岡	(社福)山の都福社会 旧浅利小学校	猿橋	猿橋出張所
	旧笹子小学校		浅利地区備蓄倉庫		猿橋小学校
	笹子地区備蓄倉庫		強瀬小学校		猿橋中学校
初狩	初狩出張所		旧畑倉小学校		猿橋東地区備蓄倉庫
	西部集会所		畑倉地区備蓄倉庫		猿橋西地区備蓄倉庫
	初狩地区備蓄倉庫		七保出張所		小沢地区備蓄倉庫
大月	大月西小学校	七保	七保地区備蓄倉庫	富浜	富浜出張所
	真木地区備蓄倉庫		旧下和田小学校		鳥沢小学校
	花咲地区備蓄倉庫		下和田・宮谷地区備蓄倉庫		旧宮谷小学校
	大月東小学校		七保小学校		富浜地区備蓄倉庫
	消防本部		瀬戸地区備蓄倉庫	梁川	梁川出張所
	大月短期大学		浅川集会所		旧梁川小学校
	大月地区備蓄倉庫				梁川地区備蓄倉庫

(2) 発電機設置場所

町名	設置場所	町名	設置場所	町名	設置場所
笹子	笹子出張所	賑岡	(社福)山の都福社会 旧浅利小学校	猿橋	猿橋出張所
	旧笹子小学校		浅利地区備蓄倉庫		猿橋小学校
	笹子地区備蓄倉庫		強瀬小学校		猿橋中学校
初狩	初狩出張所		旧畑倉小学校		猿橋東地区備蓄倉庫
	西部集会所		畑倉地区備蓄倉庫		猿橋西地区備蓄倉庫
	初狩地区備蓄倉庫		七保出張所		小沢地区備蓄倉庫
大月	大月西小学校	七保	七保地区備蓄倉庫	富浜	鳥沢小学校
	真木地区備蓄倉庫		旧下和田小学校		旧宮谷小学校
	花咲地区備蓄倉庫		下和田・宮谷地区備蓄倉庫		富浜地区備蓄倉庫
	大月東小学校		七保小学校		
	消防本部		瀬戸地区備蓄倉庫	梁川	梁川出張所
	大月短期大学		浅川集会所		旧梁川小学校
	大月地区備蓄倉庫				梁川地区備蓄倉庫

[文化財]

○文化財一覧

1 国登録文化財

名称	所在地	概要	管理者等
笹子隧道	大月市～大和村	笹子峠	山梨県
旧今井医院	中初狩 221	大正初期の洋風建築	個人

2 国指定文化財

名称	所在地	概要	管理者等
星野家住宅	大月町花咲	旧甲州街道下花咲宿の本陣	個人
猿橋	猿橋町猿橋	橋と峡谷が一体となった名勝地	大月市
八ツ沢発電所一号水路橋	大月市～上野原市	大容量、長距離送電を担った日本で最初期の発電施設	東京電力(株)

3 県指定文化財

名称	所在地	概要	管理者等
笹子峠の矢立のスギ	笹子町黒野田	根回り 14.8m、樹高約 28m	山梨県
追分の人形芝居	笹子町黒野田	18 世紀中ごろから伝わる人形芝居	追分人形芝居保存会
法雲寺弥陀三尊迅来迎板碑	初狩町下初狩	線刻の迅来迎板碑	法雲寺
紙本墨書洒落堂記	大月一丁目 15	元禄 3 年、松尾芭蕉筆	個人
岩殿城跡	賑岡町強瀬字西山	戦国期の砦跡・富嶽十二景・8 番	山梨県・大月市
木造七社権現立像	賑岡町岩殿	16 世紀頃の作。桧の一木造り。高さ 115cm	真藏院
宝鏡寺薬師堂	七保町林	16 世紀頃の建造	個人
紙本墨書大般若経	七保町下和田	折り本仕立、現存 502 卷	花井寺
元近の太刀	富浜町鳥沢	刃長 78cm	福地八幡神社
元近の太刀	七保町葛野	刃長 76cm	御嶽神社

4 市指定文化財

名称	所在地	概要	管理者等
紙本淡彩観音十六羅漢図	笹子町白野	延享 4 年、白隠作	宝林寺
藤沢の大スギ	初狩町下初狩	根回り 11.45m、樹高約 45m	子神社
紙本墨画出山釈迦像	初狩町下初狩	延享 2 年、(伝) 白隠作	自徳寺
聖護院道興歌碑	初狩町下初狩	文明 19 年、この地で聖護院道興が詠んだ歌	下初狩第 1 区
無辺寺のトチノキ	大月二丁目	根元の周囲 4.5m	無辺寺
火縄銃 銘 國安	駒橋二丁目 1	鳥沢出身國安作の火縄銃	個人
星野家文書	大月町花咲	17 世紀中頃から 19 世紀末の古文書約 3000 点	個人
一里塚跡	大月町花咲	甲州街道に設けられた一里塚の一つ	下花咲区
下真木諏訪神社本殿	大月町真木	一間社流造り	諏訪神社

間明野のエノキ	大月町真木	根元の周囲 4.32m、樹高約 12m	金山神社
浅利の千本マツ	賑岡町浅利	根回り 2.80m、樹高約 13m	浅利区
子の神古墳	賑岡町強瀬	7 世紀後半の古墳	強瀬区
摺本大般若波羅密多経	賑岡町岩殿	14 世紀に摺られた、現存 535 卷	岩殿区
円通寺跡	賑岡町岩殿	10 世紀初頭の建立と伝えられる (廃寺)	岩殿区
浅川の不動尊像	七保町浅川	享禄 5 年、桧の寄木造り。高さ 52cm	個人
寛城のカエデ	七保町林	根回り 3.30m、樹高約 10m	個人
木造薬師如来立像	七保町林	中世末頃、桧の一木造り。高さ 116cm	個人
宝鏡寺十二神将立像 (12 軀)	七保町林	薬師如来を守る 12 体の神将像	個人
宝鏡寺木造馬頭観音立像	七保町林	木造の馬頭観音像	個人
宝鏡寺仁王門	七保町林	市内唯一の仁王門	個人
宝鏡寺仁王像	七保町林	仁王門内の仁王像	個人
小和田のサクラ	七保町林	根回り 6.95m、樹高約 15m	個人
小和田のサクラ	七保町林	市内屈指のサクラの巨樹古木	個人
火縄銃 銘 國安	七保町葛野	鳥沢出身國安作の火縄銃	個人
火縄銃 銘 國安	七保町葛野	鳥沢出身國安作の火縄銃	個人
森武七墓碑	七保町下和田	天保騒動の中心人物、森武七の墓 碑	大月市
森武七墓所	七保町下和田	天保騒動の中心人物、森武七の墓 跡	大月市
絹本着色釈迦三尊十六善神像	七保町下和田	紙本墨書大般若経と共にあった掛 け軸	個人
殿上三島神社薬師如来鏡像	猿橋町殿上	鑄造の懸け鏡	殿上三嶋神社
刀 銘 安綱	猿橋町猿橋	刃長 61cm	出世大神宮
紙本墨書猿橋五奇	猿橋町猿橋	猿橋の五珍奇。宝永 3 年、荻生徂 徠書	個人
宮谷金山古墳出土品	猿橋町猿橋	宮谷金山古墳出土の矢じりなど	郷土資料館
小篠のイトヒバ	猿橋町小篠	根元の周囲 4.40m、樹高約 18m	個人
大倉山諏訪神社本殿	猿橋町朝日小沢	一間社流造り	朝日小沢区
宮谷白山遺跡	富浜町宮谷	縄文時代中期の竪穴住居跡	大月市
鎌田氏館跡	富浜町鳥沢	和田合戦の功者。鎌田兵衛尉の屋 敷跡	諏訪神社
堀の内の大ケヤキ	富浜町鳥沢	根回り 19.00m、樹高約 25m	諏訪神社
鳥沢のコノテガシワ	富浜町鳥沢	根元の周囲 1.90m	鳥沢小学校
火縄銃 銘 國久	富浜町鳥沢	國安の弟子作の火縄銃	個人

〔様式〕

○職員動員関係様式（様式第1号・様式第2号）

様式第1号

動 員 名 簿				
				課長名
所 属 課	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務
合 計 (人)				
合 計 (人)				

様式第2号

動 員 個 人 表				
				課長名
所 属 課	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務
<p>動員時の心得</p> <p>1 参集時の携行品 手拭、手袋、水とう、食料、懐中電灯、その他必要な用具</p> <p>2 動員途上の緊急措置 職員は、動員途上において火災、人身事故等に遭遇した時は、付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属係長に報告するものとする。</p>				

○富士・東部地域県民センターへの報告様式（様式3-4-2, -5, -6）

（様式3-4-2）

富士・東部地域管内 市町村被害状況票		市町村名	
集計日時	月 日 時 分 現在	市町村担当者名	
受信番号 (地域県民セ ンター)		受信者 (地域県民センター)	
受信日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
1 人的被害	死者	重傷	軽傷 行方不明
2 物的被害	全壊 棟 人 世帯	半壊 棟 人 世帯	一部破損 棟 人 世帯
	床上浸水 棟 人 世帯	床下浸水 棟 人 世帯	非住家床上 棟 人 世帯 非住家床下 棟 人 世帯
3 火災(棟)	全焼	半焼	部分焼 火災発生件数
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 応急対策			
20 その他			
21 応援要請	①消防(県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他		
○要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)			
連絡先(住所等)		電話	担当者
22 避難状況	①避難準備情報 ②避難勧告 ③避難指示 ④自主		
	月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯 人
	月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯 人
送付先	①総合調整班 ②情報収集班 ③通信班 ④報道班 ⑤県民相談班 ⑥物資調達班 ⑦避難・輸送班 ⑧建築物・廃棄物対策班⑨その他(部 課)		受信者 日 時 氏名 平成 年 月 日 時 分

※ 市町村→地方連絡本部(富士・東部地域県民センター)→災害対策本部情報収集班

富士・東部地域管内 市町村災害対策本部等設置状況 職員参集状況票		市町村名	
集計時点	月 日 時 分 現在	市町村担当者名	
受信番号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)	
受信日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
災害対策本部設置	設置	平成 年 月 日 時 分	
	解散	平成 年 月 日 時 分	
	設置場所	電話	FAX
職員参集状況	人		

※ 市町村 → 富士・東部地域県民センター（集計） → 災害対策本部情報収集班

○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式（様式第1号～様式第3号）

○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

様式第1号

災害報告

都道府県	山梨県	区	被害者名	報告者名	年月日	年月日	第報	確定	被害	被害	被害
田	流失・埋没	ha	22								
畑	冠水	ha	23								
文	流失・埋没	ha	24								
病	冠水	ha	25								
道	教施設	箇所	26								
橋	院	箇所	27								
河	路	箇所	28								
港	梁	箇所	29								
砂	川	箇所	30								
清	湾	箇所	31								
崖	防	箇所	32								
鉄	掃施設	箇所	33								
被	れ	箇所	34								
水	道不通	箇所	35								
電	害船	隻	36								
電	道	戸	37								
ガ	話	回線	38								
ブ	気	戸	39								
ロ	ス	戸	40								
社	等	箇所	41								
会	ブロック	戸	42								
ガ	福祉施設	箇所	43								
災	ードレール	箇所	44								
罹	世帯数	世帯	45								
罹	災者数	人	46								
火	建物	件	47								
災	危険	件	48								
発	その他	件									
生											

区	分	被害									
公共	文教施設	千円	49								
農林	水産業施設	千円	50								
公共	土木施設	千円	51								
その他	の公共施設	千円	52								
小	計	千円	53								
公共	施設被害市町村数	団体	54								
農	産被害	千円	55								
林	産被害	千円	56								
畜	産被害	千円	57								
水	産被害	千円	58								
商	工被害	千円	59								
その他	の他	千円	60								
被	害総額	千円	61								

災害発生場所
 災害発生年月日
 災害の概況
 消防機関の活動状況
 その他（避難の勧告・指示の状況）

区 分		災害名							計
		発生年月日							
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
り災世帯数		世帯							
り災者数		人							
被害総額		千円							
公立文教施設		千円	()	()	()	()	()	()	
農林水産業施設		千円	()	()	()	()	()	()	
公共土木施設		千円	()	()	()	()	()	()	
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()	
その他被害		千円	()	()	()	()	()	()	
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式(様式第1号～様式第4号)

様式第1号(火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)		
火元の業態・用途				事業所名 (代表者名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者 重症		人			
	中等症		人			
	軽症		人			
建物の概要	構造階層			建築面積 延べ面積		
焼損程度	焼損棟数	全焼 半焼 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)		台 人	消防団		
	消防団		台 人	その他		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式第2号（特定の事故）

第 報

事故名 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物に係る事故 3 原子力災害 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第1種、第1種、第2種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物資の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物資名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		{ 重症	人 (人)		
		{ 中等症	人 (人)		
		{ 軽 症	人 (人)		
消防防災活動 状況及び救急・救助活動 状況	警戒区域の設定 使用停止命令 月 日 時 分 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部 (署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 救急対処事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故の概要				
死傷者等	死者 (性別・年齢)	計 人	負傷者等	人 (人)
	不明		人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)		救助人員		
救急・救助活動の状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式第4号（その1）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

救助活動の種類別実施状況

市町村名		保健福祉事務所名		平成		年月日時分		
救助の種類		報告年月日・時刻		救助の内容等				
(1) 避難所の設置	救助の種類	救助の内容等		(5) 死体の捜索	種類	救助の内容等		
		①設置箇所数 ()	世帯 ()			①捜索月日	年月日時	時
(2) 炊き出しその他食品の給与	救助の種類	救助の内容等		(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	種類	救助の内容等		
		②避難者数 ()	世帯 ()			②捜索対象	年月日時	時
		③避難所別の内訳 ()	世帯 ()			③捜索地域	年月日時	時
		① ()	世帯 ()			④捜索方法 (具体的)	年月日時	時
		② ()	世帯 ()			①処理月日	年月日時	時
		③ ()	世帯 ()			②処理件数	年月日時	時
		④ ()	世帯 ()			③検案者 ()	年月日時	時
(3) 飲料水の供給	救助の種類	救助の内容等		(7) 埋葬	種類	救助の内容等		
		① ()	世帯 ()			①埋葬月日	年月日時	時
		② ()	世帯 ()			②埋葬者数	年月日時	時
(4) 災害を受けた者の救出	救助の種類	救助の内容等		(8) 学用品支給	種類	救助の内容等		
		① ()	世帯 ()			①支給月日	年月日時	時
(1) 避難所の設置	救助の種類	救助の内容等		(9) 障害物の除去 (居室内の)	種類	救助の内容等		
		② ()	世帯 ()			②支給状況	年月日時	時
		③ ()	世帯 ()			①作業月日	年月日時	時
		④ ()	世帯 ()			②作業箇所	年月日時	時
		⑤ ()	世帯 ()			③作業方法	年月日時	時
		⑥ ()	世帯 ()			①修理月日	年月日時	時
		⑦ ()	世帯 ()			②修理家屋	年月日時	時
		⑧ ()	世帯 ()			③修理方法	年月日時	時
		⑨ ()	世帯 ()				年月日時	時
		⑩ ()	世帯 ()				年月日時	時

様式5

救 助 の 種 目 別 物 資 受 払 状 況

大月市

救助の種目別	年 月 日	品 名	単位 呼称	摘 要	受	払	残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具・燃料・浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品・衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料・消耗品用などを記入し、区分する。

様式6

避難所設置及び収容状況

大月市

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ～ 月 日						
計								

年月日	救出 人員	救出用機械・器具								実支出 額	備 考
		名称	借 上			修 繕			燃料費		
			数量	所有者	金 額	月日	修 繕 費	摘 要			
計											

様式8

炊き出し給与状況

大月市

炊出し場の 名称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

飲 料 水 の 供 給 簿

大月市

供給 月日	対象 人員	市 販 飲 料 水 の 供 給	給水用機械・器具による給水							実支出額
			使用した 機械・器具 の 名 称	借 上		修 繕			燃 料 費	
				数 量	所 有 者	金 額	月 日	修 繕 費		
		L 円								

様式10

救護班活動状況

〇〇救護班

班長：医師氏名印

月 日	活動した市町村名	診療状況		死体検案数	活動に伴い故障、破損した器具・器材の修繕費	備考
		患者数	措置の要			
		人		人	円	
計						

様式 1 1

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

大月市

診療機関名	患者氏名	診療期間	診 療 区 分		診 療 報 酬 点 数		金 額	備 考
			入 院	通 院	入 院	通 院		
		月 日			点	点	円	
計	機関	人						

助産台帳

大月市

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間	金額	備考
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		

死体捜索状況記録簿

大月市

年月日	捜索 人員	捜索用機械・器具								実支出 額	備考
		名称	借 上			修 繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘要			
計											

様式14

死 体 処 理 台 帳

大月市

処 理 年月日	死体発見 の日時及 び場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗淨等の処理費			死 体 の 一 時 保 存 費	検案料	実支出額
			氏 名	続柄	品 名	数量	金 額			
計		人								

障 害 物 の 除 去 状 況

大月市

住家被害程度 区分	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備 考
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯			
	床上浸水	世帯			

応急仮設住宅台帳

大月市

応急仮設 住宅番号	世帯 氏名	主 名	家族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支出額	備考
			人									
計		世帯										

輸 送 記 録 簿

山梨県
大月市

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上料			修 理 費				燃 料 費	実支 出額	
			使用車両等			故障車両等		修繕 月日	修 繕 費			故障 の 概要
			種類	台数	金 額	登 録 番 号	所有者					
計												

○被害程度の判定基準等

1	死 者	死体を確認したもの、又は確認できないが死亡が確実なもの
2	行方不明者	所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの
3	重傷者・軽傷者	・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4	住 家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
5	棟	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7	被 害 額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8	住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
9	住 家 半 壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
10	床 上 浸 水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊には該当しないが、堆積物等のため一時的に居住できないもの
11	床 下 浸 水	建物の床上に達しない程度に浸水したもの
12	一 部 破 損	建物の損壊が半壊に達しない程度のも。ただし、軽微なものは除く。
13	非 住 家	住家以外の建物で、この報告中の他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14	非住家(公共建物)	国、県、市、JR、NTT等の管理する建物
15	非住家(その他)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16	文 教 施 設	学校(含む各種学校)全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17	病 院	医療法に定める病院(20人以上)
18	流 失 埋 没	田畑の耕土が流失し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19	冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20	農 業 用 施 設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
21	林 業 用 施 設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22	農 産 物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23	畜 産 被 害	家畜、畜舎等の被害

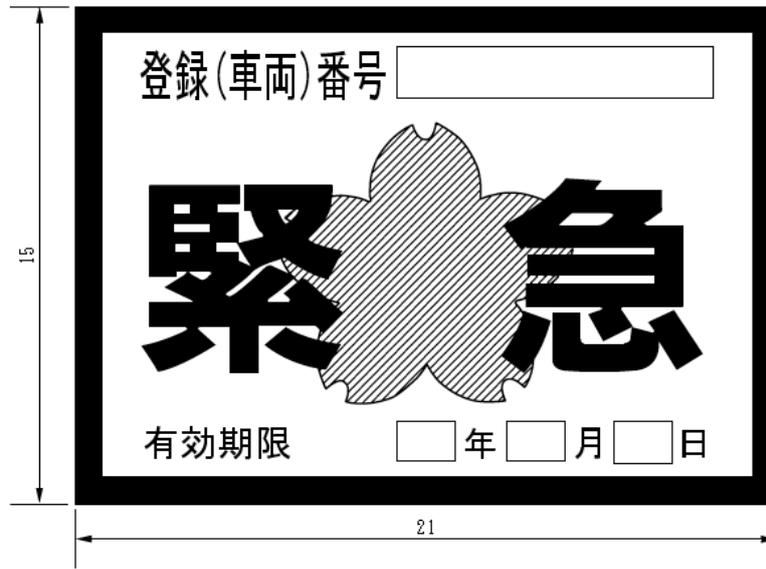
24	水産被害	養魚場、漁船等の被害
25	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26	商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27	道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市道
28	橋梁	市道以上の道路に架設した橋
29	河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む。
30	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31	下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水道
32	林道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
33	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
34	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35	通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36	被災世帯	通常的生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	被災者	被災世帯の構成員

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

○緊急通行車両の標章及び確認証明書

1 標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印 公 安 委 員 会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用 者	住 所 氏 名	() 局 番
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

○自衛隊災害派遣要請依頼書

大 第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

発信者名
(大月市災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

災害対策基本法第68条の2の規定により、次のとおり自衛隊の災害派遣を依頼します。

派遣要請依頼者	
担当部課等名	部 課 係
	担当者名
	電話： 防災無線：
派遣要請依頼日時	年 月 日 時 分
災害の状況及び派遣依頼事由	
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日
	年 月 日から必要とする期間
派遣を希望する区域	町 村 地内
	施設等名称
現地連絡員	部 課 係、担当者名 ○○○○
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

山梨県防災危機管理課 TEL：055（223）1432 FAX：055（223）1429
防災無線：（衛星系）200-2511

山梨県知事 殿

大 第 号
平成 年 月 日

発 信 者 名
(大月市災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け大 第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

○「東海地震に関連する情報」発表時の県民センターへの報告様式

(様式4-3-1)

市町村職員参集状況

市町村名

担当者名

(年 月 日 : 現在)

集計時点 (○で囲む)

- ・注意情報 (第1・2・3 報) 発表時点
- ・注意情報 (第1・2・3 報) 発表後2時間経過時点
- ・警戒宣言発令時点
- ・警戒宣言発令後2時間経過時点
- ・警戒宣言発令後6時間経過時点

職員参集状況 (人)

※ 市町村 → 地方連絡本部 (富士・東部県民センター)

(様式4-6-1)

地震防災応急対策実施等状況票

(第 報)

市町村名 地域県民センター名		報告日時	平成 年 月 日 時 分
実施(集計)時点	注意情報発表 以後	実施 (集計) 日時	平成 年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人的被害			
2 物的被害(棟)			
3 火災(棟)			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 へり関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 地域県民センター体制			
21 その他			

※ 市町村本部 → 地方連絡本部 → 地震警戒災害本部収集班

報告者

電話

F A X

○警戒宣言による避難状況等報告書（事前、緊急、発災後）

警戒宣言による避難状況等報告書（事前、緊急、発災後）

災害発生地域	市町村		区	番号	単位	1 警戒宣言発令日時
報告番号	第	年月日	避難対象世帯数	10	世帯	
報告機関	報告者名		避難対象者数	11	人	
1 事前	避難		避難者数	12	人	2 災害発生年月日
区	番号	単位	避難場所	13	箇所	
避難対象地区区名	1		避難開始時間	14	時分	3 災害の概要
避難対象世帯数	2	世帯	避難完了時間	15	時分	
避難対象者数	3	人	要救護者数	16	人	4 応急措置の状況
避難者数	4	人	3 発	災	後	避難
避難場所	5	箇所	区	番号	単位	
避難開始時間	6	時分	避難対象地区区名	17		5 消防機関の活動内容
避難完了時間	7	時分	避難対象世帯数	18	世帯	
要救護者数	8	人	避難対象者数	19	人	6 その他参考記事
2 緊急	避難		避難者数	20	人	
区	番号	単位	避難場所	21	箇所	
避難対象地区区名	9		避難開始時間	22	時分	
			避難完了時間	23	時分	
			救護世帯数	24	世帯	
			救護者数	25	人	受理者名

○放局への放送要請様式

放送要請について(放送局あて)	
殿	
年 月 日 大 月 市 長	
災害対策基本法第57条に規定に基づき、次のとおり放送を要請します。	
1 要請先 NHK・YBS・UTY・FM富士	
2 緊急警報信号の要否 要・否	
3 要請理由	
(1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため	
(2) 災害時の混乱を防止するため	
(3) その他	
4 放送希望日時	
(1) 直ちに	
(2) 月 日 時 分	
5 放送事項	
(1) 別紙のとおり	
受信者	発信者

(裏)

特記事項等記入表

対応日時	内容

(別添により、被災者世帯に関する情報の外部提供についての同意の可否を報告ください)

避難者台帳情報外部提供同意

フリガナ			
氏名			
生年月日			
住所			
連絡先（市町村または外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください）			
電話番号		F A X 番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
外部提供先及び 提供可能情報	<p>①公共料金等減免</p> <p><input type="checkbox"/>電力会社（東京電力）</p> <p><input type="checkbox"/>水道料金（大月市、東部広域水道企業団）</p> <p><input type="checkbox"/>下水道料金（大月市）</p> <p><input type="checkbox"/>NHK</p> <p><input type="checkbox"/>NTT</p> <p><input type="checkbox"/>携帯電話会社（会社名_____）</p> <p><input type="checkbox"/>その他（_____）</p> <p>連絡先：_____</p> <p>住所：〒_____</p> <p>電話番号：_____</p> <p>メールアドレス：_____</p> <p>担当者：_____</p> <p>※上記料金減免に必要な情報の提供</p> <p>※市区町村に対するもの（税、保育料等）については、外部ではないため、本様式による同意は不要です</p>		
（次ページに続きます）			

(前ページからの続き)

②被災者支援団体等への提供

- 民生委員 ・ 社会福祉協議会
 町内会等地域自治組織 ・ 消防団
 その他（民間事業者、NPO、ボランティア団体等）

団体等名称： _____

団体等連絡先： _____

住所：〒 _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

担当者： _____

- 提供を同意する情報（以下から○を記入ください）

（（ア）氏名、（イ）生年月日、（ウ）性別、（エ）住所又は居所、（オ）住家被害等の状況、（カ）救護の実施の状況、（キ）要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由、（ク）その他（連絡先、世帯構成等）同施行規則に定める事項）

- 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

③被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供

- 国（官署名： _____）
 被災者生活再建支援法人 ・ 独立行政法人住宅金融支援機構
 その他

団体等名称： _____

団体等連絡先： _____

住所：〒 _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

担当者： _____

- 提供を同意する情報（以下から○を記入ください）

（（ア）氏名、（イ）生年月日、（ウ）性別、（エ）住所又は居所、（オ）住家被害等の状況、（カ）救護の実施の状況、（キ）要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由、（ク）その他（連絡先、世帯構成等）同施行規則に定める事項）

- 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

④その他

提供同意する団体名：

提供を同意する理由：

住所：〒 _____

電話番号：

メールアドレス：

担当者：

- 提供を同意する情報

（（ア）氏名、（イ）生年月日、（ウ）性別、（エ）住所又は居所、（オ）住家被害等の状況、（カ）救護の実施の状況、（キ）要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由、（ク）その他（連絡先、世帯構成等）同施行規則に定める事項）

- 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

※同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳掲載情報を提供いたします。

様式 2

災害名		避難者名簿				氏名		班 No.	
番号	避難期間 月 日 ~ 月 日	避難所名		現住所	離散家族氏名 (続柄)	事後消息	備考		
		世帯主 と 続 柄	年齢						
	月 日 ~ 月 日								
	月 日 ~ 月 日								
	月 日 ~ 月 日								
	月 日 ~ 月 日								
	月 日 ~ 月 日								
	月 日 ~ 月 日								
	月 日 ~ 月 日								
	月 日 ~ 月 日								
	月 日 ~ 月 日								

- (注1) 「離散家族氏名 (続柄)」欄には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。
- (注2) 「事後消息」欄には、避難所出所後の行先を記入すること。
- (注3) 「備考」欄には、住民以外の者の所用 (業務、旅行ほか) 等を記入すること。

○水防関係様式（様式1～様式4）

様式1

水防実施状況報告書

管理団体で水防箇所毎に作成するもの
(作成責任者)

○印

管理団体名								指定非指定の別				
水防実施時の台風名又は豪雨名								報告年月日		平成 年 月 日		
場 所	川 右 岸 地先 m							所 要 経 費	管理団体名		県 支 出 分	合 計
	日 時	自 至 月 月 日 日							人 件 費	手 当	円	円
出動人員数		水防団員	消防団員	そ の 他	計			物 件 費	そ の 他	円	円	円
	人	人	人	人	人				計	円	円	円
水防作業の概況及工法	工 法 箇 所 m							費	資 材 費	円	円	円
									器 材 費	円	円	円
									燃 料 費	円	円	円
									雑 費	円	円	円
									計	円	円	円
									合 計	円	円	円
水防の効果	効 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人員	かます俵	枚	枚	枚
		m	ha	ha	戸	m	m	人	むしろ	枚	枚	枚
									な わ	kg	kg	kg
	被 害								丸 太	本	本	本
									そ の 他			

他の団体よりの応援の状況		立退きの状況及びそれを指示した理由	
居住者出動状況		水防功労者の氏名年令所属及びその功績概要	
警察の援助状況		堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損傷状況	
現場指導官公職氏名		水防活動に関する自己批判	
水防関係者の死傷		備 考	

様式 2

公 用 負 担 命 令 権 限 証			
			身分・所属 氏 名
上の者に	区域に於ける水防法第 21 条第 1 項の権限行使を委任した事を証明する。		
年 月 日			
			大月市水防管理者 大月市長 印

様式 3

第 号	公 用 負 担 命 令 書			
目的物	種類	員数		
負担内容	使用	収用	人分等	
年 月 日				大月市水防管理者大月市長 事務取扱者 吏員 印
何 某 殿				

様式 4

身 分 証 明 書			
			身分・所属 氏 名
上の者は	であることを証明する。		
年 月 日			
			大月市水防管理者 大月市長 印

○放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申し合わせに基づく様式1

(様式1)

避難勧告等発令情報

市 ・ 町 ・ 村

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別

- 避難準備情報（各市町村地域防災計画）
- 避難勧告（災害対策基本法第60条）
- 避難指示（災害対策基本法第60条）

2 発令日時 月 日 時 分

3 解除日時 月 日 時 分

4 対象地域 _____
(およその世帯数及び人員 世帯 人)

5 指定避難場所 _____

6 避難すべき理由

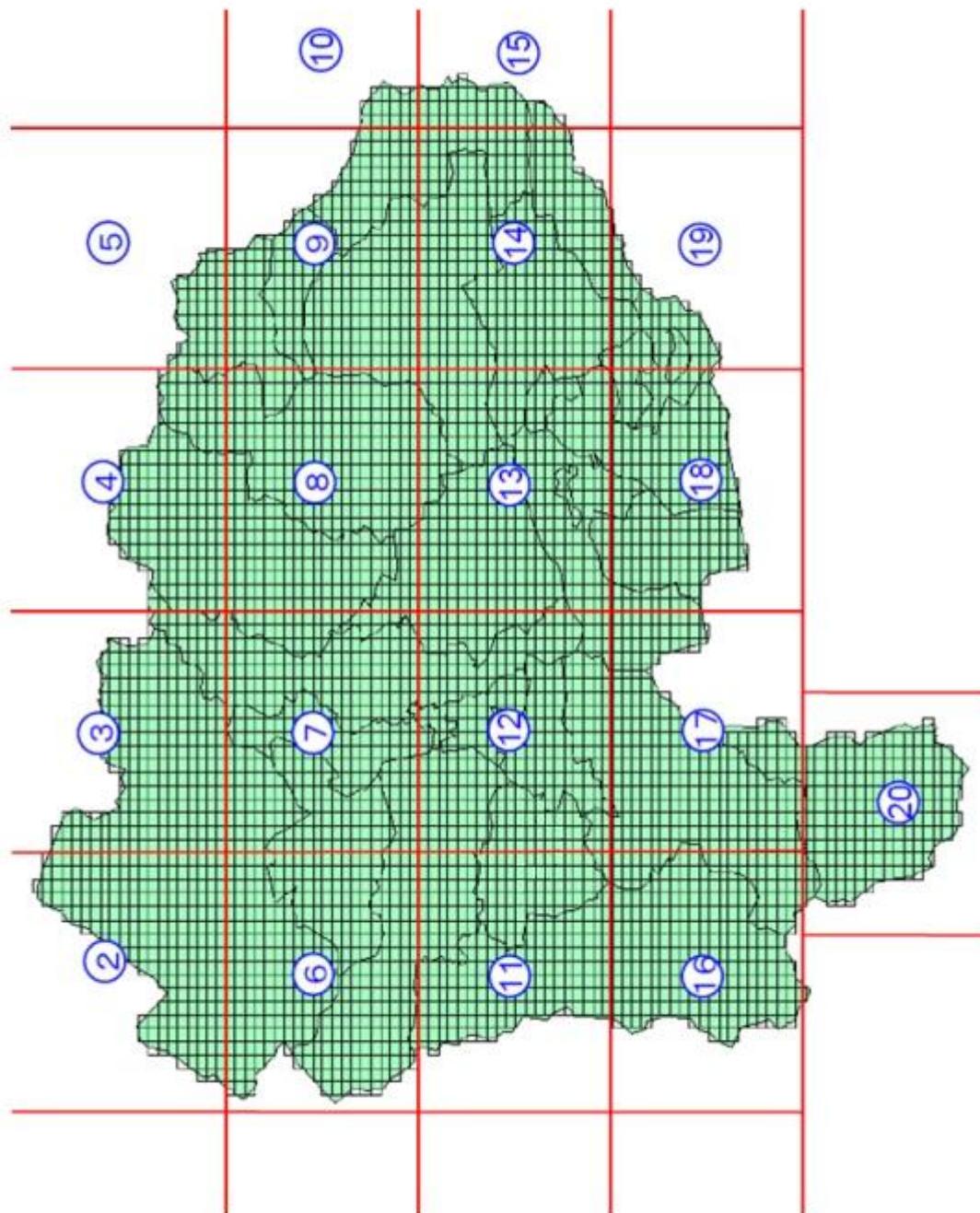
- 大雨による河川の氾濫の危険があるため
(河川名 _____)
- 大雨による土砂災害の危険があるため
- 地震による土砂災害の危険があるため
- 地震による家屋崩壊の危険があるため
- その他 (_____)

市 町 村	発信者所属・氏名	
	電話	
	F A X	
県	確認者氏名	

(市町村→放送事業者)

(市町村→県地域県民センター→県消防防災課→放送事業者)

○土砂災害警戒情報発表基準（1km 四方毎に設定土壌雨量指数基準値）



大雨の基準地域メッシュ図

大雨の基準地域メッシュ・コード図 (No. 13)

53383561	53383562	53383563	53383564	53383565	53383566	53383567	53383568	53383569	53383570	53383571	53383572	53383573	53383574	53383575	53383576	53383577	53383578	53383579	53383580	53383581	53383582	53383583	53383584	53383585	53383586	53383587	53383588	53383589	53383590	53383591	53383592	53383593	53383594	53383595	53383596	53383597	53383598	53383599	53383600	53383601	53383602	53383603	53383604	53383605	53383606	53383607	53383608	53383609	53383610	53383611	53383612	53383613	53383614	53383615	53383616	53383617	53383618	53383619	53383620	53383621	53383622	53383623	53383624	53383625	53383626	53383627	53383628	53383629	53383630	53383631	53383632	53383633	53383634	53383635	53383636	53383637	53383638	53383639	53383640	53383641	53383642	53383643	53383644	53383645	53383646	53383647	53383648	53383649	53383650	53383651	53383652	53383653	53383654	53383655	53383656	53383657	53383658	53383659	53383660	53383661	53383662	53383663	53383664	53383665	53383666	53383667	53383668
53383561	53383562	53383563	53383564	53383565	53383566	53383567	53383568	53383569	53383570	53383571	53383572	53383573	53383574	53383575	53383576	53383577	53383578	53383579	53383580	53383581	53383582	53383583	53383584	53383585	53383586	53383587	53383588	53383589	53383590	53383591	53383592	53383593	53383594	53383595	53383596	53383597	53383598	53383599	53383600	53383601	53383602	53383603	53383604	53383605	53383606	53383607	53383608	53383609	53383610	53383611	53383612	53383613	53383614	53383615	53383616	53383617	53383618	53383619	53383620	53383621	53383622	53383623	53383624	53383625	53383626	53383627	53383628	53383629	53383630	53383631	53383632	53383633	53383634	53383635	53383636	53383637	53383638	53383639	53383640	53383641	53383642	53383643	53383644	53383645	53383646	53383647	53383648	53383649	53383650	53383651	53383652	53383653	53383654	53383655	53383656	53383657	53383658	53383659	53383660	53383661	53383662	53383663	53383664	53383665	53383666	53383667	53383668

平成22年6月30日現在

地域メッシュコード (1km格子対応)	土壌雨量指数	
	注意報	警報
53382683	120	155
53382693	120	155
53382694	120	155
53382698	127	164
53382699	127	164
53382790	125	161
53382796	124	159
53382797	124	159
53382798	124	159
53382799	124	159
53383602	120	155
53383603	120	155
53383604	120	155
53383605	127	164
53383606	127	164
53383607	127	164
53383608	127	164
53383609	127	164
53383612	120	155
53383613	120	155
53383614	120	155
53383615	127	164
53383616	127	164
53383617	127	164
53383618	127	164
53383619	127	164
53383621	117	150
53383622	117	150
53383623	117	150
53383624	117	150
53383625	127	164
53383626	127	164
53383627	127	164
53383628	127	164
53383629	127	164
53383632	117	150
53383633	117	150
53383634	117	150
53383635	127	164
53383636	127	164
53383637	127	164
53383638	127	164
53383639	127	164
53383644	117	150
53383645	127	164
53383646	127	164

平成22年6月30日現在

地域メッシュコード (1km格子対応)	土壌雨量指数	
	注意報	警報
53383647	127	164
53383648	127	164
53383649	127	164
53383656	127	164
53383657	127	164
53383658	127	164
53383659	127	164
53383667	127	164
53383668	127	164
53383669	127	164
53383678	127	164
53383679	127	164
53383688	134	173
53383689	134	173
53383698	134	173
53383699	134	173
53383700	125	161
53383701	125	161
53383706	124	159
53383707	124	159
53383708	124	159
53383709	124	159
53383710	125	161
53383711	125	161
53383712	125	161
53383713	125	161
53383716	124	159
53383717	124	159
53383718	124	159
53383719	124	159
53383720	121	156
53383721	121	156
53383722	121	156
53383723	121	156
53383724	121	156
53383725	131	168
53383726	131	168
53383727	131	168
53383728	131	168
53383729	131	168
53383730	121	156
53383731	121	156
53383732	121	156
53383733	121	156
53383734	121	156
53383735	131	168

平成22年6月30日現在

地域メッシュコード (1km格子対応)	土壌雨量指数	
	注意報	警報
53383736	131	168
53383737	131	168
53383738	131	168
53383739	131	168
53383740	121	156
53383741	121	156
53383742	121	156
53383743	121	156
53383744	121	156
53383745	131	168
53383746	131	168
53383747	131	168
53383748	131	168
53383749	131	168
53383750	121	156
53383751	121	156
53383752	121	156
53383753	121	156
53383754	121	156
53383755	131	168
53383756	131	168
53383757	131	168
53383758	131	168
53383759	131	168
53383760	121	156
53383761	121	156
53383762	121	156
53383763	121	156
53383764	121	156
53383765	131	168
53383766	131	168
53383767	131	168
53383768	131	168
53383769	131	168
53383770	121	156
53383771	121	156
53383772	121	156
53383773	121	156
53383774	121	156
53383775	131	168
53383776	131	168
53383777	131	168
53383778	131	168
53383779	131	168
53383780	123	158
53383781	123	158

平成22年6月30日現在

地域メッシュコード (1km格子対応)	土壌雨量指数	
	注意報	警報
53383782	123	158
53383783	123	158
53383784	123	158
53383785	117	150
53383786	117	150
53383787	117	150
53383788	117	150
53383789	117	150
53383790	123	158
53383791	123	158
53383792	123	158
53383793	123	158
53383794	123	158
53383795	117	150
53383796	117	150
53383797	117	150
53383798	117	150
53383799	117	150
53384608	134	173
53384609	134	173
53384618	134	173
53384619	134	173
53384628	134	173
53384629	134	173
53384639	134	173
53384649	174	224
53384658	174	224
53384659	174	224
53384669	174	224
53384679	174	224
53384700	123	158
53384701	123	158
53384702	123	158
53384703	123	158
53384704	123	158
53384705	117	150
53384706	117	150
53384707	117	150
53384708	117	150
53384709	117	150
53384710	123	158
53384711	123	158
53384712	123	158
53384713	123	158
53384714	123	158
53384715	117	150

平成22年6月30日現在

地域メッシュコード (1km格子対応)	土壌雨量指数	
	注意報	警報
53384716	117	150
53384717	117	150
53384718	117	150
53384720	123	158
53384721	123	158
53384722	123	158
53384723	123	158
53384724	123	158
53384725	117	150
53384726	117	150
53384727	117	150
53384728	117	150
53384730	123	158
53384731	123	158
53384732	123	158
53384733	123	158
53384734	123	158
53384735	117	150
53384736	117	150
53384737	117	150
53384740	131	169
53384741	131	169
53384742	131	169
53384743	131	169
53384744	131	169
53384745	129	166
53384746	129	166
53384747	129	166
53384750	131	169
53384751	131	169
53384752	131	169
53384753	131	169
53384754	131	169
53384755	129	166
53384756	129	166
53384757	129	166
53384760	131	169
53384761	131	169
53384762	131	169
53384763	131	169
53384764	131	169
53384765	129	166
53384766	129	166
53384770	131	169
53384771	131	169
53384772	131	169

平成22年6月30日現在

地域メッシュコード (1km格子対応)	土壌雨量指数	
	注意報	警報
53384773	131	169
53384774	131	169
53384775	129	166
53384780	131	169
53384781	131	169
53384782	131	169
53384783	131	169
53384784	131	169
53392090	125	161
53393000	125	161
53393001	125	161
53393002	125	161
53393003	125	161
53393004	125	161
53393010	125	161
53393011	125	161
53393012	125	161
53393013	125	161
53393014	125	161
53393020	127	164
53393021	127	164
53393022	127	164
53393023	127	164
53393024	127	164
53393030	127	164
53393031	127	164
53393032	127	164
53393034	127	164
53393040	127	164
53393041	127	164
53393050	127	164
53393051	127	164
53393060	127	164
53393070	127	164
53393071	127	164
53393080	131	169
53393081	131	169
53393090	131	169
53393091	131	169

大月市地域防災計画

平成 27 年 2 月

編集 大月市防災会議
発行 大 月 市